

第三十八回国会 社会労働委員会 議 録 第三十三号

(五三四)

昭和三十六年五月十七日(水曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 山本 猛夫君

理事大石 武一君 理事齋藤 邦吉君

理事永山 忠則君 理事藤本 捨助君

理事柳谷清三郎君 理事小林 進君

理事滝井 義高君 理事八木 一男君

伊藤宗一郎君 浦野 幸男君

小沢 辰男君 大竹 作摩君

倉石 忠雄君 藏内 修治君

佐伯 宗義君 櫻内 義雄君

澁谷 直藏君 田中 正巳君

中山 マサ君 早川 崇君

松浦周太郎君 松山千恵子君

渡邊 良夫君 赤松 勇君

淺沼 享子君 大原 亨君

河野 正君 五島 虎雄君

多賀谷眞裕君 中村 英男君

吉村 吉雄君 井堀 繁雄君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 古井 喜實君

労働 大臣 石田 博英君

出席政府委員

總理府事務官 大來佐武郎君

（経済企画庁）総 合計局局長

大蔵事務官 谷村 裕君

（主計局次長） 厚生政務次官 安藤 覺君

厚生事務官 高田 浩運君

（大臣官房長） 厚生事務官 川上 六馬君

（医務局長） 厚生事務官 森本 潔君

（保険局長）

労働事務官 三治 電信君

（大臣官房長） 労働基準監督官 大島 靖君

労働事務官 堀 秀夫君

（職業安定局長） 委員外の出席者

總理府事務官 田口 三郎君

（経済企画庁）総 合計局局長

總理府技官 高橋 正春君

（科学技術庁）技 術局科学調査 官

大蔵事務官 岩尾 一君

（主計官） 文部事務官 岩間英太郎君

（初等中等教育 局財務課長） 文部事務官 大丸 直君

（大学事務局） 文部事務官 大丸 直君

（農林事務局） 農林事務局 大口 駿一君

（農林経済局） 政務課長

労働事務官 松永 正男君

（職業安定局） 労働事務官 有馬 元治君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

（職業安定局） 労働事務官 川井 幸知君

登君及び赤松勇君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

社会福祉施設職員退職手当共済法案（内閣提出第一八一号）（参議院送付）

国民健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第八四号）

雇用促進事業団法案（内閣提出第八〇号）

○山本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の社会福祉施設職員退職手当共済法案を議題とし、審査を進めます。

提案理由の説明を聴取いたします。

社会福祉施設職員退職手当共済法案

法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 退職手当共済契約（第三条条―第六条）

第三章 退職手当金（第七条―第十四条）

第四章 掛金（第十五条―第十七条）

第五章 国及び都道府県の補助（第十八条・第十九条）

第六章 雑則（第二十条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他の者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員について退職手当共済制度を確立し、もつて社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十一条第二項の規定による認可を受けた養老施設、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第三項の規定による認可を受けた乳児院、母子寮、保育所、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、身体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び教養院

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定による指定を受けた肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設及び身体障害者収容授産施設

四 精神薄弱者福祉法（昭和三十一年法律第三十七号）第十六条

第四項に規定する精神薄弱者援護施設

五 その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの

この法律において「経営者」とは、社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他の者で、国及び地方公共団体以外のものをいう。

この法律において「職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者（その者が一年以上引き続き使用されるに至つた場合を除く。）を除く。

この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより社会福祉事業振興会（以下「振興会」という。）に掛金を納付することを約し、振興会が、その経営者の使用する職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。

この法律において「共済契約者」とは、退職手当共済契約の当事者である経営者をいう。

この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。

社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変

更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に使用されていた職員で引き続き変更後の経営者に使用されるに至つたものは、変更前の経営者に使用される職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

第二章 退職手当共済契約 (契約の締結)

第三条 振興会は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 契約の申込者が第六条第二項第二号又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除され、その解除の日から起算して六箇月を経過しない者であるとき。

二 契約の申込者が共済契約者であつたことがある者である場合において、その者につき、納付期限をこえてまだ納付されていない掛金(増金を含む。)があるとき。

三 契約の申込者に使用されている職員につき、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の規定による退職金共済契約が締結されているとき。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生省令で定める正当な理由があるとき。

(契約の成立)

第四条 退職手当共済契約は、振興会が契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

2 退職手当共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知しなければならぬ。

(被共済職員等の受益)

第五条 被共済職員及びその遺族は、当然退職手当共済契約の利益を受ける。

(契約の解除)

第六条 振興会又は共済契約者は、次項から第四項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契約を解除することができない。

2 振興会は、次の各号に掲げる場合を除くは、当該退職手当共済契約を解除しなければならない。

一 共済契約者が、経営者でなくなつたとき。

二 共済契約者が、納付期限後二箇月以内に掛金を納付しなかつたとき。

三 共済契約者が、当該退職手当共済契約に係る被共済職員につき、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約を締結したとき。

3 振興会は、共済契約者が第二十八号第一号若しくは第二号の違反行為をしたとき、又は共済契約者(共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。)若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に關して、同条第三号の違反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

4 共済契約者は、すべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

職手当共済契約を解除することができ。

5 退職手当共済契約の解除は、將來に向つてのみ効力を生ずる。

6 振興会は、第二項又は第三項の規定により退職手当共済契約を解除したときは、当該契約に係る被共済職員にその旨を通知しなければならない。

第二章 退職手当金 (退職手当金の支給)

第七条 振興会は、被共済職員が退職(被共済職員が前条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定による退職手当共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなつたことをいう。以下同じ。)したときは、その者(退職が死亡によるものであるときは、その遺族)に対し、退職手当金を支給する。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退職したときは、この限りでない。

(金額)

第八条 退職した者の被共済職員期間が十年をこえない場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、被共済職員期間が五年をこえない者にあつては百分の六十を、被共済職員期間が五年をこえない者をこえない者にあつては百分の七十五を乗じて得た額とする。

2 退職した者の被共済職員期間が十年をこえず、かつ、その退職が自己の都合によらないものである場合における退職手当金の額は、

前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額とする。

3 退職した者の被共済職員期間が十年をこえる場合における退職手当金の額は、第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、二十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百

二 二十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百十

三 二十年をこえる期間については、一年につき百分の百二十

四 三十年をこえる期間については、一年につき百分の百二十五

第九条 退職した者の被共済職員期間が二十五年以上である場合(次項の規定に該当する場合を除く。)における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、

二 十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百二十五

三 二十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百三十

四 三十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百三十五

五 四十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百四十

第十條 第七條の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の當時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

2 退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の廃疾の状態になつたことにより、又は業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第一項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 十年までの期間については、

二 十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百五十

三 二十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百六十

四 三十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百七十

五 四十年をこえ、二十年までの期間については、一年につき百分の百八十

第十條 第七條の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の當時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

第十條 第七條の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の當時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

第十條 第七條の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の當時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

第十條 第七條の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の當時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

第十條 第七條の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の當時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

第十條 第七條の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしていないが、被共済職員の死亡の當時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の當時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 退職手当金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に規定する順序による。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序による。

3 前項の規定により退職手当金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、退職手当金は、その人数によつて等分して支給する。

(被共済職員期間の計算)

第十一条 被共済職員期間を計算する場合に、月によるものとし、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうち、その者が当該社会福祉施設の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

2 前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうち、その者が当該社会福祉施設の業務に従事した日数が十日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設の業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間及び出産後六

週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。

4 被共済職員が被共済職員でなくなつた日の属する月にさらに被共済職員となつた場合において、その月がその被共済職員でなくなつたことによつて支給される退職手当金の計算の基礎となつてゐるときは、その月は、第一項の規定にかかわらず、その被共済職員となつた後の期間に係る被共済職員期間に算入しない。

5 引き続き一年以上被共済職員であつた者が、第六条第二項第二号若しくは第三号、第三項又は第四項の規定によつて退職手当共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつた場合において、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、第一項の規定の適用については、その者は、その間引き続き被共済職員であつたものとみなし、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して一箇月をこえ、同日から起算して五年以内にさらに被共済職員となり、引き続き一年以上被共済職員であつたときは、前後の各期間につき前四項の規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。

6 被共済職員期間(前項の規定により二以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算後の被共

済職員期間)に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

(支払の差止め)

第十二条 振興会は、退職した被共済職員をその退職時まで使用してゐた共済契約者が、当該退職の日

(支給の制限)

第十三条 振興会は、被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しない。

2 振興会は、被共済職員が故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しない。被共済職員の死亡前に、その者の死亡によつて退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

(譲渡等の禁止)
第十四条 退職手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む)により差し押さへる場合は、この限りでない。

第四章 掛金
(掛金の納付)
第十五条 共済契約者は、毎事業年度、振興会に掛金を納付しなければならない。

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとすし、その額は、政令で定める。

(納付期限)

第十六条 毎事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、当該事業年度の五月三十一日とする。ただし、新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金にあつては、振興会が当該契約の申込みを承諾した日から起算して二箇月を経過する日とする。

2 振興会は、災害その他やむを得ない理由により掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

(割増金)
第十七条 振興会は、掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その納付義務者に対し、割増金を請求することができる。

2 割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえることができない。

第五章 国及び都道府県の補助
(国の補助)
第十八条 国は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

一 退職手当金の支給に要する費用の三分の一以内
二 振興会の事務に要する費用

(都道府県の補助)

第十九条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、振興会に対し、退職手当金の支給に要する費用の一部を補助することができる。

第六章 雑則

(時効)

第二十条 退職手当金の支給を受ける権利及び掛金を請求し、又はその返還を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(届出)

第二十一条 共済契約者は、厚生省令の定めるところにより、被共済職員の異動、業務に従事した日数その他厚生省令で定める事項を振興会に届け出なければならない。

(記録の作成及び保存)

第二十二条 共済契約者は、その使用する被共済職員ごとに、従業員の状況その他厚生省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 共済契約者は、前項の記録を、その作成の日から起算して二年間、保存しなければならない。

(立入検査)

第二十三条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、社会福祉施設又は経営者の事務所に立ち入つて、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分

を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(原簿)

第二十四条 振興会を、被共済職員に關する原簿を備え、これに被共済職員の氏名、被共済職員期間その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

2 被共済職員又は被共済職員であつた者は、厚生省令の定めるところにより、いつでも前項の原簿の閲覧を請求することができる。

(あつせん)

第二十五条 退職手当共済契約の成立若しくはその解除の効力又は掛金に關し、振興会と契約の申込者又は共済契約者との間に紛争が生じた場合において、契約の申込者又は共済契約者から請求があつたときは、厚生大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2 被共済職員期間又は退職手当金に關して、振興会と被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族から請求があつたときは、前項と同様とする。

3 前二項の規定によるあつせんの請求の手続その他あつせんに關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(戸籍事項の無料証明)

第二十六条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)

は、振興会又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者に対し、当該市町村(特別区を含む)の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行ふことができる。

(実施命令)

第二十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に處する。

一 第二十一条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十三条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反した者

三 第二十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第四章の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十三年法律第二十号)を施行すること。

(社会福祉事業振興会法の一部改正)

3 社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「社会福祉法人に対し」を「社会福祉法人に対する」に、「資金を融通し」を「資金の融通」に、「社会福祉事業に關し」を「社会福祉事業に關する」に、「助成を行ふ」を「助成を行なうとともに、社会福祉施設職員退職手当共済制度を運営し」に改める。

第二十三条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律

第二十号)の規定による退職手当金の支給に關する業務を行ふこと。

第二十四条第二項中「目的」の下に、「社会福祉施設職員退職手当共済事業の運営の方法を加え、代理業務」を「委託業務」に改める。

第二十五条の見出しを「業務の委託」に改め、同条第一項中「貸付業務」を「業務」に、「代理業務」を「委託」に改め、同条第二項中「貸付業務」を「業務」に、「代理業務」を「委託」に改め、同条第三項中「貸付業務の代理をする」を「業務の委託を受けた」に、「当該代理業務」を「当該委託業務」に改める。

(経理の区分)

第二十七条の二 振興会は、第二十三条第一項第三号の業務に係る会計を他の業務に係る会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第三十二条第二項中「この法律」の下に「又は社会福祉施設職員退職手当共済法」を加える。

第三十三条第一項中「貸付業務を代理する」を「業務の委託を受けた」に、「当該代理業務」を「当該委託業務」に改める。

第三十四条第二項第一号中「この法律に基く命令」を「社会福祉施設職員退職手当共済法、これらの法律に基く命令」に改める。

第三十五条中「貸付業務の代理をする」を「業務の委託を受けた」に改める。

理由

社会福祉事業の振興に資するため、社会福祉施設の職員について新たに退職手当共済制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山本委員長 古井厚生大臣。

○古井国務大臣 ただいま議題となりました社会福祉施設職員退職手当共済法案について、その提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように民間の社会福祉施設は、国または地方公共団体の経営する社会福祉施設とともに、社会福祉事業の一翼をなっているものでありまして、政府といたしましては、かねてこれら職員の待遇改善について努力して参つたのでありますが、給与につきま

しては、昭和三十五年度補正予算並びに昭和三十六年度予算におきまして、約二十パーセントアップを行なつたのであります。さらに退職手当につきましても、これら職員に対する待遇改善の一環といたしましてこれを支給する制度を設け、これによってこれら職員の身分の安定をはかり、もつて社会福祉事業の振興に寄与したいと存じまして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一に、この制度の実施主体である社会福祉事業振興会と退職手当共済契約を締結できる経営者の範囲を、都道

第六に、施行期日でありますが、昭和三十六年十月一日から施行することとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由並びにその概要であります。何とぞ慎重に

題でございませんけれども、たとえば京都市のごときは、国保の組織はできましたけれども、保険医の方が総辞退をして、そうしてなお今日給付問題をめぐりましての紛争が続いておる。だ

がどうしても設置できない。それから近くの医療機関の利用も非常に困難であるという状況でございまして、当該市町村長から延期をしたいという承認の申請が大臣に参りまして、いろいろ

お話をございました。近く御心配のよ
うな点も解消するのではないかと考え
ております。

○河野(正)委員 なるほど統計の上か
らは、五カ町村が未実施ということ

らに努力を続けていかなければならぬ。そういう意味で、今日までの経緯の中でいろいろな困難があつた原因というものが、一体どこにあつたか、どういふように御判断になつておるのか、

その辺の事情を一つ承っておきたいと考えています。

○森本政府委員 御指摘のように、皆保険に達するにはいろいろな困難がございました。やとと固まったようでございます。全国三千五百の市町村でございます。それぞれ特殊な事情がございますが、一般的に申し上げます。

第一は、何と申しましても、保険財政がうまく立っていかどうかという見通しの問題でございます。すなわち国保を始めますと、まず保険料を徴収しなければならぬ。その徴収が全国平均いたしますと、一世帯年間三千五百円から四千円程度の保険料となります。国保を実施しておられるところはこれから始めなければならぬ。かような保険料の徴収がはたしてうまくいくかどうかというところが非常に心配でございます。かりにその徴収ができたとしても、たまたま、保険の収支が見合ひようになるかどうか、収入が予定通りありまして、赤字が出る心配がないかどうかという点、これが市町村当局が踏み切る際に決心しかねる最も大きな原因のようでございます。その他特殊な事情といたしましては、あるいは医療機関が十分ないところもございす。それから、主として大都市に多いわけでございますが、医師会の協力を円滑に求めたい、それにはどうしたらいいかというような、いろいろな折衝がございました。そういうような点がそれぞれその地区においてあったようでございます。根本の問題は、やはり保険料の徴収の問題、それから実施後における保険財政がうまくいくかどうかと

いう心配が第一であるというふうに考えております。

○滝井委員 委員長、こういう委員の出席の状況ではやれませんか、ストップを。無効ですよ。

○山本委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○山本委員長 速記を始め。

河野正君。

○河野(正)委員 今御説明がございましたように、今日まで皆保険制度が達成される間において、いろいろと困難の道を歩いてきた。その原因を要約すると、第一には財政上の問題、第二には医療機関の問題、第三には医師会との協力関係等の問題、こういう御説明であつたわけだ。とりわけ大きな比重を持つておつたのは、やはり財政上の問題だろうというふうに考える点において、これは全く同一だと考えます。御承知のように、医療保障というもののが形式的に達成されても、問題はそれが円滑に運営され、そしてほんとうに住民の福祉に役立つかどうか、この辺が私一番重大な点だと思ふのです。単に皆保険制度が形式的に達成された。しかしながら内容的には非常に欠陥だらけで、住民福祉のために、ないよりはあった方がいいでしようけれども、それ大きなプラスにならぬ。むしろ過重なる保険税だけを徴収されて、その負担増のために非常に住民が苦しめられるというふうなことで、皆保険制度の精神にも反するといふ結果が生まれてくるであらう、かように考えざるを得ないのです。そこで、今日まで、全国の市町村側は、その円滑なる運営をしていくためには、今日国保に對します二割の国庫補助

率を五分引き上げて二割五分にしてもいい、さらには將來国保の運営にあつた不安がございするもので、その引き上げの時期についても早急に解決してもらいたい、こういう強い要望がございする点も御承知の通りです。

そこで私も、せっかく医療保障が達成されるということでございますから、その円滑なる運営ないしは内容の充実というものを考えていかなければならぬので、今日までしばしば実は国保に對します補助率の引き上げということを強く要望して参りましたことも御承知の通りです。しかもそのために、実は今日までしばしば当委員会審議がストップするといふ経緯もございました。そういう意味で、実は四月の二十日、自民党と社会党の両党の国会対策委員長と池田総理との間に、いわゆるトップ会議が行なわれて、そして池田総理からすみやかに善処するといふふうな確約が行なわれて、またこの委員会の審議が開始されたといふわけで、私どもは民間をいたしておるわけです。しかし実際問題として、この国保法の審議を担当いたしました委員会は、当然その経緯でございますから、当然その経緯でございますから、大臣からすみやかにこの委員会において御報告される義務があるであらうといふようにわれわれも考へておるわけです。われわれは、少なくとも委員会の責任において、国保の内容の充実、向上発展といふことに対して御協力を申し上げるという立場をとつておるべきではないかと、実はそういう運営については案外つんぼさじきに置かれておる。こういう経緯がありましたことは、私どもも

当委員会の一員としてまことに遺憾に考へております。そこで私は、当委員会として、一つ大臣からその間の経緯をお聞きする義務があると思ひます。その間の事情を一つ明らかにしていただきたいと思います。

○古井国務大臣 お話のように、一応国民皆保険の体制はできたわけでありまうけれども、内容に至りましては今後に残つておるものが相当たくさんあるものであります。これを改善充実して、内容を向上させるということは、おっしゃるまでもなしに、次の段階としては当然考えなければならぬ問題であります。ことに、ほかのいろいろな保険と比べて、国保は内容が低いのでありますから、均衡をとる意味においても内容の改善充実が大事であります。給付率の問題もありまして、それから国庫負担の率の引き上げの問題もありまう。この点は総理も、お話を申し上げた今のような経過であります。私どもとしては、むしろこつちが先に立つて国庫負担の改善の点も大きに努力をしたいという考えを持っております。前にもこのことは申し上げたかと思ひますけれども、重ねてそのことを申し上げておきたいと思ひます。

○河野(正)委員 実は四月の二十日、両党の国会対策委員長と池田総理との間で、この国庫補助率の引き上げの問題がいろいろと話をされ、その後においては、実は私も新聞その他で仄聞するといふ程度で、当委員会において全くその間の経緯が明らかにされておらぬという状況であります。それと、当委員会の審議というものが非常に軽視される。むしろ池田総理よりも厚生大臣みずから積極的に国保を育

成するという建前から、その補助政策についても積極的な方針をとりたいたいとお説もございましたが、私は委員会の審議を重要視するといふ建前から、今後積極的にそういう方針をとつて臨んでいただく。委員会中心ですね。もちろんそれは非常に困難な問題ですから、両党の間で話し合ひをされることは非常にけっこうでありますけれども、そういう事情があつたならば、すみやかに委員会においても、その間の事情というものを明確にお示し願つて、審議の対象として、どこまでも国会審議という建前からこういう問題の解決に当たつていただく、こういう方向でぜひお願いを申し上げます。

今大臣からも御説明がございましたが、今回の国民健康保険法の改正にあたりましては、なるほど一部におきましては、精神と結構でございます。向上をいたす、こういう点につきましては私どもも賛意を表するわけでございます。しかしながら実施されるだらうというところは既定の事実でございます。ところがそのことは国保財政及び被保険者、特に大臣からお話がございましたように国保の場合には低所得者が非常に多い、そういう被保険者の負担増です。こういう点については今度の三十六年度予算では考慮されておらない。単に今度の改正法によつて結核のないは精神障害者の負担軽減、五湖から三割負担になつたわけですが、これだけで解決するなまやさしい問題ではないと思ひます。特に国保の場合にはさつき申し上げますように低所得者層が非常に大きな比重を占めておるわけですから、

そういう被保険者さらに保険者の負担増に對する考慮というものが、実は今度の予算で考えられておらぬ。しかも今日の達成まで国保が困難な道を歩いてきた一番大きな原因は、財政上の問題もあつた。ところが、すべてでございませぬけれども、一部でございませぬ負担増に對する考慮が払われておらぬ、せっかく皆保険達成に對する批判が行なわれながら、その批判に對する善処が行なわれておらぬということ、私も非常に残念に思つておるわけでございます。そういう點に對してはどういうふうにお考え願つておるのか、一つこの點も御所見を承つておきたいと思ひます。

○古井國務大臣 たいだいまのお尋ねの點は、これも前の機会に御説明申し上げたかもしれぬと思ひますが、今度の予算に組みました医療費の引き上げ一〇%に伴う国保財政の問題であり、この點は今の制度のもとで当然国が持つべき部分、それから今のままでは国保団体が持つべき部分と分かれてくるわけであり、国保財政では、今の制度では持つべき部分が、今度の引き上げに伴つて二十四億と計算したのであります。それに対して、ほつておけば国保団体が負担することになるものであります。今国保財政のなかになかなか苦しいという実情をよく考へまして、任意的ではありますけれども十五億補助金、そのほかの財政措置で五億ぐらいの手当をする、つまり二十四億に對して約二十億という手当をいたしたのであります。決してほつておいたのじゃないのであります。これは制度からいへば当然国保団体の負担すべき部分であつたのであり

ますが、そういう措置も講じたわけであり、なお一方患者負担の分の問題は残ります。これはしよせん給付率の問題になつてくるわけであり、五割患者負担ということになつておりますけれども、五割が増す範囲では患者が負担しなければならぬことになるのであります。この問題の解決は給付率の引き上げという道をとる以外には手がないのであります。その問題は今の建前をさらに改めて、給付率を今後引き上げるといふ問題として解決しなければ道がありませんので、ここを今後の問題として、さつきも申し上げたように給付率引き上げ改善の問題として基本を改める努力をしていこう、こ

ういふ考え方を持っております。○河野(正)委員 医療費引き上げの問題と同時に、実は今度の保険医療費の増の紛争に際して、いろいろ自民党と医師会、歯科医師会との間に取り組みが行なわれておる。十三日の医師会、歯科医師会の大会においても、自民党の三役の方が御出席になつてさらに再確認されたようでございますが、いずれにいたしましても取り組みが行なわれる。その中で直接国保に影響してゐる――まあたくさんありますけれども、具体的に問題があるわけ、それはどの問題かと申しますと入院料、往診料、歯科補綴料についてはすみやかに処置を行なう。これは非常に具体的な例だと思ひます。そのほか単価の問題その他ありますけれども、具体的にこの点が一番具体的な点です。すみやかに措置されぬという、これが勢いまた保険財政に影響を持つてくるわけ、しかもそれが紛争解決の、すべてではございませぬけれども、一因

になつておるといふことになり、また、この點も私は具体的にきかれて重要な問題になつてくると思ひますが、それではその入院料、往診料、歯科補綴料をすみやかに解決するといふことはどういふことを意味してゐるのか。具体的に幾ら上げるといふこともありませんし、あるいはまたいつから実施するといふ時期の問題もありません。そういう點についてはどういふふうにお考えになつておる。これも結局国保財政に影響を及ぼして参ります。そういう意味から、一つこの點も伺ひ申し上げておきたいと思ひます。

○古井國務大臣 入院料、往診料、歯科補綴料の引き上げ、このことのため今日までの既定の予算以上にいふゆる医療費の引き上げを行なうといふことになり、さらに補正予算等の財政措置でいくわけになるので、さういふふうになつておる。それに対してまたさらに幅を引き上げる、といふことは、補正予算、これに伴つて国保財政の負担の問題も起つてくるわけ、

「委員長退席、大石委員長代理着席」これに對しても、その機会には私は当然、国保財政に對してさらに加わる部分ありとすれば、それに対する国保財政措置、これを考えなければならぬ、さういふふうにお思ひます。その部分は上げつぱなしで見ないといふわけには国保財政の状況から見てもいゝかぬ、見なければならぬと私は思つております。

○河野(正)委員 それでは、考え方としては今の御説明で了解がいくわけですが、具体的にその時期については、

補正予算等の問題もあると思ひますが、いつごろをお考えになつておるか。

○古井國務大臣 これはもともとのあの申し合せも、すみやかにといふこととありまして、これは新しい財源を要する問題であれば、補正予算といふうな措置を講じなければならぬので、すから、その問題になつてくるのであります。私だけでこれはいつやりますとかいふことを申し上げることは困難であります。しかしあの趣旨も、できるだけすみやかに、こゝろのことこゝろといふ意味では、さつきも申し上げたので、いつとこゝで私だけで申し上げるのは、ちよつと困難かと思ひます。

○河野(正)委員 そりすると、すみやかにです。次期補正予算の段階で、といふふうには理解してけつこうですか。

○古井國務大臣 これはすみやかにといふておる意味の趣旨の問題であり、さういふから、できるだけ早く、こゝろのことこゝろであります。来年度まで待つと必ずしも言つてゐるわけでもありません。まいし、そこはお互いが意味をとる、理解をとるといふことであらうかと思ひます。

○河野(正)委員 すみやかにといふ言葉の理解の仕方であり、さういふこととも長識あるすみやかにといふこと、一つこれは早急に善処していただくといふふうにお願ひをしておきたいと思ひます。さらに、たいだいまもこの国保財政に對して国がどういふ助成政策をとるべきかといふ意味の一、二の例をあげての質疑を行なつたわけですが、今日国民一人当たり年間どれぐらゐの補助、助成といふものが行なわれておるかといふことを私は調査いたしました。ところが、最も裕福な組合管掌保険、これが一人当たり百九十六円、それから黒字であると言われております船員保険では八十三円、それから給付内容が非常に劣悪で問題になつております日雇健保、これではわずか百十六円、それから過半数が低所得階層であります国保、国民保険、これがわずか六十八円、私が調査いたしました範囲ではさういふ実情になつておるようです。ところが、今までのいろいろと大臣から御所見を承りましたように、国保が財政的にも一番問題がある、こゝろいふに言われておる。ところがそれに対しては、国の補助額といふものが、わずかに六十八円といふことで一番低いわけですね。私が今申し述べた中では一番低い。さういふと、せつかく国保の実態について御理解をいたしておるようであり、さういふ結果が生まれてきておるのが今日の実情のようでございますが、さういふ點に對してはどういふふうにお考えになつておられますか、一つ明らかにしていただきたいと思います。

○森本政府委員 たいだいまの各保険に對しますところの国庫負担の額についての数字をあげてのお話でございますが、これはいろいろ計算方法等もあると思ひますが、ちよつと私の方で調べました数字と相違いたします。つきましてはそのまま承つていいの

七

かどうか、あるいはまた私の手元の数字が間違っているかもしれないが、少しそこを来たしております。その点を申し上げておきます。

ただ数字に触れずに申し上げますと、一番高い医療給付費でございますが、医療給付費につきましては国の庫負担額が一番多いのが、やはり日雇健康保険です。それからその次が国保でございます。それ以外の政府管掌、あるいは組合健康保険、船員保険、共済組合というのは、総額にいたしまして一億足らずでございますから、給付費につきましてはほとんど少ない数字でございます。やはり一番大きいのが日雇健康保険、その次に多いのが国民健康保険、その他の保険につきましては、給付費についてはほとんどネグレクトしてもいいくらいな数字ではないかという感じがいたします。数字のつき合わせはあとにいたしますが、そのまま数字をちょっと受け取りたいという感じがいたしますから申し上げます。

○河野(正)委員 数字については、私の述べたところと今厚生省から示されたところについては若干の相違があるというようにございまして、それによっても、しかしながら、国民健康保険の被保険者、この被保険者の所得が月一万五千円以下、こういう階層が大体六割以上存在してある。しかもその階層の中には主として農民、中小企業、こういう低所得者階層といふものが大きな比重を占めてある。しかも先ほどちょっとお話がございましたように、一世帯当たり三千五百円から四千円近い保険料というようなものを支払わなければならぬ。しかもことしの四月一

日から拠出年金も開始される、こういうふうになりますと、低所得者階層でございすにもかかわりませず、保険料その他の負担額といふものが大きくおおいふさぎさきでございす。そこで今補助率についてはいろいろ数字の相違もございすましたが、しかし実態は今申し上げますような実態でございすから、たとい今度の改正によつて結構ないし精神病が七割の負担といふふうに向ふ上されたといひましたとしても、今申し上げますような実態でございすので、たとい補助額の数字に相違があつても、この実態の上では、今日の助成政策だけでは十分でないといふことはもう明らかな事実だと考へるわけですから、そこで、私は大臣もそういう実態は十分御承知だと思つてございすけれども、そういう実態に立つて今後どういふふうに対処されようといひたしておりますか、もう少し突つ込んで一つ御答弁をお願い申し上げます。

○古井国務大臣 これはさつき以来申し上げましたように、つまり患者負担の分が国保では五割でありますから、一般的に申し上げますれば五割給付でございすから、その患者負担を減らすためには五割の給付率といふものをもちつて引き上げる。そうすれば患者負担が減るわけでありまして、そういう道しかないものであります。それからまた、引き上げますとそれだけ保険経済の負担が大きくなるわけでありまして、ほつておけば保険料の引き上げをしなればならぬわけでありまして、そこでそれに対して今度は国の負担割合を引き上げるといふ問題になつてくるわけでありまして、国の負担の二割と、それか

ら五分の調整金と、二割五分でありまして、その負担をもつと引き上げる、これ以外には保険料引き上げを抑える道はないのですから、回つてきて結局国の負担割合をもつと引き上げるといふ問題になつてくるわけでありまして、その問題が国の負担をどうするかというさつき来の問題になつてくるわけでありす。この問題は、さもなくとも国保財政が窮乏なんですから、これは大きに今後引き上げの問題を考へなければならぬと申し上げておるのは、そこなんでありまして、そういう考へ方を持つておるつもりであります。

○河野(正)委員 少なくともそういう実態にあるという認識に立つて、さらに格段の御努力をお願い申し上げます。御承知のように、先ほどから申し上げますように、一応形式的には全国で全地域にわたつて国保が組織化をされて、そして皆保険制度が達成をされたといふことに相なつたわけですから、ところが今日の状況を振り返つてみますと、皆保険計画といふものが、特に普及に重点を指向する、法律の規定もございすから、とにかく一〇〇%の組織化を達成していく、そういうことに私は指導上の重点といふものが向けられたといふふうに実は理解をしておるわけですから、そのために事業内容あるいは保険財政、医療制度、そういうものにおきましてはそれぞれの市区町村によつて内容的に優劣が生ずるといふ結果も私は生まれてきたと思つております。まずその一〇〇%組織化、多少問題はあるけれども、といふことで、そういう方向に重点が指向されてきたので、今申し上げるようには若干問

題を残してきています。そういういたしますと、そのことは医療保障の機会均等という立場から見ますと、非常に問題があると思つております。一応組織化について一〇〇%達成されたが、内容には市区町村によつてそれそれ優劣があると申すことになつて、社会保障の精神でございす機会均等という立場からなれば、さつき問題があると思つて、さつき組織的な面が一〇〇%達成されたといひますならば、今日はむしろさういふ内容の面、あるいは内容的な不合理、さういふものの改善にさらに一層の努力をはかつていかなければならぬ、そのために国も大きく御助力願わなければならぬ。もし不幸にしてさういふ矛盾や不合理といふものをそのままに放置して、この皆保険制度を前進させるといひますならば、ひいては国保がどこかで行き詰まる、どこかで崩壊の危機をたどらなければならぬ、さういふ危険性が生まれてくると思つております。従ひまして、さういふ内容的な面を皆保険制度に即応するようには、私は一つの大きな改革をはかるための努力を行なうべきじゃないかと考へるわけですが、さういふ点に対して大臣いかがでございすか。

○古井国務大臣 今後の国保の前進の問題は内容の改善、充実、向上であるといふことは、さつき来申し上げておることでありまして、体制は一応できたけれども、今度は内容の向上であるといふことは、お説の通りになつて申す上げておるわけでございます。そこでその次の、そのための改革、むろん改善、充実していくための改革になるわけでありまして、改善するためには当然

改革しなければならぬと思ひますから、その通りに思つております。

○河野(正)委員 そこで、さういふ方向については御了承いただいたわけですが、たとえば給付率、今京都府で保険医が総辞退しておる実態も給付率をめぐつての紛争でございすから、この給付率が各市区町村でそれぞれ違ひ、五割のところもございすし、七割のところもある。そこでその頭をそろえ、と同時に、その頭をさらに八割、九割、十割という方向に向上させていく、そのためには国保の国庫負担率、今二割といふことでございすから、これを三割、四割に上げてもらひ、それから調整交付金、今五分ですけれども、これを一割に改善を加えていく、さういふことが今大臣の御説の方向からしても非常に望ましいと思つて、ところがそれには財政上の問題が伴ひ、いつて、それを行き当たりばつたりにやつてもらへばなかなか前進できぬと思つております。

そこで、せっかく生まれた国民皆保険でございすから、それを円滑に発展、向上させる、それにはここで一つの年次計画といふものを作成して、逐次段階的に改善していくことが当然必要ではなからうか。さういふことになりまして、実際の保険団体でございす市区町村においても、それに対応してだんだん体質の改善をはかつていくといふことにならうかと思つております。さういふ意味で内容を充実させる、内容を向上させるのが今後の問題であるとするならば、そのために年次計画を策定していくことが当面の問題として急務ではなからうかと考へるわけでは

が、その点は大臣いかがでございますか。

○古井国務大臣 医療保障全体を今後前進させます上には、ただいまの国保の内容を早く他の保険と同じところに到達するように引き上げていくことも一つの重要な点であります。そのほかにもたくさんあります。たとえば保険の中における診療内容というものを一

体今のようになすに制限を加えておくかどうかというふうな、つまり診療の自由という問題とどういうふうな調和させるかという問題も共通的にあります。そのほかの問題もまだあります。

医療保障全体をどういうふうによくしていくかという点を総合的に考えなければいかぬのではないかと、その一環として国保も大事な問題であります。ひっくり返ってこれから段階的にどう

持っていくかという点を考えていきたいと思っております。これはしかし医療保障のみならず、社会保障全体についても、全体としての今後の段階的な進め方を考えていきたい。たとえば長期計画の問題もありますが、他の社会保障の諸制度をまた総合的に考えてみなければならぬ、基本的にそういう考え方を持っているのであります。

そういうふうな調査準備もだんだん今進めておる中途であります。なるべく早い時期に結果をつけるようにしたい。次の予算時期には、一つのあ

る全体的な長期の計画をもとにして予算化をはかっていくということにしたいという目安で今せっかく努力をしておる中途であります。

私はずっとに不合理だというふうに考

えるわけです。そういう意味から一つすみやかにこの年次計画を策定されて、そして医療保障の機会均等という建前から、すみやかなる改善をはかっていたらと思います。お願いいたしておきたいと考えます。

今申し上げます医療保障の機会均等という建前から一つ重大なことは、医療機関の適正配置という問題がござい

ます。もちろん今日でも、国保の医療機関の設立については若干の国の援助がござい

ますことも承知はいたしておりますけれども、しかしながら、そういう僻地におきま

す医療機関の経営と申しますか、運営というものは非常に困難な状態に置かれておるとい

うことは今さら論議する必要もないと思

○古井国務大臣 医療機関が欠けてお

りましては、医療の機会均等は得られ

ないわけでありまして、従来とも無医地区の解消という政策のもとに漸次無医地区の解消をやつてきておるの

であります。しかしまだ全部は進んでおらぬところがあります。それから特

別な地区では、今年度のごときも、巡回診療車や巡回診療船などを考えたり

いたしまして、無医地区の解消を一つの大事な方面としてやつてきておる

ところであります。なお、公的な医療機関の出張診療、巡回診療などもも

助の対象とすることができるよう

に考へております。そういうことで従来よりも助成の面を強化いたしたわけ

でございます。なお保険局の方でも国保の直営診療所をなるべく無医地区に重点を

置いて作つていきますので、無医地区とか医師の非常に少ない地区に急に診

療所を置いていくことができると思

います。また診療所を作るまでもないというふうなところにおきましては、先

ほど大臣がおっしゃいましたような巡回診療車や診療船を雇

たしてあります。それから運賃につ

きましては、その赤字の半額を補助する

という建前でございます。その運賃が先ほど申しましたように、従来

よりも二割方、三十五年度に比べまして三十六年度は増額をいたして

おります。従つてたとえば人件費の予算について見

ますと、人件費の予算の単価では三十五年度は医師については四万二

百円を組んでおりましたのが、三十六年度におきましては五万一千六百六十

九

九

九

九

九

九

九

よくすることができると思っておりす。

○河野(正)委員 まあけっこうなお話を承りましたので、十分今後とも一つさらに格段の御善処をお願い申し上げます。

せっかく医療保障の機会均等の問題が出て参りましたから、この際具体的な例でございませうけれども、一つお伺いしておきたいと思ひますが、厚生年金積立金は被保険者及び事業主が拠出したしました零細な保険料の集積でございませうことは御承知の通りでございませう。従つてそういう貴重な金でございませうから、被保険者及びその家族の福祉の向上に役立つように使つていこうことは、これは当然のことだと考へるわけですね。もちろん厚生年金の還元融資の場合もそういう趣旨でなければならぬと考へます。では一体その還元融資というものが、私が今申し上げましたような方向で正当に行使されているかどうか、後ほど私は具体的な例についてお伺いを申し上げたいと思ひますが、そういう点に対して一つ保険局長からお答えを願つておきたいと考へます。

○森本政府委員 ただいま厚生年金積立金の還元融資についての御質問でございませうが、この積立金は、還元融資をする場合には被保険者の福祉のために還元して使はれる、こういう趣旨でなければならぬということでございますが、まさにその通りでございませう。そのやり方としましては、すでに御存じのように、毎年どういふ対象に對して、どういふ施設について融資をするか、それから融資をした施設の経営についてはどういふ方針でやるという

ことをここ数年來検討しまして、固まつた方針がございまして、その方針によつて対象の選定、それから施設の選定、それから事後におきましますところの運営の監督指導、こういう点を留意いたしましてやつておるつもりでございまして、ただいまのところ特別このやり方について間違つておる、困つたという話も聞いておらないようでございます。大体適正にこの還元融資は行なわれておる、かように考へております。

○河野(正)委員 今局長が御答弁されましたように、厚生年金の性格から申し上げますまでも、その還元融資というものは、常に被保険者ないしはその家族の福祉向上のために行使されなければならぬということは当然の事柄だといふふうに考へるわけですね。ところが具体的な例で恐縮でございませうけれども、福岡県の中間市に前年度四千三百萬円の還元融資を受けて大正鍼灸が病院を経営するということ、実は病院の設立を二カ年計画で実施をしたようです。ところが民間のところにありますと、還元融資で従業員の福祉のために設立しながら、その施設を一方的に一人に委託経営をさせる、こういう具体的な事実が出て参つておるわけですね。なるほど医療法人も、利潤を追求せぬという法の建前ではございませうけれども、実質上は税法上の建前から利潤を追求するという形をとつておるわけですね。せっかく被保険者及び事業主の拠出した零細な保険料の集積である還元融資、それが被保険者及びその家族のために行使されるのではなくて、一人の営利のために行使されるというところは、私どもの全く承知する

ることのできない重大な問題だといふふうに考へるわけですね。こういう点が出てきておるわけですが、こういう点に對してどういふふうにお考えでありますか、一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○森本政府委員 ただいま福岡県の大正鍼灸と申されましたが、これはたしか事業主病院だと思ひますが、この経営につきまして適當でない点がある、還元融資の目的に沿わぬ事実があるやに聞いておるといふお話でございませう。実は私ただいま承つただけでございまして、この点どうかということはいさぐさ承知いたしませんので、事実につきましては、なお詳細取り調べましてお答え申し上げます。還元融資を受けまして事業主病院の設置をするといふ場合は、直接の経営のやり方をして従業員に利用させる、こういう建前でございまして、委託経営でやるとか他に肩がわりするといふ、そういう行為はたしか補助の条件があるいは実施要領か、どちらかにございませう。これを認めておらぬはずでございませう。かりに私の記憶の通りであります。またそういう事実がございまして、たならば、是正の道をとりたいと思ひます。ただいまのところ具体例につきましては詳細存じておりませんので、十分調査いたしまして、事実があらますならば是正の措置を講じたいと思ひます。

○河野(正)委員 この際一つ、今の厚生年金といふきわめて私どもが重要視しております案件でございませうから、重ねて意見を申し上げて善処をお願いいたします。今申し上げました

ように還元融資の精神に沿う形でこの医療機関の運営が行なれないといふ一つの事態が出てきておる。と同時に、四千三百萬円の還元融資が他に流用されたといふ奇怪な憶測が行なわれておる。医務局長もおられますけれども、これは七十五床、建坪三百五十坪だそうですが、これが古材を持つてきて病院を建設した。どこから見ても、良識的に判断して四千三百萬円かかるというふうには考へられぬ。私はもつと具体的な事実を聞いておりますけれども、一応調査の段階でございませうからここでは明らかにいたしません。資金が流用された形跡がある。それから、先ほど局長からも御答弁ございませうが、厚生年金の還元融資で建設される医療機関でございませうから、一応地方団体が借り受けて、そして事業主病院で経営するといふ建前でございませうけれども、形式的にはそういう形式をとつて、実際には営利を追求するところの一人法が経営するといふ形をとる。そこには形式的に非常に無理がある。そこではその無理を押し通すために、いろいろ奇怪な風聞がございませう。いずれ機会があらますならば、その間の醜聞についても取り上げてつけようでございませうけれども、そういうことになりませうと、これは犠牲者が出てこないとも限らぬ。そういう奇怪な事実が出ておりますし、しかもそれが先ほど申しますように非常に貴重な資金である厚生年金の還元融資でしか、私どもはこの問題を懸念できぬわけですね。一つ嚴重に御調査されて、もし私が御指摘申し上げましたような事態であるならば、即刻に善処をされぬ

と重大な事態が生れるということと十分聞き取り願つておきたいと考へます。これに對してどういふふうにお考えになるか、一つこの際はつきり聞いておきたいと思ひます。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、詳細に事実を取り調べまして、かりに間違つたことがございませうならば是正をすみやかにいたしたいと思ひます。

○河野(正)委員 それでは、今申し上げましたことに對して即刻調査を願ひ、その結果についてはすみやかに一つ御報告を願ひたい。

それから、これも基本的な点にわたると思ひますけれども、先ごろ日本學術會議が数点にわたつて問題点を取つたとして医療制度に対する勧告を行なつたといふことを、新聞でも承りました。大體中身は、制限診療の撤廃、療養費払いの範囲の拡大、差額徴収の範囲の拡大、一部負担の範囲の拡大、初診料格差、病院格差の設定その他であります。これらの点は、基本的な問題でございませうけれども、國庫財政にも非常に重大な影響を及ぼして参ります案件でございませう。そこで、実は一々詳しくお尋ねするべく準備はいたして参りましたけれども、時間もございませうから本日は省きたいと思ひます。いずれ機会を見つけてゆつくり質問の時間を与へていただきますと思ひますが、本日は時間もございませうので、そういう諸点について一つ御所見を承つておきたいと思ひます。

○古井國務大臣 日本學術會議が医療制度について勧告をいたしたわけでございますが、これは權威のある學術會

議のことでありますから、この意見は十分敬意を表して、とるべきものあれば実行するようにいたしたいと思っております。ことに代表の方がわざわざ私どものところまでおいでになって、例の制限診療の改革案の一つとして、療養費払い方式と現在の現物給付方式の併用をやたらどうかと非常に熱心に言ってお帰りになりました。含めまして大いに敬意を表して、実行すべきものは実行するようにいたしたいと思ひまして、私どもも、次の段階における問題として大いに検討しておるところであります。次の段階と申しますのは、診療報酬引き上げ問題ということがとりあえず当面の問題でありますけれども、基本的に医療制度を改善していく問題の中のモメントとして、現にもう研究、検討を続けておるところでありまして、結論を出したいと思っております。

○河野(正)委員 先ほど申し上げましたように、時間がありませんから個々については一つ省きたいと思ひますが、その中で特に重要な点は、現行の医療保障制度を改めて療養費払い方式を併用すべきだという勧告です。この点は非常に重要な要素を持つておると思ひます。これは考えようによりますと医療保障の非常に大きな退歩になる。高額所得者にとっては利益が大きいかれども、低所得者にとっては非常にマイナスも出てくる。また、だんだんと患者負担の増大となって医療保障というものが後退する結果を招来する危険性もあるわけですね。そういうことで、勧告の内容については非常に考えなければならぬ点もございします。そこでこの際突っ込んで聞きたいと思ひま

すけれども、省略いたしましたして、一つ慎重に御検討をお願いしたいということでは、本日はとめておきたいと思ひます。それから、保険医療等に関する問題で最後に取り上げておきたいと思ひます。これは、指導監査の問題があるわけでございます。まことに残念でございますけれども、今日まで指導監査によつて数多くの医師が犠牲となつたという例も多々あつたわけですね。ところが昭和二十九年厚生省監査の結果、戒告処分を受けた栃木市の中本医師、この中本医師がこの戒告処分を不当として提訴をいたしました。そうしてえんえん七カ年に及ぶ行政訴訟を行なつたわけですが、その結果去年三月十四日東京高裁で戒告処分の決定を取り消すという判決を受けたわけですね。私は、このことは今日の監査のあり方

の一つの大きな問題を投げかけたというふうに判断をするわけですが、今日の監査のあり方に対してどのようにお考えでございしますか、大臣から一応御所見を承つて、後ほどまたいろいろと若干の質疑を行なつてみたいと思ひます。

○古井国務大臣 監査の実際問題も含まれておりますので、保険局長からお答えを申し上げます。保険局長からお答えを申し上げます。この保険医療の指導監査につきましては、なかなかやり方についてむづかしい点がございますので、問題を起こします。昨年早々でございしたか、関係団体とも打ち合わせをいたしまして、指導監査のやり方について従来の点に改善を加えて、新しい方法によつて目下実施をしておるわけでありまして。ただいまのところ新しい監査方法、指導方法につきまして

は、今のところ問題がないのでございしますが、しかし検討いたしますれば今後改善を要するところもあらうと思ひます。一応昨年の初めに関係団体とも申し合はせて意見を聴取をいたしました方法によつて現在やつておるわけでございます。

○河野(正)委員 実は昨年話し合つた結果、その後問題はあまりないというふうな御答弁でございましたけれども、非常に問題があるわけですね。そこでその点について若干触れたいと思ひますが、今私が御指摘を申し上げました栃木市の例は、社会保険の診療方針に違反をして、過失により診療報酬の不当請求をした、これが戒告の理由になつておるわけですね。ところがそれを調査いたしましたところが、どうも官僚のつち上げによる不当監査というふうな結論になつて、東京高裁に提訴をするという経緯になつたようでございます。そうしてその結果は、その処分は不当であるという判決が出てきたわけですね。そこで昨年の関係者との話し合ひで、その後は円滑にいつておるといふようなお話でございましたけれども、今私が御指摘申し上げますような実情というものが、今日も依然として引き継ぎ行なわれておる。これはもう今申し上げました高裁におきまします中本医師の場合の一例でございしますけれども、証人から判をもらつて、そうして勝手に判を押しして虚偽の事実の調書を作成する。そういう事実があつたわけですが、私はこういう行き方といふものは、明らかに監査の行き過ぎだと思ひます。けれども、それと同じような例が昨年、これは全国であらうと思ひますけれども、私は福岡県

の例を持つてきておりますが、行なわれておる。これは福岡県の民生部長名で保険医の指導監査の出頭命令が出されておるわけですが、それによりまして、一部負担金の出納簿を持参せよということが実は明記されておるわけですね。もちろん診療録あるいはレントゲン写真、各種検査結果、こういう点は一応指導する意味においてもまあ問題がないとしても、この出納簿を持参して出頭せよ、それからさらには印鑑を持つて出頭せよ、こういうことが民生部長名で通告されておるわけですね。

局長から先ほど、昨年の関係者との話し合ひによつて、その後は非常に円滑にいつておるといふことでございしますが、けれども、こういう事実が今日依然として行なわれておる。こういう事実を一体どういふふうにお考えになつておるのか、一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○森本政府委員 まず最初の点でございしますが、中本医師の戒告関係の事件でございします。これは御存じのように第一審におきましては戒告処分は受当であるという判決、第二審におきましては前の処分は適当でないという判決、それから、目下これは知事におきまして上告をいたしております。従ひましてこれは目下裁判中の事件でございします。その内容について、むしろ事実の認定の問題であります。いろいろ論議を加えるのはどうかと思ひますので、これは判決の結果を待つことにいたしたい、こういう気持ちでございます。

それから福岡県の民生部長から保険医に対して、資料としてこういうものを持つてこいという通知が出ておると

いうお話でございしますが、ただいまのお話のように、カルテでありますとか、あるいは検査結果であるとか、こういうものは審査の点から当然必要だと思ひます。御指摘の一部負担金の出納簿というものが、現在の取り扱いにおきまして、法律上書類の提出を命ずることができるといふ規定がございしますが、それに該当しておるかどうかが、ちよつと具体的にたたいま判断いたしかねます。結局そういう審査、監査をする場合に、法律で書類の提出をするといふことになつております。それに含まれるかどうかという認定の問題がございします。ちよつとたたいまのことろ、これが含まれるか含まれないかはデリケートな法律問題だと思ひますので、この点はなお検討させていただきます。かゝる点に法律解釈があれば、これは少し行き過ぎだと思ひます。監査、審査のために必要だとなれば、これはまた提出を命じられるものと考えます。その結論はちよつときよりは保留をさせていただきます。

○河野(正)委員 その結論は保留といふことでございしますけれども、今日国民皆保険制度でございしますから、この一部負担金の出納簿といふものは必ずしての出納簿に通ずるというふうには私は理解をするわけですね。そういうことは、いやしくも昨年の関係者との話し合ひでは、指導監査だといふようなことで話し合ひがついておるといふことは私も仄聞をいたしておるわけですが、にもかかわりませず、出納簿を持参せよといふことは、もうすでに監査といふものは、前提として、世間でいわれておりますように被疑者扱い

でこの監査が行なわれるというように判断されてもいたし方ないと思うのです。もしどうしてもそういうふうな必要に迫られたならば、またそのときでいい。最初から出納簿を持参せよ、どうもお前のところは不正があるらしい、そういう考え方に立つてやるといふところに私は今日までの監査に行き過ぎがあったと理解するわけです。もしその必要があったとしても、これは一応やって、その後その必要性があつておやりになるならまああてございしますけれども、冒頭からこういう要求をすることは人権侵害にも相当すると思はれるわけです。それから、この段階では留保するという話があつたけれども、もちろん行き過ぎだとはつきりおっしゃつていただきたいと思ふのです。この点いかがですか。

○森本政府委員 先ほど申し上げましたように、提出を命ずる時期なり段階なりにもよろうと思ひます。それからただいまの通牒とおっしゃいましたか、通知であるか通牒かどうか知りませんが、そういう点にも関連いたしまして、なお的確なる回答はその辺をもう少し調べてからいたしたいと思ひますが、今ちょっと考えまして、最初から一部負担金の出納簿を持つてこいという一般的な言い方は、本省では考へておりません。最初の段階におきまして、そういう書類までも持つてこいと提出させる必要があるとは考へておりません。ただ、いろいろ調べております段階のうちに、そういう点も少し調べなければならぬという点が出てくれば、これは個々のケースにおいてそういうこともあり得るかと思ひます。最初から借りる、重要なものとして提出

出させるということまでは考へておりません。それからなおその通牒なり通知なり、どういふケースであつたかというところを検討しませんと、やはり問題があると思ひます。一般的に申ししますとそういうことであります。

○河野正委員 そのままですと、出納簿を持参せよ、冒頭からそういう通告をするのは行き過ぎであつたといふふうに理解してけつこうですね。

○森本政府委員 先ほど申しましたように、それぞれの段階でいろいろ違つてくると思ひますが、最初から一般的なそういう書類を出させることは必要ないだらうと思ひます。

○河野正委員 同時に印鑑も持参せよということなんです。ところが中本医師の裁判にもございしますように、実は印鑑を白紙に捺印させて、そしてあと適当に調書を作つておける。これは証人調査の段階でそういうことが、明らかになつておけるわけです。それで私は、もし本人の供述書のために必要であるならばサインでもけつこうであると思つておる。そういうところでは私に今日の監査に対する行き過ぎがあつた、少なくとも行き過ぎと考へられる一つの傾向があつたと考へるわけです。局長もいろいろ周囲の事情から非常に慎重なお答えのようでございしますが、けれども、どこから見ても、少なくとも今日までのやり方は行き過ぎだと思ふのです。今まで局長との論議をお聞きになつてどういふふうに御判断になりましたか、最終段階でございしますから、一つ大臣の御答弁をお願い申し上げます。私に私の質疑を終わりたいと思ひます。

○古井国務大臣 監査は適当によく考へて実行しませんが、いろいろな弊害も起ることでありますから、氣をつけて従来もやつてゐるのだと思ひますけれども、不必要に境界を越したり度を越したりしないように、適正な監査を執行していくということを考へなければなりません。今承つておつた話で、實際問題で度を越したかもしれぬと思はれるものがありますので、度を越さぬようにやつていく方針をとつていきたいと思ひます。

○山本委員長 滝井義高君。

○滝井委員 国民健康保険法の一部を改正する法律案について少し聞かしていただきたいと思ふのです。

国民健康保険は昭和三十三年に四カ年計画を立てて、ことしがちやうどその最終年になるわけです。この四カ年計画の樹立以来非常に順調に進んで参りました。問題は、今後おそろく厚生省としては第二期の長期計画を作るんじやないかと思ふのですが、そういう三十二年から今日までの四カ年計画に見合つたような内容の充実が大事だと言つたんだが、その内容の充実を中心としまして、第二期ですか第三期ですか知りませんが、また四カ年計画、五カ年計画をお立てになつて、そして国保の充実改善をはかる御意思があるかどうか。もしその意思があるならば、その具体的な構想というものは一体どういふものなのか、お示し願ひたい。

○古井国務大臣 今後第二期と申ししますか、皆保険の態勢ができたあと、どういふふうに改善充実していくかという問題は当然やらなければならぬことでありますから、これも一年だけで解決がつく問題と思ひませんので、やはり年次的に漸進して、そして目標のところに持つていくようにするほかにと思ひますから、そういう意味で、国保だけでもございせんけれども、将来の目標も考へて、段階的に実現していく計画を立てたいという考へ方を持つておるものであります。きょうはまだ申し上げるまでの結論には達しておりません。そういうことにしたいものだといふ考へで検討をしておる中途であります。

○滝井委員 新聞その他にはいろいろ構想みたいなものがちらほら出てゐるわけですが、大臣ここへ出てくると、今河野君の質問に対するいろいろの答えを見ても、ほとんど検討中で、成案らしきものが何もないんですね。もう日本の社会保障の一番の柱というのは医療保障であるといわれてきてゐるわけですよ。いつも私は言うのですが、医療保障だといつてゐるうちに、今度は所得保障が出てくる。結構だ結構だといつてゐるうちに、今度はガンだといつて、結構は中途半端でおつぱり出されて、今度はガンに移つておる。ガンが少しよくなると今度はおそろく脳溢血じやないかといふことになるんじやないかと思ふのですが、それではいかぬと思ふのです。やはり四カ年計画が終つたならば、所得増進十カ年計画をお立てになつたのですから、それに見合う国保の内容充実を中心とした具体的なものを当然この国会ぐらいには出してこなければならぬ。ところが医療費問題みたいなものに頭を突つ込んで、何も厚生行政は進まぬ、こういうことでは怠慢のそしりを免れないと思ふのです。どうも今のような答弁では

大臣としての資格を疑わなければならぬ。この四カ年計画というもので大体全国都道府県は事業の実施が相当進んできたわけですが、今われわれの手に政府から出していただきました国民健康保険法の一部を改正する法律の参考資料の中の普及の状況、三十五年十二月三十一日の状態を見てみますと、大都市というものが一〇〇%でないのです。これから相当に進んでおると思ひますけれども、大阪七二・五%の普及率、それから京都七二・七%の普及率というように七割台、鹿児島のごときは六七・三%、いわば文化水準の非常におくれてゐる医療を必要とする地区と、それから大都市でいわゆる零細階層が集中してゐるところ、こういう両極がこの統計で見ると医療がおくられてゐるのです。現在この皆保険が完成をした一三月三十一日までにするといふことなんです。離島その他はやむを得ないとしても三千五百五十八カ町村の中で、三十六年三月三十一日現在でどの程度の人数が包含されて、そして町村でいえばどの程度の町村が国保の実施が完了したのか、それをちよつと説明していただきたい。

○森本政府委員 先ほど河野委員の御質問に対してお答えしたわけですが、市町村の総数三千五百四十四でございます。その後町村合併がありましてこの数字が狂つてきておりますが、四月一日現在では三千五百四十四でございます。それから実施しております町村三千五百九、差し引き実施をしておりない町村五でございます。この五と申しますのは、鹿児島県の奄美大島の諸島でございます。それからこのほかに国

保組合というのがございますが、これが百六十二でございす。これらをつくるめまして被保険者の総数は約四千九百万人、これはわが国の人口の五二%に当たります。

○濫井委員　そうしますと現在四千九百万加入をして、こういうことなんですね。三十六年度の予算の説明書を見ていただきますと、国民健康保険については三十六年度中の平均の被保険者の数は四千八百六十七千人になつておるわけですね。これは移動があるから、平均ですから、四千八百六十七万でかまわないと思つて、と申しますのは、年度の初めでは四千九百万九千人になつておるわけですね。ところが、これが年度末になると、四千七百一十一万六千人になるわけですね。二百万違ふわけですね。これは一体どうしてこういうことになるのでしょうか。

○森本政府委員　ごもっともな御質問でございますが、四月一日におきましては、これは保険に全部入りまして四千九百万になります。ところが最近の傾向を見ておきますと、自営業者と申しますか農村と申しますか、そういうものがだんだん被用者といひますか、使われる方に入るわけでございます。従いましてそういうものは国保を離れまして他の被用者保険に入つて参つております。そういう傾向が出て参つております。こういう傾向をこの数年間の数字を伸ばして参りますと、三十六年度におきましては、年度初めの四千九百万が年度末には一年間に二百万人減るといふ一応の見込みがございすので、予算の積算におきましてはその数字を用いたわけでございます。

○濫井委員　そうしますと、これは主として政府管掌なり組合管掌、国家公務員等に入つていくのですが、その方が今度は二百万プラス・アルファ増加していなければならぬ、こういうことになるわけですね。これは中小企業、農民だけの雇用じゃないわけですか、これだけから雇用労働者になるわけじゃないから、雇用労働者自身の子供も雇用労働者の中に入つていくし、あるいは国家公務員の中からも雇用労働者に入つていくわけですから、そうすると政府管掌の健康保険等を見て、多分増加は百万くらいです。つじつまが合わないのです。私はどうして国保を指摘したかといふと、今の基金の理事長になつて久下さんのときに、あなたの方は健康保険で百万以上の誤算を来したのです。当時百万から百五、六十万くらい被保険者の総数が増加するだろと見ておつたのが、増加しなかつたわけですね。そしてそれが同時に健康保険の赤字の大きな原因になつた。それだけ収入がふえるだろと思つておつたところがふえなかつたのです。われわれはやはりこういう数字、被保険者の数を見る場合、もう皆保険ですから、森本さんのところに国家公務員の共済組合を除いては全保険ががっちり握られておるわけですね。従つてこの国民健康保険の二百万の減少といふものは、年度初めの四千九百万が四千七百万と、二百万減るといふことは、その減つたものがどこかの保険にいひつていなければならぬことになる、皆保険ですから、あるいは他の保険に移動するまでの一、二カ月の間は、それは空のものがある。しかし年度の終わりになつたときには、

十万か二十万の差はともかくとして、やはりすべての保険の増減といふものが大體バランスがとれているという姿でなくちゃならぬと思つておるのです。やつぱりそこまで数字を詰めておかないと、これは国民健康保険の財政に大きな影響を及ぼしてくるのです。二百万違ひますと、これはあとで私触れていきますが、国保の総医療費が千三百億になるか千四百億になるかといふくらいの違いが出てくるのです。そうしますと総医療費の二割計上するには、千三百億と千四百億だったら莫大な違いになる。百億の二割違つてくるのですから二十億違ひ。二十億国保の会計によけい入るからぬか、これはあとで出てきますが、地方財政の一般会計から入る額にほとんどひとしい。三十四億ですから、ほとんどひとしい額が入るからぬかの問題です。これは国保の問題にとつては大問題です。だからこゝろあたりの数字の詰め方といふものはよほどしっかりしておかぬと問題になる。こゝろあたりの数字の詰め方といふものをよほどしっかりふんどしを締めてやつておかぬと、これは大蔵省とやるときあなたの方の負けになる。だからこの二百万の行方といふものは、あなた方は雇用労働者の方向にいくのだ、こゝろおっしゃるならば、一体どういふところにその二百万がつつまが合つていくことになるのですか。これはあなたの方保険を全部掌握しておるからおわかりのはずだ。

○森本政府委員　御指摘のような調べはいたしております。いろいろ数字がございす、被用者保険について申し上げますと、昭和三十五年の四月一日、これが被扶養者も入れまして四千

三百三十一万ほどでございます。これが三十六年四月一日、一年後におきましては四千六百七十七万、こゝろよりふえることになつております。なお、このほかに生活保護とか児童福祉等の関係がございす、これは大した数字の変わりはない。生活保護で十萬くらい増加の程度でございます。これで勘定が合ふようになつておるわけでございます。

○濫井委員　そうしますと、被用者保険の四千三百三十一万から四千六百七十七万にふえることによつて二百七十七万ですね。そうすると二百万の国保の被保険者がこの被用者保険の被保険者に、あるいはその家族になつていく。そうするとあつては七十万といふことになり、この七十万の中には扶養家族が入つておるわけですから、もし一人当たり三人としますと二十万しかないことになる。こんなばか計算はないです。農民と中小企業者といふものが、一応この計算でいくと日本の国民の半分方を占めておるわけですが、あとの半分の被保険者の増加が二十万かそこらといふばかたは、やつぱり同じように二百万くらい増加するはずなんです。これは家族が入つておるから、被保険者の数からいへば、まあ二百万まではいかにしても、二百万といふことはないわけですね。これはあとの雇用促進事業団のときに労働の移動の問題と重要な関係がある。十カ年間に農村から移動するものが二百四十三万しかないのですから、一年に二、三十万しかやつてないのですから、谷村さん、ちよつとお尋ねするのですが、あなたの方から出ている三十六年度の予算の説明で、この十

一ページをのぞいていただきますと、非常に懇切丁寧な御説明が書かれてあるわけですね。国民健康保険については、三十六年度中の平均被保険者数を四千八百六十七千人（年度首四千九百一十一万人、年度末四千七百一十一万六千人）と見込み、受診率の上昇、診療報酬の引上げ等を繰り込んで療養給付費補助（療養給付費の二割相当額）として二百七十六億一千三百万円を、云々と書いてあります。そこでこの四千八百六十七千人といふのは、二百七十六億一千三百万の基礎なんですよ。これがこの二割の国庫補助の基礎になるわけですね。そうしてその二割の国庫補助の基礎になる四千七百一十一万の数がどう動くかによつて、いわゆる受診率の上昇にも関係するし、診療費の一割引き上げの問題にも関係をしていくわけですね。そこでこの数を国保がどう押えるかといふことが非常に重大なんです。そのことは同時に二百万だけ国保から他のどこかにいくといふことで、どこかにいくといふことは、他の被用者保険にいくといふことですね。そうしますと、これでは今被用者保険には二百万七十七万しか増加をしていないんですよ。その二百万は、これは国保からいつたこととはわかる。家族と世帯主がいつておるのです。そうすると、少なくとも国民の五割二分しか国保に入つてないのですから、あとの四割八分の国民の中からたつた七十七万しか被保険者とか家族が増加をしないかといふことなんです。これは論理に合はぬじゃないかといふわけなんです。国民皆保険ですから全部のものがどんでん入れられてくるわけですね。それで移動します。今は生活保護の医療扶助はふ

えてない、いわゆる対象はふえてない。あなたの方の統計によつては下がつてきておる。類は上がつておるけれども、人数は下がつておる。そうしますと、生活保護の対象者は減つてきているというならば、その部分は国保以外の被用者保険にふえてくるはずですよ。それが七十万だ。これを被保険者の本人にしてみれば二十万かそこらしかふえてないということになる。そんなばかなことはないですよ。それから国保からの移動が現在所得増計画で――農村からの移動というものは、これは私あとで質問するつもりであります。十一年間で二百四十三万くらいしかない。一年に三十万から、昨年は四十万しか農村から移動してない。そうすると、あと中小企業はそれほど農村以上にはいっていません。そうすると、この計算の基礎が間違つて、今私が御指摘を申し上げました二割のところが間違つてことになる。それは一人当たりの医療費の二千何百というものをかけるのですからね。それに対する二割の国庫負担でいくわけですから、違つてくるわけです。だから、これらの計算をやはりもう少し科学的にやつてもらわなければいかぬのじゃないか。これは、この問題だけでなく、将来日雇いとか何かの国庫負担を増加する場合に、全部影響してくる問題ですから、今後これらの社会保険における被保険者の数の把握というものをもう少し統計的に科学的に正確にやつてもらわなければいかぬ。私はどうしてこれを指摘するかというと、これは久下さんのときに非常な間違いを犯した。百万以上被保険者の見積もりが違つたのです。ここでも私は、二百万

国保が移動するということは、ちよつと過大ではないかという感じがするのです。今四千九百万四月一日にあると、こつちやつたのですから、私は、いろいろ入れかへはあるかもしれないけれども、国保というのは、やはり四千九百万台を保つていくのじゃないかという感じがするのです。ここあたりどうですか森本さん、あなたがこれで間違いないと言ふならば、私はこれで下がつておいて、どうせ十月かそこらになれば、もう一ぺん被保険者の数を調べてみればいいのですからね。事実は小説よりも奇なりで、そのときになつたらちゃんと証明してくれるわけだから……

○森本政府委員 ただいま申し上げた数字で、国保の方で二百万人ほど減る、それが被用者保険の方へ大部分いくだろつという話です。それで七十万というのはいささか少な過ぎるのじゃないかという御指摘がございましたが、それともう一つほかに生活保護の数字としまして、これがやはり一年後においては十万人ぐらゐるという勘定をいたしております。それから総人口の件でございますが、これもやはり百万人ぐらゐるだろうというように計算がございします。これらいろいろ勘案してやつたわけでございますし、御指摘のように、国保から該当者が生保に移つたりあるいはその他の施設に入るべきもの、被用者保険に入るべきものというこの見積もりの数字でございますが、これは非常に困難でございますまして、この通りびつたりいかどうかとなりますと、これはこの通りいきますとは申し上げかねますが、従来の傾向から見まして、およそ間違いない数字であらうということだけを申し上げたいと思ひます。絶対にこれが動かぬかと申しますと、これはとても今の段階では申し上げられませんが、一応調査の結果ではそういう数字が出ております。

○滝井委員 こういう数字は、大蔵省は予算の査定をするときには、厚生省の数字をまるのみにすることはないですね。あなたの方の主旨官は、きちつとこういう数字を当たつておると思ひますが、これはどうですか。今のこの数字をどうもきつめておるのではありませんか。

○谷村政府委員 私もその査定のときに少し勉強したつもりだったのでございますが、実ははつきり記憶いたしておりませんが、私どもの方は、厚生省の方の数字を拝見いたしまして、それがさういふふうに見えていものかどういふものか、必ずいろいろな角度から検討してはいるはずでございます。それが少ないと見るか多いと見るか、それぞれの立場がございしますので、私今ちよつとその内容については何とも申し上げられませんが、必ずしもいつもまるのみであるということではなくて、常に検討は加えておるはずでございます。

○滝井委員 これは私もなお少し検討をしてみます。それで、厚生省も少し検討してみたいと思ひます。これは実は全然国民健康保険に關係のない議員が、この予算書をすらすらと読んで、これはおかしい、二百萬も国民健康保険で人が動くということとは考えられぬということを指摘をされたのです。私も考えてみると、なるほどこれは問題だという感じがしておる。

今まで、予算の組み方でこんなに二百萬も大きな差を持ったことはないでしよう。こつち初めてでしよう。おそろく、こつち初めてですよ。これを一つ検討してみたい。このことが医療費に非常に大きな――二百萬違つたに相當の差です。被保険者二百萬というところから、これは相當の差でございます。

それから保険給付の問題ですが、これは永山委員も少し尋ねておりました。が、現在往診と入院の際の給食と寝具の設備と歯科の補綴ですね。この四つが給付の制限になつておるところが相当多いわけですね。新法ができてから、できるだけ健康保険の診療内容に近づけなさい、こういうことになつておるわけですね。ところが、私もその法律上のこまかい規定をちよつと研究する時間がなかつたのでやつておりませんが、漏れ聞くとおるによりまして、末端の市町村においては旧法のままで診療内容をいくか、それとも新しい、いわゆる新法にのつとつて健康保険と同じ診療内容、すなわちこれら四つのものを全部健康保険の中に取り入れるかどうか、それを一つきめてくれというところが各市町村長から療養取り扱ひ機関の方の代表に來ておるのです。が、その指導は、現在ちよつと過渡期ですが、どうなつておるのですか。

○森本政府委員 現行の国保法によりまして、療養給付の範囲は健康保険と同一ということが原則でございます。ところが従来の実情を見ますと、往診、給食、寝具、歯科補綴というものは国保法において行なつておらぬところが相当ございします。それで新しい法律

におきましては、原則としてはこれらの給付も必ずやるといふ建前をとりまして、経過的に当分の間は条例の定めるところによつて、今申した四つの事項については給付をしなかつてもよろしいという規定があるわけでありまして、それで、従来の指導をいたしましては、大目目標を皆保険実施の四月一日に置きまして、それまでにこの制限を廃止するようによつて指導をして参りました。その指導によりまして、大体各市町村、保険者とも、この方向に向かつておるようでございます。それで四月一日、最近の状況につきまして、目下給付制限の撤廃の状況を集めておりますが、断片的に府県の状況を聞きますと、給付範囲の制限を撤廃したところが多いようでございます。詳細な数字は調査がまだ次第第申し上げたいと思ひますが、方向としましては、大部分が撤廃の方向段階に達しておるという状況でございます。

○滝井委員 実は当分の間条例でということ、一体当分とはどのくらいだということ問ひ合わせが僕のところに來ておるのです。理事者側から、今言つた四つのものについては当分制限をしていきたい、これは当分というのはいくどのくらい待つたらいいんだ、こう言つてきておるのです。やはりあの法律をきめるときにあれだけごたごたして、そしておきめになつたのですから、それを今度自治体に当分の間やつてもよろしいということになれば、これは自治体は一般会計から金を相当入れておるわけですね。三十四億入れておる。これはやみの金ですよ。自治省の地方財政計画に載つていない。そのやみの金を入れておるわけですから、

比べて三分の一くらいなんです。これは一体どうしてこういう状態になるのですか。

○森本政府委員 これも健保と国保を比べますと給付費が違いますが、原因はこれはいろいろあると思います。一般的なことを申し上げると、医療機関の利用の便宜の問題、都会地等でございまして非常に利用しやすい、いなかの方だとにくいというふうな医療機関の便宜の問題、それからこれは衛生思想の普及と申しますか、早く診断を受けて早くなおすというふうな考え方があつかないかというふうな問題等が一般的に考えられます。それから最も大きな原因として考えられますのは、国保におきましてこの一部負担の制度がありますから、一部負担が五割あるのは四割、三割でございます。これが非常に受診率、受診の機会をチェックしておる一番大きな原因だと思えます。なお国保と同じような立場にありますところの政府管掌の家族あるいは組合管掌の家族等を見ますと、これは非常な大きな差はないのでございまして、これは三十五年の一応の見込みでございまして、国保におきましては千二百十三円、それから政管におきましては千七百八十二円、組合の家族におきましては二千円というのでございまして、本人におけるほどの差はございませぬ。これはいずれも五割給付ということが大きな原因だろうと考へます。

○滝井委員 国民健康保険の千二百十三円と政府管掌の家族の千七百八十二円、約五百五、六十円程度の差ですね。五百五、六十円というところ、およそ一件当たりの金額にあたるわけでは

よ。一件当たり国保でも九百円くらいになっていきますがね。大体五、六百円程度というのは、ここ四、五年くらいはそういう状態だったのです。一件当たりの金額に相当するもので、同じ千円台から大したことでないようだが、これは相当なものです。一回医者に行くかどうかということ、第一、二回か三回しか行かないのですから、これが一回分に当たるといふのは相当なものです。こういふ点が健康保険の本人に比べたら、その三分の一だといふことで、その原因が医療機関の分布がうまくいっていないし、衛生思想が普及していないし、一部負担がある。この三つに言いますと、その対策というものがすぐ立てられなければいぬと思ふのです。原因はわかっているのだから……。原因がわかっているのだから、それがわかつたまま、国会で説明するだけで、その隘路をそのままほつておつたのでは、やはり問題だと思ふ。医療機関の分布の問題、それから衛生思想の問題というのは、これはなかなか簡単にはいかぬかもしれぬけれども、一部負担の問題は、これはある程度政府が熱意を持ちさえすれば私はいく問題じゃないかという考え方があつたわけですね。すでに財政の豊かなところは七割給付をやっているのですから、これは本人については七割給付をやっているのです。特に兩期的なもの、京都においては家族も六割給付をやつたのです。本人と家族六割給付なんです。京都はそうすると、そういうものをやるとするときは、一体どこが一番ブレーキになっておるかといふと、保険局がブレーキなんです。保

険局が賛成しない。お前のところが七割をやると、それは他のところと均衡が破れるから、こういう形になるわけですね。だからこれはむしろ保険局が奨励すべきなんです。やりなさい、やれば私たちがその分については予算を大いにとつてあげますよ、こう言わなければいぬ。ところがみんな理事者側が来てわれわれに陳情するときは何て言いかうと、先生、まず厚生省に行つて一つ了承をとつて下さい、それすればわれわれはやりませう。それからもう一つ困つたことは、私たちの市だけがある、私たちの市にこれが及んでいくのだといふて、どうも県の保険課がきげんが悪いのです。そうすると調整交付金その他で江戸のかたきを長崎で討たれちゃ困りますから、ここあたりを何とか……。こういうことになつてしまふのです。一切の責任がそうではないと思ふのだが、理事者側から聞くと、保険局がそのブレーキをかける張本人であるような感じがするのです。だからこれは、もし理事者がやるならおやりなさい、それで財政が苦しくなつても、私たちが腕をしほつて大蔵省と交渉してどんどん出すようにしますよ、こうなると燎原の火のごとく進んでいくのです。それをやつていけば、むしろ春秋の筆法をもつてすれば、七割給付にブレーキをかけているのは厚生省保険局それ自体である、こういうことになるんですよ。だからこういふ点については今御指摘になつたように、もうあなた方が指摘して私に教えてくれたのですから、一部負担と病院の配置の問題が大きな隘路になつておるといふことになれば、今一番暗

いのはこの負担をどうするかといふこと、それはあなたの方が予算を組みさえすればいいのですから。これについては昨年の終わりであつたと記憶します。国会の解散前に、当時森本さんじゃなくして保険局長がかわりに来ておつたのです。そうして私に答弁をした。私が厚生省は一部負担を軽減すると言つておるのだが、一体どうやるつもりだと言つたら、これから五カ年計画で軽減をやります、そうしてまず第一年度には格別なやり方という市町村からやつて参ります、従つて来年度におきましては――昨年度からことしのことです。来年度におきましてはまず格別な希望する町村の二分の一からやつていきます。その予算は幾らかあるか。これは三十六、三十七、三十八、三十九、四十年の五カ年計画ですから、四十年になつたときには大体八百億くらいかかるでしようという答弁までしたのです。そういう答弁をしたから、私はそれが選挙のときに公約として載るだろうと期待をしておつた。ところが、調べてみたところが、あにはからんや載らないんですね。羊頭を掲げて狗肉を売るといふのはこのことだと言つて私は選挙のときに演説したのですが、国民健康保険においては世帯主に限つて精神と結核について七割給付をするというこの法案が出てきた。今度は大臣に聞いてみると、その当時事務当局が堂々と国会で説明したのだが、今の古井さんの答弁を聞く中で、長期の四カ年計画その他まだ検討中、まだ海のものとも山のものともわからぬ、かすみがかかっているという状態ですよ。これは事務当局の方が先に国会で言つておつた、その上に

どつかり乗つた大臣の方がかすみのかかつた答弁をするのでは――これは答弁をしたのです。速記を私は今持つておる。私はその当時のことを今書いてある。これは選挙が終わつて新しく古井さん任命されたのですから、選挙前のことは御破算だといへばそれまででなければいぬ、今当面やらなければならぬものが給付率の改善だといふならば、古井さんが、事務当局が説明したくらいの内容をもう一べんここで言えなければならぬはずだと思ふのです。これは今中小企業金融公庫の總裁になつておる森永君が主計局長のときもやはり同じ答弁をやりました。私としてはこれは年次計画でやりたいといふことを言つた。森永君が、私はたぶん予算委員会だったと記憶しておりますが、言つた。ところが森永君はいつの間にか次官になつて、大蔵省をやめてしばらく浪人をしておつたが、洋行をして帰つて、今中小企業金融公庫の總裁になつた、こういう形になつておるのです。それから、こつちまた新しく来た大臣は、雲かすみかわからぬような答弁をするといふのでは、われわれが貴重な時間をさいつてここで何回言つたつて、国会の権威というものは地に落ちて、ないのです。古井さん、国会の権威を上げるために給付率の問題は一体どうおやりになるか、実行のできることで、ここで一つはつきり言つてもらいたいと思ふのです。

○古井国務大臣 財政の裏づけなしに話をしておつたのであつたのであつた、それだから私が言つてゐるのは、がつちりした財政の裏づけを持った計画を立てなければならぬ。それは本年度はもうとにかく予算もき

もとに財政的な裏づけを一面にしなから、やはり年次的に進めていくという道をとるのがいいと思いますから、そういう考え方で来年度から第一歩とし

とった第一歩を踏み出したいという意
味で言っているわけです。ですから国
保だって同じ問題で同じことを言っ
ているのであります。それでなければ

すから……。それで了承します。

次は保険財政の問題です。保険財政は保険料と現在の療養給付費の二割

保険では大体まかなっていけると見るのかということです。私はどうしてそういうことを質問するかというと、こちらあたりがやはり医療保障の予算を

におきましては、国保においては給付に
おきます点は、少なくとも三十五年間
を撤廃されるということ、それから今

後医療機関がもう少し普及してくるであらうと思ひます。そういう要素、この二点が医療費の増高の原因として残ると思ひます。それで最後に落ちつきます先は政管の家族、これが最高限でありまして、それ以下のどの辺にとどまりますか、ちょっと申し上げかねますが、それよりも低い線で医療給付がとどまるのではないかと従ひまして、それに見合いますところの保険料というものがおのずと算定されるのであります。大体の勘なり見当なりは今申し上げた通りであります。

○滝井委員 そうしますと、政府管掌の家族が千七百八十二円です、千七百八十二円が一人当たりの医療費でしよう。このくらいが限界だということですね。あと一人当たりについて五百円、そうすると一世帯について四世帯はどの程度と見ますか、三・六くらい見ますか、三人と見て千五百円ですね、医療費は千五百円増加する。そうすると保険料でいけば医療費の千五百円の中で三割と見て四百五十円ですね、四百五十円程度の増加でいいですか。そうすると今年の四千二百二十八円に四百五十円、五百円と見て四千六百円程度が大体国保の一世帯当たりの保険料の限界である、こう見ていいかどうか。これは私が独断でやってみたのですけれども、あなたの方でやればどういふことになりますか。

○森本府委員 数字になりますと正確なことはちょっとお答えいたしかねますが、先ほど申しましたように、健保の家族のものが最高限でございまして、それ以下の数字が出て参ると思ひます。それに対して四分の一相当額のもの大体保険料でまかなう分でございます。

ざいます。数字につきましてはちょっと正確なことを申し上げかねますが、およその見当としては今申し上げたようなことであると思ひます。

保険料につきましては、今申しした給付制限の撤廃でありますとか医療機関の普及というようなことが受診率を上げる原因と考えるのであります。なおそのほかに、一般的医療内容の向上に伴うところの医療費の増高、そういうものもパーセントは別として若干あると思ひます。正確な数字につきましては、これは不確定なことを申し上げては、これは不確定なことを申し上げてもいけませんので、大体の考え方をだけ申し上げておきます。

○山本委員 暫時休憩いたします。
午後二時一分休憩

午後四時十四分開議

○山本委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。滝井義高君。

○滝井委員 午前中に引き続き質問を続けますが、健康保険財政の中で重要な関連を持つものは、歳入面としては保険料と、療養給付費の二割の国庫負担と、財政交付金の五割と、事務費の補助と、都道府県の補助金と、一般会計からの繰入金。その中で、保険料については少しお尋ねをしました。ここ数年の状況を見てみると、市町村は国保の特別会計に総額で三千三億ないし四億を繰り入れておられるわけですが、これが、さいせん指摘いたしましたように、地方財政計画に載っていないわけですね。地方財政計画に載らないという事は、いわばこれは、別の言葉で言え、やみの金を入れておられるわけですね。

○古井国務大臣 これは私の方の一寸だけでもいけません、この点は相当深く考えておかなければならぬと思ひます。つまり、地方財政で出せるなら出しなさいという行き方をしますと、国の財政の方は、いわば地方財政に持つてもらえ持つてもらえという事で、国費の方の負担をだんだん引き上げていくという問題の速度が鈍って困るのであります。そういう地方で持つ気になりますと、財政力のあるところはますますきまきまきまきま、財政力のないところははいかないという事で、非常に不均衡を起す。これは均等の医療を国として与えたいという考えからいって好ましくない結果になりますので、地方財政が持てるところは持てという式に、やみを表に出していく方がいいか、そうではなくて国で持つべきものは国で持つ、あげるものは

あげるといふふうないった方がいいか、ここはやはりよく考えていかねと、長い時間の間にまじい結果があつてはいかぬと思ひますので、これはよく検討した上でないか、さつそくけつこうでありますと言いかねるように私には思ひます。

○滝井委員 どうも私の質問するやつは全部検討することになって、一向に明白な答えが出てこないわけですが、この問題も今日始まった問題ではなくて、すでに国保の発足とともにこの問題は論議をされてゐる。大臣の今の論点は、地方財政にそういうものをだんだんおつかふせていっている医療の均等が妨げられ、国費の支出がやはりある程度鈍る、こうおっしゃるならば、問題は運営主体の問題になつてくるのです。現在すでに、たとえば北海道のごときは一世帯保険料が五千円をこえている。ところがあるところへいくと二千円くらいでやっていると、この不均衡がある。そうしますと、現在の不均衡をお認めになつたまま、給付についても、入院料の給食、往診あるいは抗生物質、歯科の補綴まで健保と一緒にやっていると、そういうアンバランスがあるわけでありまして、従つて、医療の均等というところ、そうして国費を潤沢に出していくということを中心にものを考えるにかならず、運営の主体は、市町村中心から少なくとも政府管掌と同じように国がやるか、あるいは都道府県段階に引き上げると、これは四十六都道府県の問題になつて、今のような三千有余の市町村の問題から、ずつと問題が簡素化されて

くるわけですね。これは運営主体の問題に直接関連してくる議論になるのです。そういう議論の立て方になります。そうしますと、今の不均衡を是正して均衡化の方向に持っていくこととするならば、運営主体を国があるいは少なくとも県段階まで引き上げなければならぬという、こういう議論に発展して参りますか、そういう点どうお考えになるのですか。

○古井国務大臣 すぐさまそこまで飛んでいくか、また中間の段階があるか、これも検討を要する。それで、保険料の不均衡が起つておるといふことですが、これは自分たちの保険であるからと、そこで理解したくさん出そうという町村もあるかも知れぬ、それからそうでないところもあるかも知れぬ、これは必ずしも財政力だけできまつていっているものも私は少し足りないと思ひます。自主的に考えておるところもあるかも知れない、また熱意のあるところもあるかも知れない。必ずしも、財政力だけが差が起つていのかどうかは問題であります。もし財政力の差があるなら、これは国として調整の方法をさらに充実し向上するという道もあるであつて、すぐさま府県段階に引き上げろという議論にはならない。国として調整する道もある。ただし、別の問題として、小さい市町村の段階で国保をやつた方がいいか、もう少し大きな範囲で危険負担をやつた方がいいかということはあると思ひます。ただし、さっきの点からだけこれは論ずるわけにいかないというふうに思ひます。

○滝井委員

まあ、自分たちの保険である、こういう観点から保険料のアンバランスもやむを得ないということになりますと、これは市町村というものはいわば自治体ですから、従って市町村が運営の主体になって国保を運営しておるなら、その保険は自分たちの保険なんです。自分たちの保険ですから、住民が出した税金の中から、一般会計の中から住民のための国保の特別会計に金をつぎ込むことはちつとも差しつかえない。これは金持ちのところが出すのは、これは今の保険料が、貧乏人が少なく出し、金持ちがよけい出して、そのよけい出した金持ちの方がよりよき医療を受けるのと、これは論理は同じなんです。これは古井さんと議論するつもりじゃないけれども、今のあなたの論理でいくと、結局自治体の一般会計から国保の特別会計に入れたも差しつかえない。現実にはこれは国保の発足以来戦後ずっと入れられてきているのですから、それが一つの慣行となつて、ルールを敷かれた既成の事実となつておるならば、これはやみでなくて地方財政計画に載せてやるのが親切なやり方だと思ふのです。

そこで大蔵省にお尋ねしますが、こういう問題を地方財政の中でやみからやみに三十数億の金を葬っていくことはいけな思ふ。しかも、かつて市町村財政の赤字の四割五、六分というものは一般会計から国保の会計につぎ込んだ、その金が赤字の四割五、六分を占めておつた。その報告がかつての自治庁からあつたわけですから、こういう点から考えても、その地方自治体の赤字の少なうとも約半ばを占めるものが国保の特別会計に繰り込んだためだということになりますと、これはやみからやみに葬るわけにいいかな。地方財政計画に堂々と載せると、これははつきりしてやるわけですが、こういう点、当然予算編成にあつて大蔵省の主計局としては考えなければならぬ大問題だと思ふ。こういうものを、地方自治体がやみからやみに出しておることを黙って、慣行だからといって許しておることもおかしい。こういう点は主計局としてはどうお考えになりますか。

○谷村政府委員

問題は地方財政と国家財政との関係のことでございます。私の直接の所管でないもので、ここで責任のあるお答えをいたしかねるわけでございますが、私、主計局におきましてこの問題を考えますときに、ただ仰せになりましたようにやみからやみというように問題であるかどうかは、私必ずしも同意をしかねるのでござい。地方財政計画に載せて国と地方との間の財政の調整と申しますか、やりとりの問題として表に出すか、それとも地方財政におけるみずから問題として処理される問題であるか。確かにこれは制度の問題として基本的にいろいろ問題はあつたと存じます。その問題を提起されておるので、いろいろ検討しなければならぬ点があると思ふますが、私も地方財政の見方として考えますならば、今直ちにこれを国家の補助の問題として一般的に取り入れるかどうか、私としてはちよつとそこまで申し上げかねる次第であります。

○滝井委員

私は国家の補助としてという意味ではないのです。地方財政からこれを堂々と出すためには、地方財政計画に載せておかなければならぬのです。それが建前です。国の建前からいへば、地方財政計画に三十四億の金を年々出しておるにもかかわらず、それを載せていない、こういうことはけしからぬといふのです。そこで、自治省はそれぞれの自治体に対して、そんなものは今度から出してはいかぬという通達を出しているのですから、特に再建法十二条適用の赤字団体にそれをきつて言つたのです。そのくせ、やはり出さなければならぬものではないものだから、現実にはそれを認めてい。それならば、出してはいかぬといつても現実に出しているのを認めめることになるならば、やはり地方財政計画にそれを堂々と載せさせれば、地方自治体は基準財政需要額、基準財政収入額といふものできつとそれを財政面においてはおききさせることができるのです。そうすれば、そういう点が地方自治体の交付税交付金あるいは特別交付税交付金に自然に影響が及んでくることになるのです。だから、こういう点は私は当然はつきりしなければならぬと思ふのです。これはかつてわれわれは何回も指摘したことがあるのです。が、保険局当局はこういう点を今後どう処理し、推進していくつもりですか。

○森本政府委員

ただいま国保会計に對する一般会計の繰り入れの問題がございまして、お話の通り現に繰り入れをやつております。この傾向を見てみますと、たとへば被保険者一人当たりには百二十七円ぐらゐが繰り入れになつております。三十四年度になりますとそれが八十円程度に下がってくる、だ

んだん一般会計の繰り入れの額というものが減つて参つておまして、三十四年度におきましては総収入の約五〇程度であります。それで当時厚生省の指導をいたしましては、この保険財政が特別会計を作つてやつております関係上、保険料、国庫負担金、一部負担金というように、保険プロパーでまかなうべき財源はきまつておるわけでございます。従いまして、原則といたしまして今申しした保険料、国庫負担金、一部負担金というように、きつと入の源がございまして、できるだけそれによつて処理すべきように指導して参つております。今後やはりこの特別会計という建前を原則として、財源というものが明らかにされております関係上、そういう方向で進んで参りたいと思つておりますが、また従来もそういう方向で指導して参つてきて先ほどの結果になつておるわけでございます。しかしながら、これを一挙に一般会計の繰り入れといふものはすべきでないといふことを言つても、これも適當でございませぬので、漸次国保財政自体の充実をはかつていき、これが完全に一人立ちできるまでは、やはり實際問題といたしましては一般会計の繰り入れも考慮したい、しかし方向といたしましてはやはり自前の会計でやるのが適當ではなからうか、こういう気持ちでやつておるわけでありま

御指導になつておるようによつてお

ます。○滝井委員 気持は同じでも、やはり地方財政計画に載つていないことは事実ですから、それならば、そういうように徐々に減らしていくといわれるならば、徐々にでも三十四億あるのですから、ここに二、三年三十三億から三十四億をいっている。三十三、三十四、三十五、三十六と、ずつとそうでしょう。被保険者はふえていくけれども額は変わつていないのです。被保険者はふえておるといつたつて、地方自治体の出した額は変わつていない。なるほど地方財政の総和は国の予算がふくらむようにふくらむから、あなたの言われるように比率は少なくなつていくけれども、三十三、四億を出しているといふこの現実を敢としてあるといふことです。それならば三十四億の計画をお立てになつたらいい。認めたらいいのです。だからそういう点も少し、やはりお金なんですから、きつとした、えりを正した出し方を、今後自治省とお話し合いになつて、あなたの方にも一半の責任があるのです。国保といふのはあなたの方の監督下にあるのですから。ところが地方財政は自治省が監督している。だから両方話し合つて、ぜひ一つこれは何かはつきりして下さい。お願いしておきます。

次は、国保連合会に昨年は一億、ことし一億三千万円の補助金がついたわけですが、これは永山委員も問題にしておつたのですが、私もこれはぜひ問題にしなければならぬ、こう考えておつた。永山さんのときにはどうもびしりとした、私も納得のいくような答弁

をしてなかつたので、もう一回尋ねるのです。この連合会に出ている一億三千万円というお金は療養の給付費ですか、事務費ですか、どちらですか。

○森本政府委員 これは他の国庫負担におきましては、療養給付費の国庫負担あるいは事務費の国庫負担というものがございまして、これはもうその通りの性質のものでございまして、これは国保団体連合会に対する補助金というところでございまして、それが療養給付費に対するものであるか、あるいは事務費に対するものであるか、そういう色分けはいたしておらぬわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、これは国保連合会の何に使うのですか。

○森本政府委員 これは御存じのように、連合会におきまして保険者の委託を受けて、連合会で診療報酬請求書の審査事務をやっております。それに対して所要の人員費、物件費等に対して国庫補助をしておるわけでございます。

○滝井委員 わかりました。そうしますと、診療報酬支払基金における審査の事務費はだれが出しているのですか。

○森本政府委員 支払基金におきまして、この審査の事務費は各保険者から出しておるわけでございます。

○滝井委員 保険者は給付費から出しているのですか、ほかのところから出しているのですか。

○森本政府委員 これは基金ができた当時よりの扱いでございますが、たしか給付費の方から出しておると思ひます。

○滝井委員 その通りです。一件当たり十一円給付費から出している。そうしますと、国民健康保険は健康保険に全部なぞらえることになっていて、これは基金に委託することが原則。しかし国保の連合会に加入する人が三分の二ですか、になったら、それは全部連合会で審査してもいいことになっていて、多分法律はそうなっていると思ひます。そうしますと、これは健康保険になぞらえるから給付費です。これをもし単なる補助金だというならば、補助を出す法律上の根拠、国民健康保険法の何条にそういうものがあるか。法律ではないです。事務費で出すという条項と医療給付費の補助金があります。

しかしこういう補助はないです。そうするとこれは療養給付費じゃないですか。基金のものと、連合会の審査の経費が補助金に連うというならば、今度から健康保険の基金の方にも補助金を出してもらわなければならぬことになつて、これは大蔵省はどういう見解で一億三千万のお金を出しましたか。どういふ法律上の根拠で……

○岩尾説明員 ただいま国保連合会の補助金の性格についての御意見でございますが、今お話のございましたように、審査を行なう方法といたしましては、保険者が自己審査する場合と、それから社会保険診療支払基金に委託する場合と、それから国保の連合会に委託する場合と、三つあるわけでございます。今先生のおっしゃいましたように、ある数の連合会への加入がありまして、自然に連合会が審査をやるということになりますし、またある数が減りますと自然とそれがなくなってくるわけでありまして、従つて連合会といたし

ましては好むと好まざるにかかわらず、ある一定の加入がありますと審査の人数を行なわなくてはならないという段階になるわけでありまして、従つてそういう状況に依つて、連合会に對して今十円の、審査に對する手数料を各保険者が払つてゐるわけでありまして、その負担が各保険者に加重されていくのではないだろうか。従つてその保険者に加重されていく負担というものを減らすために、連合会の方に定額の補助を行ないまして、これは法文の根拠ではなくて予算上の補助として行ないまして、それによつて各保険者の増加していく負担を軽減していく、こういう趣旨で計上されたのでござい

ます。従ひまして給付費であるかあるいは事務費であるかという議論でございますが、いろいろと過去の実績等を見ますと、たとえば留守援、生活保護その他におきましては、これはむしろ給付という形で出ておりますが、しかし保険の中では船員保険あるいは健康保険等におきましては、これは給付としては見えておりませんし、それからこれは給付であるということになりますと、従来国民健康保険に對して補助しておりました国保の負担の中には入れておりませんでしたから、従ひましてそういうことから申しまして、これを給付費と見るわけにいかないので、従つてあくまでも審査というものは、連合会がやる場合にはそれによつて保険者の負担が加重されるのであるから、その分を連合会の方に定額の補助を行なつて、保険者の負担を軽減していき

ら、保険者は給付費の中でそういう審査の手数料として十円の歩割、あるいは十一円五十銭の社会保険診療基金に對する審査手数料を払う、こういう建前にしております。

○滝井委員 なかなか説明がむずかしくて簡単にわかりにくいのですね。だからこういうお金は、四千九百万、国民の五割二分に對する社会保障の金なんです。それから、これはあつさり事務費な事務費と割り切つたらいいと思ひます。そして事務費の中に各保険者に對して一人当たり十円なら十円上げます、その中の十円は連合会に納めなさい、こういう形できちつとすることがいいと思ひます。連合会というのは各都道府県の保険者の集まりなんです。他は体系的なものにしておいた方がいいと思ひます。何かあつさりな金を出すと、そのときの政治勢力のまにまにゆれて、連合会の基礎がはつきり確立しないのです。だからこういう点は、やはり一件について、ことしの百十円の事務費の中から一割の十一円だけは各保険者は必ず一人ずつお出しなさい、こういうふうにきちつとおきめになつて、そのかわりあなたの方で、あとで触れますが、事務費なら事務費できちつと交付する形をとらないと、こ

としは一億だった、来年は一億三千万だ、もう少し運動したらもう少し取れるのだというので、運動をいつもしなければならぬ、その運動の経費もかかる、そういう陳情政治の余地を残すことはいけない。やつぱり事務費であるならばきちつと事務費の形をお作りにならなければいけないと思ひます。また連合会がこういう重要な審査という役割を演ずれば演ずるほど、ますます財政上の基礎をきちつとしなければいけませんと思ひます。人間も、来年は一億

三千万来ぬかもしれないことになると、その人間を連合会は今度は減らさなければならぬのです。だからそういう工合にきちつとしていたいただきたい。連合会については私はたくさん調べて言ふことが多いのですけれども、一番大事なこれだけでやめますが、そういう点で大蔵省の主計局と厚生省の保険局で十分お話し合ひになつて、こういうものはだれでも簡単な説明でもはつきりわかるようにしていただきたいと思ひます。

次は医療費の問題です。私、これは蒸し返したくないのですけれども、十三日に全国の医師大会があつて、自民党の総務会長である保利さんと政務調査会長である福田さんが出て、われわれがかつて見たことのないきわめて大胆率直な演説をおやりになつた。私たちは、今までは、まあ最高首脳部がどこかで両医師会会長と口頭のお約束をしたことは陰のことだと思つて、ここ

で何回か言ひましたけれども、それほどまでに重大だとは思つておりませんでした。しかし今度は与野党の間に、かくいふものに関心を持つてゐる人がおる中で、しかも一万の大衆を前にして、堂々と青空でお説き上げになつて演説をされたわけです。そこで私としては、当然そういうことは行政のルートに乗せなければならぬと考えるわけですから、厚生行政の最高の責任者である古井さんの見解をお尋ねをして、そして国民健康保険に對するわれわれの最後の締めくくりにしたいと思ひます。

ことしの予算は、何回もここで申し上げたように、大体医療費の一割を七月一日から引き上げるといふことで予

三千万来ぬかもしれないことになると、その人間を連合会は今度は減らさなければならぬのです。だからそういう工合にきちつとしていたいただきたい。連合会については私はたくさん調べて言ふことが多いのですけれども、一番大事なこれだけでやめますが、そういう点で大蔵省の主計局と厚生省の保険局で十分お話し合ひになつて、こういうものはだれでも簡単な説明でもはつきりわかるようにしていただきたいと思ひます。

次は医療費の問題です。私、これは蒸し返したくないのですけれども、十三日に全国の医師大会があつて、自民党の総務会長である保利さんと政務調査会長である福田さんが出て、われわれがかつて見たことのないきわめて大胆率直な演説をおやりになつた。私たちは、今までは、まあ最高首脳部がどこかで両医師会会長と口頭のお約束をしたことは陰のことだと思つて、ここ

で何回か言ひましたけれども、それほどまでに重大だとは思つておりませんでした。しかし今度は与野党の間に、かくいふものに関心を持つてゐる人がおる中で、しかも一万の大衆を前にして、堂々と青空でお説き上げになつて演説をされたわけです。そこで私としては、当然そういうことは行政のルートに乗せなければならぬと考えるわけですから、厚生行政の最高の責任者である古井さんの見解をお尋ねをして、そして国民健康保険に對するわれわれの最後の締めくくりにしたいと思ひます。

ことしの予算は、何回もここで申し上げたように、大体医療費の一割を七月一日から引き上げるといふことで予

算が組まれておるわけです。そうしてその一割の引き上げの総額は予算面では七十四億、国民健康保険では十九億余り、それから特別の措置として十五億組まれておるわけです。ところが十三日に福田政調会長は、これが自分が両師会会長と約束したことであると高々と説き上げられた。それは、七月から単価で一元を大幅に引き上げます、こうやったわけです。単価で一元を大幅に引き上げるといふことを読み上げまして、これは憲法ともいふべき約束に抵触する法案があるならば、それは直します、と言明をされたわけですね。政調会長といふのは、政策立案に当たる与党の最高首脳部です。われわれの成田政務会長と同じです。その首脳部が天下にそれだけのことを、しかもわれわれ野党を前にして言われたのです。一体七十四億の中で社会医療に関係するものは四十六億ですが、四十六億で、単価で引き直した場合に幾ら上がるかになるでしょうか。一元大幅に引き上げるためには四十六億では足りぬと思ひますが、まず四十六億で一体幾らになるのかを一つ教えていただきたいと思ひます。

○森本政府委員 四十六億というのは国庫負担金でございます。これは用いるわけには参らぬと思ひます。問題は、一〇%の医療費を引き上げる、こういう意味だと思ひますが、これは目下いろいろな計算をいたしておられます。なお最後のことは今回申し上げるわけにはいきませんが、問題は、この医療費の中に含まれておりますところの薬品費、衛生材料費といふものをこまかく計算いたしまして、それが何ぼに当たるかという数字が出て参りません、究極の数字がでさうして参らぬわけでございます。大体大見当と申しますと、従来から言われておりますように、医療費の中の二〇%ないし三〇%程度がいわゆる薬品費あるいは衛生材料費だといわれております。大体その間の数字になると思ひますが、目下その辺の数字をやっております。それがわかりますと、この一〇%といふものが正確に何円何銭に当たるかという数字が出るかと思ひます。その辺をお検討中でございますので、大体の考えだけを申し上げておきます。

○滝井委員 検討中とおっしゃるけれども、あなた方が医療費体系をお作りになったときに、それは全部おわかりになっておるでしょう。検討する必要はないでしょう。それはどうしてかという、ものといふものは原価で入つておるわけですね。ものは原価だからすぐわかるはずですね。診療行為別に原価を入れておる。わからなければ、館林医療課長を呼んで下さい。

○森本政府委員 お話しのように医療課で作業しておるであります。作業の状況も逐一聞いておりますが、医療課長が参りました。私の御答弁以上のことは数字として申し上げられないと思ひます。それで先生がお話しになりましたように、薬品費、衛生材料費といふものはきまつてしまつたじゃないかというお話であります。実はそれは参らないのであります。同じ医療行為におきましても、五年前、十年前と今とを比べますと、薬品費の占める割合は非常に変わつて参つております。それで私の方としましては各医療行為別に、最近の実際としてどういう

ような技術料と薬品費、衛生材料費の割合になつておるか、最近の資料を今整理しておるわけでございます。これは固定したものでなくして、年がたちますと必ず変わつて参ります。大づかみの見当としては、大体二割か三割だろつと見当しておりますが、これはやはり数字の問題でございますので、今最後の締めくくりに整理しておる段階でございますから、御了承願ひます。

○滝井委員 私は変化したものを尋ねておるのではないのです。今の点数の中に入れておる形です。今の点数の中に入れておる形です。おわかりになつておるはずですね。それはあなた方がお作りになつて知らぬはずはないですよ。あなたの前の局長は、必ず基本原価で入れますといふことを説明しておるのです。乙種は一律に二・九点でしよ。あなたの方の方がきつと内容を示しておるじゃないですか。きまつておらぬですか。二・九点のうちのものは変わつておるといふても、今二・九で医療が行なわれておるのです。私は今のことを言つておるのです。二・九の中におけるものはきまつておるでしょう。きまつておらぬのですか。

○森本政府委員 二・九はどの点数か知りませんが、これはやはり薬価の変動等がございまして、それから使ひ量も今と五年前、十年前と比べますれば、これはやはり技術料に対する比率というものは一定したものでなくして、変わつております。前回における、あるいは今から五年前の時点における医療費の比率はあつたと思ひますが、現在における比率といふものは、やはり最近の資料によつて調査をしなければ正確なものが出てこないわけですね。

○滝井委員 最近のものは出てこないにしても、今医療で乙種の点数は一律二・九点でしよ。これは現実にこなされておるのです。そしてその二・九点の中に幾らかといふことはきまつておるんですよ。これは保険局長がそんなことを知らぬでは情けないです。きまつておるんですよ。だからこれは医療課長をちよつと呼んでもらわぬと、そういうことを隠されたのでは処置ないですよ。四十六億しかワクはないのだから。――それじゃもう一べん説明しなさい。一日の保険の乙種は一番低い十五円以下の薬代といふものは二・九点、二十九点です。二十九点の中に入りうに入つておるといふと、二十九点を分析しますと、一・七はこれは処方料です。〇・六は調剤技術料です。〇・六が薬代です。それなつておるのです。それが今度十五円、三十円と段階で〇・六が度々変わつていくだけです。そうしますと、今森本保険局長の説明によれば、その〇・六に当たるお薬代の方が二割ないし三割入つておるのだ、こうおっしゃるのです。一割上げた医療費の中には、総医療費から言えば薬の二割ないし三割分が入つておる、だからそれは幾ら入つておるかを今検討中だ、こうおっしゃるわけですね。そうしますと検討中ならば、たとえば指の腫疽の場合における甲表と乙表では、甲表は三百円とすれば乙表は六十円です。この六十円の乙表の中に、一体衛生材料費が幾ら入つておるか、それから甲表の三百円の中には衛生材料費が幾ら入つておるかといふことをやらなければならぬ。そうして医療行為の点数表といふものは七百

が出てくるのです。それは明らかに三役との公約違反になる。ここなんです。だから私はきょうお尋ねをしたいのは、三役と両医師会長との約束が憲法にひとしいものであるというならば、とにかく一円大幅に上げるのだから、まず予算を組んでおる一割から議論をしてみたい。だから四十六億です。それから、それを単価に直した場合に幾らになるか。社会医療七十四億のうち二十八億が生活保護法関係その他です。残りが四十六億です。その四十六億を単価に全部直したら幾らになるかというのを聞いておるのです。これは二つあるわけです。私の言うようにそっくりそのまま上げてやった場合には、一割というものはおそろしく一円です。ところが今森本さんの言うようにお薬代が二割ないし三割あるのだから、単価は上げないというのだから、一体そのものは幾らになりますかと聞いておるのです。これがわかっていなければ——約束は七月一日です。七月一日から実施するのですから、もうあと一カ月しかありません。これから医療協議会を改組をして、委員を任命して議論をしていくというのではとてもできないから、国会としては秩序を保つために、日本の医療を順調に遂行していくためには、今からそういうことをはつきりしておかなければならぬ。これは国民健康保険なり日雇健康保険なり健康保険を審議するときにやらなければ、われわれとしてはやる場所がない。国会は二十四日で終わってしまふのです。だから国憲の最高機関としては、七月一日を前にしてこれを明らかにする以外にない。これがまた厚生行政を担当しておられる古井さんの政治

なら盲腸の点数というものは架空のものだったということになる。甲表だつて何らの合理性のないものだったということになる。だからそれははつきりしておるはずですから、おまなものをだけを讀み上げてもらいたいと思うのです。たとえば一番人口に膾炙しておる瘻疽、それから虫咬突起の切除の手術、それから肺の切除というようなおまなもの、それから尿の検査、喀たんの中の検査、こういうような典型的なものの中に材料が幾ら入っている、材料の原価が幾らだということをつつ……これはわかっているはずなんです。もしこれをわかっているはずならば、甲表というものはでたらめだということをお天下に声明してもらわなければ困ります。それはわからないはずはないです。とにかく技術料を評価して、ものは原価でいつたわけですから……。

○森本政府委員 具体的の個々の行為について今一、二例をあげられましたが、その価格の構成といふことは、内容につきましましては後ほどお答えいたします。

で、たよりにしておいた諸機関というものがいよいよ機能を停止してしまつたということから——そういう場合があり得るわけです。客観情勢はもう仮定の問題じゃないのです。刻々にそういう情勢がはつきりしてきておる。これは一体どう処理なされますか。この段階で予算の通つた問題をどういう工合に処理されようとするのか。これはこういう場合あり得るわけなんです。

○森本政府委員 先ほど申しましたように、総医療費の中で薬品費、衛生材料費がどういふふうにあるかという検討を続けております。それで大体の従来の実績等から見ると、これは二割、また最高三割ということになっておりました。かりに二割という数字が調査した結果出るといたしますならば、単価に直しますと一円二十五銭という数字でございます。それから上限と申しますか、三割という数字が出て参りますと、これを単価に直しますと一円四十一銭何角という数字でございます。その数字が何割になるかという、二割と三割の間で何角かという数字を詰めておるわけでございます。

○森本政府委員 具体的の個々の行為について今一、二例をあげられましたが、その価格の構成といふことは、内容につきましましては後ほどお答えいたします。

○古井国務大臣 これは手続上のことをおつしやうたのだからと思ひますが、これは健康保険法でも、またそれに準じた国民健康保険法でも、医療協議会というものに諮問をしなければならぬ、諮問をしてその上で決定をするところでありまして、そういう手順を踏んで決定をする以外には、法に基づいた要件は満たされませんので、そういうふうにいいたしたいと思つております。

○古井国務大臣 医療協議会の改組の法案を御審議願つておるわけですが、私どもとしてはぜひこの法律案の成立を期したいと考えております。そして法案の成立を見て、医療協議会が新しいものとして発足するわけでありまして、それによつて今の手続を踏む、ぜひそういう、こういう考えでおるのであります。

○森本政府委員 詰める必要はない。その資料はあるはずなんです。なかつたら盲腸の手術がたとへば三百点なら三百点というものが出てくるはずがない。それはどうしてかという、衛生材料は原価で見えておるのですから、そのときに原価を幾ら見たかということをおまな本さん、今になつてそれはありませんとは言はせません。当時の資料はパスもマイシンもみんなあるはずなんです。あなたが答弁できなかったのは館林君さへ呼んでくれれば、当時全部作つておるはずなんです。もしそれがなければ、盲腸

○森本政府委員 詰める必要はない。その資料はあるはずなんです。なかつたら盲腸の手術がたとへば三百点なら三百点というものが出てくるはずがない。それはどうしてかという、衛生材料は原価で見えておるのですから、そのときに原価を幾ら見たかということをおまな本さん、今になつてそれはありませんとは言はせません。当時の資料はパスもマイシンもみんなあるはずなんです。あなたが答弁できなかったのは館林君さへ呼んでくれれば、当時全部作つておるはずなんです。もしそれがなければ、盲腸

○古井国務大臣 これは手続上のことをおつしやうたのだからと思ひますが、これは健康保険法でも、またそれに準じた国民健康保険法でも、医療協議会というものに諮問をしなければならぬ、諮問をしてその上で決定をするところでありまして、そういう手順を踏んで決定をする以外には、法に基づいた要件は満たされませんので、そういうふうにいいたしたいと思つております。

○古井国務大臣 医療協議会の改組の法案を御審議願つておるわけですが、私どもとしてはぜひこの法律案の成立を期したいと考えております。そして法案の成立を見て、医療協議会が新しいものとして発足するわけでありまして、それによつて今の手続を踏む、ぜひそういう、こういう考えでおるのであります。

○森本政府委員 詰める必要はない。その資料はあるはずなんです。なかつたら盲腸の手術がたとへば三百点なら三百点というものが出てくるはずがない。それはどうしてかという、衛生材料は原価で見えておるのですから、そのときに原価を幾ら見たかということをおまな本さん、今になつてそれはありませんとは言はせません。当時の資料はパスもマイシンもみんなあるはずなんです。あなたが答弁できなかったのは館林君さへ呼んでくれれば、当時全部作つておるはずなんです。もしそれがなければ、盲腸

○森本政府委員 詰める必要はない。その資料はあるはずなんです。なかつたら盲腸の手術がたとへば三百点なら三百点というものが出てくるはずがない。それはどうしてかという、衛生材料は原価で見えておるのですから、そのときに原価を幾ら見たかということをおまな本さん、今になつてそれはありませんとは言はせません。当時の資料はパスもマイシンもみんなあるはずなんです。あなたが答弁できなかったのは館林君さへ呼んでくれれば、当時全部作つておるはずなんです。もしそれがなければ、盲腸

○古井国務大臣 これは手続上のことをおつしやうたのだからと思ひますが、これは健康保険法でも、またそれに準じた国民健康保険法でも、医療協議会というものに諮問をしなければならぬ、諮問をしてその上で決定をするところでありまして、そういう手順を踏んで決定をする以外には、法に基づいた要件は満たされませんので、そういうふうにいいたしたいと思つております。

○古井国務大臣 医療協議会の改組の法案を御審議願つておるわけですが、私どもとしてはぜひこの法律案の成立を期したいと考えております。そして法案の成立を見て、医療協議会が新しいものとして発足するわけでありまして、それによつて今の手続を踏む、ぜひそういう、こういう考えでおるのであります。

じです。現実には生きてゐる医療協議会と同じです。そうすると、法律さえ通したならばよくいくとお考えになつてゐるけれども、それもまた現実

なたの所信をはつきりしておいてもらわなければいかぬ。単価の引き上げは七月一日からですかね。

います。しかしそれにもかかわらず、やはり公約違反だといつて、入らぬと言つておるのですね。これは相手方も専門家で、もう混乱がわかつておつて、政治家といふものがそれを手

何をあなたの足を引っばろうとは考えていないのです。できるだけあなたの行政がうまくいくように御協力を申し上げたいと思つて、質問もし、意見も申し述べておるわけです。――まあいいでしょう。

申し上げかねますが、これも固定したものではない。一月必ず要る、二月要るといふものではございません。お互いに七月一日実施を目標に審議を進めていくという気持がありますれば、これも案外簡単にいくだらう。それから法律が通つたあとの準備の問題でございますが、これは気持をいたしましては、法律が通りましたならば直ちにこの協議会の構成は完了するといふくらいな気持でやりたいと思ひます。どこに何日どこに何日かかるという事は申し上げるわけにはいきませんが、七月一日実施ができるような方向におきましてあらゆる手続、方法を急いでとつて参りたい、従来のようにひまをかける、こういう措置を講じて参らなければならぬと思ひます。

は公約に違反をしてゐる、それで入らない、こゝ言つてゐるのです。そうしますと、古井さんはこれを政治責任でお出しになったのだから、あれをどんでん返しを受けることは古井さんは忍びがたいところだと思ふのです。しかし現実はどうにもならぬ。そうすると今の医療協議会と同じじゃないですか。私はだからきょうは政治的責任の答弁を一つ求めようとしておるわけです。そういう仮定論で言つておられます。ところが幾らあれを通したらうまくいくと思つたつて、通したつてあれじゃ入らぬと片一方では言つてゐるのだから、それなら入るようになさなければならぬ。入るようにするには古井さんとしては一体どうされるつもりなのか、こゝういふ議論が出てくるわけですね。医療担当者の団体を入れるためには、一体古井厚生大臣としてはこの際政治的にどうしたらうまくいくのか、これは大内先生の方から出してきたあの答申の中に、もう混乱させちゃいかぬと書いてありますね。あんな混乱はもうやめなさいという意味のことを一番最後に書いてある。そうすると混乱を防止するためには、国会でやはりある

○古井国務大臣 まず第一に、協議会を改組する改正案は、私どもとしてはぜひこの国会で通したいと思つております。それ以外に考へておりませんから、その点はまず極力われわれも努力をし、理解を得、そして通したい、それ以外はこの法案の問題は考へておりません。できたあとの問題のお話でございまして、これはおもに医療協議会の改組案の内容について十分理解を得ることがまず必要だと思つております。その点は、あの法案の審議にあつても十分御理解を得るようになつてほしいと思つております。でありますから、この機会に、あの法案がこゝういふふうに変つてこゝういふわけだからといふことをくどくど申し上げるのは少し場合が悪いかと思ひますけれども、しかし従前の医療協議会と、改組しようといふ新しい医療協議会の構成は非常に違つておると私は思つております。これは何が考慮されてゐるか、審議の節に十分理解を得られるものか、私は思ふのであります。でありますから、法案が成立したあと、あの協議会の円満な発足といふことには極力理解を得、納得を得、そして円満を期して発足するように努力をしていく考へでありますので、これはその段階において實際問題として最善を期していく考へておるのであります。

○審判委員 あの法案を通したい、その後は審議の過程で十分あの法案の精神を理解してもらふ努力をする、従前の協議会とは構成が大いに異なつておる、表面的に見たら確かにそうだと思

○森本政府委員 これはいろいろやり方もございしますが、今回の場合におきましては七月一日という一応のめどがあるわけでありまして、それに間に合うようにしなければならぬといふのが一つの大きな鉄則にならうと思ひます。その場合に考えなければいけませんのは、あとから言ひますと、告示の所要期間といふのがございまして、通常でありますと一月前くらいに告示をしてもらわなければならぬといふのが関係者の要望でございしますが、今回のような特別の場合におきましては、この期間も通常考えられてゐるような一月も考へる必要はなからう、ごく短縮してもよからうと思ひます。それからあととは審議会の審議の段階でありますから、これも審議の要領でございしますが、一日か二日であげるか、あるいは一週間も要るか、その辺も、一つこれは何とも

○古井国務大臣 だれしも早く上げた方がいいのですから、医療費の予算もあれだけは一応きまつてしまつておりますし、その意味で、なるべく早く――各方面もお考え下さることも思ひます。私どもの自由にならぬ手続もあります。たとえば国会の御審議などは、これは国会が十分御審議されなければならぬのですから、こちらが尽くすべきものは尽くすといひましたが、これはどれだけの時間というわけには

いくものではない。それから医療協議会にいたしても、何日間の審議といたしても、われわれは誠意を尽くしますけれども、われわれだけの勝手に参らねえ。われわれのやるべき部門については夜を徹してでも最小限度に時間を短縮して、そうしてみんなが七月一日の引き上げを待つていよう。それから、それに間に合わせるように、われわれの受け持つ部門では最善を尽くしてそういうふうにしなさいと考えているわけでありませう。

○滝井委員 国会の審議という、国会に一つ責任を負わしたようございませうけれども、あの法案を通す通さないは国会の自由です。従つて、これは国会があの法案を通さなくても、今の医療協議会は生きておりますから、おやりになれるわけでしょう。その点はどうですか。これはそういういろいろな条件をつけられると、夜を徹して最善を尽くすといつたつて、国会であの法案が通らなかつたからやらないのだと言われたら迷惑な話です。あの法案が通らなくても、今までの医療協議会は生きて生きておられますから、カナマイシンはこれでおやりになつたんですから、このまま通らなくても、これはおやりになれる。そこをはつきり言つておいて下さい。あれが通らなければやれぬというものではない。私はそういうふうには理解してゐるのです。法治国家ですから、あの法律は死んで生きてゐるのですから、あの法案が通らなくてはならないのですから、あれでやれないでしよ。やれないのですか。

○古井国務大臣 あなたは話をまた外へ持つていかれますけれども、さつきお話ししたように、私どもとしては、今

度の改組案が円滑にあの協議会を運営する上に必要だと思つて、ぜひこの国会で成立を期する、これ以外のことを考へないのですから、この法律の成立を期して、そうして改組したもので医療協議会を運営していくという方法をただ一つ考へておるのですから、もうそれ以外のことはわれわれは考へていないのであります。必ず成立をさせたい、こういうふうな考へ方で、それ以外は何か考へていないのであります。

○滝井委員 それはあなたが考へていないのであつて、国会はあなた一人で動かすわけにはいかぬのですから、多数の人が、あなたもひつくるめて四百六十七名の国会議員が動かしてゐるわけですから、これはやはり通らぬことがあり得るわけですね。そうすると、通る場合と通らぬ場合と二つのわけですね。それでしよ。一つのことを、通すことを望んで、それでやりたいと望んでおつたが、できなかつた場合には、今の医療協議会でもやり得るかといふことを私は言つてゐるのです。これは当然やり得るわけですね。法治国家の大臣ですから、やれないとは言へないんじゃないかと思ひます。法律は死んでいないのですから、あれでやり得るかどうかといふことを尋ねてゐるのです。どうですか。

○古井国務大臣 私の方は、通る場合と通らぬ場合と両方考へてはおりません。ぜひこれを成立させたい、つまり成立する場合だけを今考へておるから、あなたのように通る場合、通らぬ場合という、両方に考へるといふことはありません。

○滝井委員 そうしますと、これははつきりしてききました。それが通らなかつた場合には七月一日からやらないといふことですか。

○古井国務大臣 われわれはぜひ成立させたい、通る場合だけを考へておるのですから、通らないという場合は考へてないんです。そういうことはそのときの問題で、要は成立をぜひさせる、成立したものでやる、これ一点張り、それだけを考へておるわけでありませう。

○滝井委員 それ一点張りで考へてゐる、あなたが考へるのは御自由です。考へるのは御自由だけれども、あの今かかつてゐる法律はまだ仮定の法律です。厳然としてもう一つ社会保険審議会及び社会保険医療協議会といふ法律は生きてゐるのです。あなたがいかにかこれを通そうと思つても、これが生きてゐることは間違いないでしよ。法治国家の大臣がこの法律を守らぬといふならば、われわれは何を言はんや。こんなものはやめたいといふ。片一方はこれが通らない場合はどうしますかと言つてゐるのに、大臣が答へられないならば国民保険の問題は先におきます。きようは雇用促進を先におきます。あなたは通る場合一つしかないと言つたつて、そんなばかなことがありませんか。そんなことは無理なんです。通らない場合だつてあるんじゃないですか。内閣提出の法律だつて幾らでも通らない場合がある。通る場合と通らない場合と二つあるのです。そのときに考へるといふなら、これを待つて通つてからやりませう。あなたの方がそういうふうには横に寝たような答弁をするならば、

こつちだつて少数党の野党の政治はこれ以外にないのだから、それでいかざるを得ない。古井さんががんこなら、こつちもがんこ、古井さんがすなおなら、こつちもすなおです。あなたがはつきりしてゐる通りに、私だつてはつきりしてゐるのです。そういうばかげた答弁をこつちにするものじやないです。私は勉強してまじめにやつておるのですから、あなたの方もまじめにやつてもらわなければ、通る一点張りじやないでしよ。通らぬ場合だつてあるでしよ。通らぬ場合はどうしますか。生きてゐるのですから、これでやらざるを得ないでしよ。だから、そのときにはこれでやらざるを得ないといふことをどうして言へないのですか。言へないことはないでしよ。それをもし言へないならば、七月一日から上げないのだ、私から言わせればこつちのうへになる。だからそこあたりにをもう少しはつきりして下さい。これはあなたががんこなら、こつちもとことんまでがんこで参ります。僕は一人で何と言われようとがんこと言われようと、がんこあなたが横に寝るなら、こつちだつて横に寝ます。だからこの問題は、あなたも所管大臣だし、僕もこれで生きてゐるために代議士になつてきてゐるのです。だからこつちの質問について、誠意を持つてお互いに質問しておるのに、あなたが誠意を持つてくれないような、横になるような弾力のない答弁をするのなら、こつちだつて弾力をなくしていかざるを得ない。会期は二十四日までしかないのです。政治は生きものですから、見てごらん下さい。あなたの方の議員が韓国

に行つて、韓国の政権は安定してゐると言つて帰つたとたんに、ひっくり返つたじやないですか。こつちの場合があるのだから、従つて間違つ場合もある。そういう場合については一体どうするのかわからないことをお互いにやらざるを得ない。だから、くだいようであるけれども、一番大事なところですよ。通らなくていいとは言つてない。あなたの気持はわかる。われわれもあなたの出しておる法律については通す努力をします。努力しなすけれども、会期は二十四日までです。これを衆参で通すといふことになりまふと相当の努力が要るんですよ。今のように入数の状態ではなかなか通らない。そうすると通らないときには、やはり今の協議会でもやつて、この七月一日からやりませうかといふことを尋ねておる。それはあなたがやりませうと言ひながら、やりませうといひます。今のものが通らない限りはやりないと言ひながら、私はそれでございませうかと言つて引き下がる。私の要求はちつとも無理じゃないです。古井さんが御答弁がでなければ答弁ができるまであと回しにして、労働省を呼んでもらつて雇用促進事業団法をやります。今の場合だつて、そういうわれわれも二度も三度もごまかされるわけにはいかないです。しつかりして下さい。どうですか、これは通らない場合もあり得るのだから……。

○古井国務大臣 いやしくも改正が必要だ、よいことだと思つて法律を提案した以上は、この法律はできてよい、できぬでもないといふような無責任なことでは法律といふものは提案できないのであります。ぜひ成立を期する、こつちの考へ方で提案してゐるの

○滝井委員 それならば法律論でいきましょ。法律論ならばちつとも差しかえない。大臣が答えなくともよろしい。森本さんでけっこうです。そうしますと、法律的に言いますと、この法案がだめになったとしますと、今機能は停止しておるけれども、点数と単価を変えようとする場合には、診療報酬を変えようとする場合には、あなたの方は医療協議会にかけなければならぬということですが、これは当然現にある医療協議会法によって医療協議会にかけざるを得ない、法律的にはその通りでしよう。

れのことは中央医療協議会に諮問すべしと書いてございます、その通りでございますと申し上げたわけでございます。それから今だんだん話が進みまして、医師会が入るから入らぬかわからぬがといういろいろな仮定のお話がございました。それはそのときの様子になってみませんと、どういうことになるのか、お入りになるのか入らないのか、いろいろな仮定の問題でございますので、その点までは今何とも申し上げられません。ただ法律的にはさように書いてございますということを申し上げます。

れは同じことでございます。ただししかし政治的な判断は、それはまた別でございませう。

○滝井委員 わかりました。それだけわかればいいのです、法律論をやっているのですから。通る、通らぬは生きも死なぬのだからわかりやしない。大臣がいかにかかりに通したいと思つたって、七転八倒したって通らぬときは通らぬ。通るときは、通してくれと言わなくても自然に通っていく。それだけがはっきりすれば、今度の医療協議会が通らなくて、現在の医療協議会で十分点数と単価の問題、診療報酬の問題がやり得る

置として、七月から単価一円を相当上回る額を引き上げる、こうなっておるのです。相当上回る額というのは、四十六億の予算の上限と下限が、今説明しましたが、下限が十一円二十五銭、上限が十一円四十一銭、この十一円四十一銭が政調会長が天下に公表をした一円を相当上回る額、こう大臣は理解をしておるのかどうですか。これは理解をしておる、いないだけでけっこうです。

○古井国務大臣　この一円を相当上回る額という、ごく抽象的な文句でありますが、この意味ですね。相当上回る

ら一円を相当に上回る額が詰めていなければ、これは詰めてもらわざるを得ないのです。幾らになるのか、これは聞いておかなければいかぬ。われわれは福田さんの演説を聞いたのですから。これはどうもこうなると国民健康保険は、詰めてもらって、あしたまで待たざるを得ない。これはわれわれは誠意をもってあす通しますから、誠意をもってそのあたりははっきりして下さい。あしたまで詰めて下さい。そうしないと予算に関係します。社会党は今補正予算を審議して、予算の修正案を出していますから、その一円を上回

す。今回の問題としましては、今お話し
の結核と精神病の関係、世帯主だけ
でありますけれども、七割給付に引き
上げて、そこだけの給付率の点は改善
でありますけれども、これでおしまい
という意味では一つもない。漸次この
点も引き上げていきたい。それは一方
で給付率を引き上げると国庫財政が自
まかないがなかなかできませんから、
給付率を上げるとそれだけ負担がふえ
るのであるから、それだけ保険料を上げ
られるかという、なかなかこれもそ
う無制限に上げられるものではない。
やはり国庫負担の負担率というものも
考えなければならぬ。それと関連し
てくるのだ。それと関連して考えて給
付率の引き上げということをやってい
きたいというのがこれからの方の考
方であり、方針であります。

○井堀委員 国の負担を増額するとい
う方法がわれわれも一応考えられるの
で、その点は全く一致した見解であり
ます。しかしこれからやろうというの
であります。今やるべきではないか
ということが私の質問の要旨なんで
す。

そこで具体的にお尋ねをして参りま
すが、国の負担の法律で規定されてお
りますものの中で、事務の執行に要す
る費用の問題にいたしまして、また
調整交付金あるいは療養費の支給に要
する費用は申すまでもありませんが、
その他の負担が規定されておるようで
あります。たとえば事務執行に要す
る費用の例をとりまして、相当物
価高、医療費の引き上げなどは直接間
接にかなり保険者にとっては費用の増
額がこれは予定されてくるわけであり
まして、これは政府の予算を拝見をい

たしておるのであります。あの予算
でこういう諸情勢を十分まかなってい
けるという建前であらうと思つてい
ります。しかし、私どもの判断からい
えます。結果において、政府
は自分のそういう予算の過小評価を、
市町村もしくは保険組合に対して圧力
をかけて、その負担をさばるような傾
向があるという一般の訴えは今後激し
くなってくるのではないかと。限られた
予算しか持つていない。ところが事
実は、執行に要する費用というものは、
これは必然的に今厚生省が予定してい
るものよりはるかにわれわれは上
回つてくるのであります。時間が許
しておるのであります。時間が許
しませんからこちらの数字を申し上げ
ませんけれども、とにかく私は今回三
十六年度の予算に見込んでおるもの
この費用だけでも、かなり市町村から
要求されるものに対して無理な調
整を行なうような結果になるのではな
いかと思つて、そういうことが
ないという何も言明を取りつけよう
と思いませんけれども、ここに一つの問
題が起るものであります。

それから第二の医療費の問題につき
ましては、先ほど申し上げましたよう
に、患者負担の増加はもちろんであり
ますが、ここに国庫の負担を見込んでお
ります予算額と相当する額が出てくる
であらうという一番危険を感じます。こ
のは、今日医療費の引き上げが、医療
機関を代表する日本医師会、歯科医師
会との間については最後の話し合い
がまだついていないというところ、今
までの協議の模様を見ても明らかだと
思つております。しかもまたそれを
決定する機関はこれから法律を審議し

ていこうとしておるわけでありませ
う。ここに私は非常に危険があると思
うのであります。こういう点について
具体的に一つお尋ねをしようと思つて
であります。

そこで、今限られた予算の中でこれ
をやろうとすることが困難だとすれ
ば、結局補正を組むということに従来
の慣行からいつてなるように思つて
あります。補正を組むにいたしまして
も、私どもが予算の審議の際に政府に
警告を強く発しましたように、今回の
公労協関係の仲裁裁定の補正を組む
資金などを見ましてかなり無理をして
おる。たとえば歳入の一番多く見込め
る税の自然増などについても、私は今
度は政府はかなり無理な見込みを立て
ておられるように思われるのであり
ます。そういう関係は、結局次のよう
い問題を解決する補正を組むときに大
きな障害になつてくると思つてあり
ます。これは大蔵省の責任もあるで
しょうけれども、私はその点に対して
従来の厚生省と大蔵省の折衝の問題と
なつてくると思つてあります。要す
るに、厚生大臣の政治力にかかつて
くると思つてあります。こういう点に
対するあなたの所信を私はこの際聞い
ておくことは決して無意味じゃないと
思つてあります。もうこれは単なる
仮定ではありません。事実上政府の組
んでおられる予算では間に合わない
というところは明らかになつたのであり
ます。結局補正というところ、その場合
に、あなたはこの困難な事業を担当さ
れるわけでありまして、非常な決意
が私は必要だと思つてあります。こ
の機会に、国民の前に厚生大臣のこの
問題の解決のための決意を表明される

よい機会だと思つてありますので、あなたの
これに対する所信のほどを明らかにし
ていただきたいと思います。

○古井国務大臣 まず事務費の問題で
ありますが、これは各市町村でそれぞ
れの事情も異なりますので、きょうの事
務費が必ずしもどの市町村にもびつた
り実情に合つて、そうして十分だと
は言えないかも知れないと思つていま
す。しかしそういう辺りも少し研究しま
して、このしは被保険者一人当たりの
単価を前年度よりも引き上げたのであ
ります。考えられるだけのことは考
えてやつたのであります。今後はやはり
実情に応じてまたさらにこれをもう一
歩考えなければならぬことならば、
これも今後とも考えていきたいと思
います。これはとにかく前年に比べて
単価をぐつと引き上げたのでありま
す。そういう実情であります。

それから医療費引き上げに関連して
の問題であります。予算に今きまつ
ておる医療費一〇%引き上げという
こと以上に、もし医療費がさらに引
き上げられるというふうなことが起
るとすれば、それに対応してやはり国
庫財政に対しては考えることは考えな
ければならぬ。さもないと国庫はやつ
ていけないと思つてあります。この
ことは先ほどとはつきりさういふふう
にぜひ努力をしていつて適切な解決を
しなければならぬということも申し上
げたのであります。重ねてそのこと
も申し上げておきたいと思つていま
す。

○井堀委員 事務当局にちよつと数字
のことで伺つておきたいと思つていま
す。この調整交付金の関係ですが、法律で
は十分の五を予定し、政令では特別と
普通によつて比率が百分の二十に百分

の八十ですか、というように規定され
ておるようであります。これは予算の
中で、一体、特別の場合はこれは規定
通りだらうと思つてありますが、今回のよう
な場合に、多少そういう方面の調整を
する点に弾力性を持たせることのでき
るものであるか、政令に規定してあり
ますように、あの事項以外には特別交
付制度は採用できぬものであるかど
うか、その点と金額の両方の点につ
いて、ちよつと伺つておきたいと思
います。

○森本政府委員 調整交付金は医療費
予算の額の五%を充てるということに
なつております。それから御指摘の通
り、この八割は普通交付金、それから
二割は特別の調整交付金であります。
これは一応政令で定めておりますが、
従来から特別調整交付金を出す対象と
いいますか、出の場合につきまして
は、必要のあります。ただいまの対象を
加えております。ただいまの対象が絶
対的なものではありませんが、検討
しました結果、必要なものがありま
すならば、新しく対象に加える、さうな
措置もいたして参りたいと思つていま
す。

○井堀委員 十分の五ですか。予算は
十分の五でつておるのですか。それ
から普通と特別の場合、割合はどう
いう工合に予算に組んでおるのです
か。

○森本政府委員 調整交付金は医療費
予算の五%を総額といたします。その
総額のうちの八割が普通調整交付金、
それから二割が特別交付金、こういう
わけでございます。

○井堀委員 そうすると、その八割と
二割の関係というのは、何ですか、こ
れは固く縛られておるのですか、多少

そういうものの融通性は厚生大臣にまかされておるのですか。

○森本政府委員 これは従来からとつて参りました比率でございまして、過去の実績から見ますと、この総額の八割と二割の比率でございまして、これは計算いたしましたり、支出する場合におきまして、結果的に見ますれば、嚴重にびつたり八割、びつたり二割といふものじゃございせん。計算しました結果、若干その間に出入りはございまして、しかし原則としましては、従来の例から見まして、原則としては、この八割、二割程度が適当じゃないだらうかといふことであります。実際におきましては、その通りびつたりは参りません。

○井堀委員 前に申し上げるとよかつたのですが、私がなぜそういうことを聞くかといふことは、私は今度の国民保険の行政的な責任者としてはかなり苦しい立場に追い込まれておると思ふのです。一方医師会の要求、これも私はやはり社会的な背景があると思ふ。しかしそれによつて起る、国民保険はもちろんであります。が、一般の医療保険に与える財政的な影響はかなり大きなものになると思ふ。そういう場合に、一方では予算で拘束を受け、他方では実際支出の上でやむを得ざる要求が熾烈に起こってくる。そういう場合にどこかへ余力をみつめて、何とか苦境を打開しようとする努力が当然行なわれると思ふのです。そういう場合に問題になつてくるのは、こういうようにやや弾力性のあると思われようところへももちろん乗り込んでくると思ふのです。そういうやり方が悪かつたら、私はむしろ保険に対して

ぬぐりことのできない大きな傷を残すことになると思はれるのであります。

○森本政府委員 この財政調整交付金制度自体が、保険料の収入と医療費の支出と、これによつて受ける影響はそれぞれ違ひますが、そういうアンバランスといふものは、負担の重いところを軽くするといふ制度でございまして、その目的のために、この総額の中で、平衡交付金の中の八割を上げておるわけにございまして、その制度自体が今御指摘になりましたような財政上の負担の不均衡を是正する作用を営んでおるわけにございまして、従ひましてこの制度がお話のような目的を達しておるというふうに考えております。ただその財政需要あるいは医療費の需要の面と、保険料の徴収の面と、これの算定の計算方法でありますとか、そういうものには検討を加える必要があろうかと思ひますので、そういう点につきまして今後とも研究して参りたいと思ひ

ますが、制度自体としては、これが今御指摘のような財政の不均衡といふものを是正する制度であるというように考えております。

○井堀委員 そこで、もつと数字の点でお尋ねを進めていきたいと思ひますが、この資料によりますと、財政の不健全だと思はれる保険者が、三十四年度でもまだ百三十四の多きに達しておるようでありまして、漸次減少しつつあるといふことは非常にいい傾向だと私は思つておりますが、今回の医療費の値上げ、物価高その他の影響によつて、せっかく健全化しつつあります保険が、私は財政的に非常な危機に當面してくると思ふのであります。こゝろから、一つ伺つておきたい。

○森本政府委員 国保の財政は現在困難でございまして、実情を見て参りますと、この赤字保険者は、最近数年間におきまして、ここに表が出ておりますように、だんだんと減じておる。また赤字の額も減つて参つております。非常に困難な経営ではございまして、けれども、だんだん健全化しておるのにございまして、しかし御指摘のように、経営の困難なのが百三十保険者あるわけにございまして、保険者の総数は、現在におきまして約三千五百以上あるわけにございまして、その割合から見ますと、ここにもございまして、今この医療費の値上げについての影響でございまして、これは先ほど来お話のございましたように、一〇%引き上げに伴いますところの財政措置は、一応二割五分の国庫負担金と、それから十五億の予算上の財政補助というので

いたしたいと思ひます。それでこの保険財政という面から見ますと、この二つの手当によりまして、保険者の財政としてはさう大した苦痛はなからうと思ひます。ただ問題点として残りますのは、保険財政そのものに關係のないところの、患者が自分の金で払いますところのいわゆる一部負担金、これが患者の負担として重くなるのであります。市町村の保険者の財政としては、今申し上つたような措置によりまして、そんなに苦しくなるというところは考えられないと思ひます。

○井堀委員 問題は、私は、医療費の一部負担、すなわち患者負担の分が、要するにこゝろ加速度的に増加いたしました。今のところは一部負担をとらなければ医療をやつてやらないといふようなことは事実上できないのじゃないか。そうすると自然一部負担の納入の成績は悪くなる。あるいは保険料収入徴収ができておらず、市町村の自主的な運営の上からいいますと、そういう過酷なことはやはり好ましくないといふことで、現在資料と拝見いたしました。まだ保険料の未納があるようでありまして、だんだんよくなつていくとはいひながら、やはり八一%から九三%くらいに成績は上がつておるから、非常に、また七%なつてきた今日においても、また八%から八%の滞納は余儀ない。また実際ほんとうにあるのです。もう少しあるだらうと思ふのであります。市町村それ自身でも非常な苦心をして、この保険を育てようとしておる努力は涙ぐましいものがあると思ふのです。そういう点から、今回の医療費の値上げによ

る患者負担の増額、それから保険団体のやりくりが非常に方々で行き詰まつて手詰まりになつておる。そういう点はかなり深刻なものになつて影響してくるというものが私どもの資料に基づく判断です。厚生省の提供しているものから判断しても、そういうことが言えると思ふのです。先ほど来厚生大臣の所信を伺つてきたのであります。そういうものに対するよほどの熱意がありまして、私は今回のような改正案の提出の仕方では非常にむずかしいのじゃないかと不安を持っておるわけにございまして。ひとり私が持つのみならず、これは保険に關心を持つております人のすべてではないかと思ふのであります。そういうものにやはりある程度安心感を与えられるような改正がこの際望ましいのではないか、そういう点が一向に見られせん。

そこでもう一つ、これと關係してくるのであります。私は社会保障制度の中でも、医療保険の問題はもう卒業期に來ていなければ、他の社会保障などというものは前進できるものではないと思ふのであります。そこで医療費の問題が出てきましたから、ついでにお尋ねいたします。国民健康保険、健康保険あるいは健康保険の中で政府管掌と組合管掌とで多少の相違がありまして、それが、そういうものの負担増といふものが総額で幾らくらいお見込みでございまして、この機会に数字をもう一ぺん明らかにしておきたいと思ひます。

○森本政府委員 今回の一〇%医療費引き上げに伴いますところの各制度に対する影響でございまして、一括して申し上げますと、医療費の額で幾ら引き上げになるかと申しますと、総額

におきまして二百五十四億でございます。それから患者負担といたしまして約七十五億でございます。それから国庫負担の額としまして七十四億、これが保険及びその他の制度を通じますところの総額でございます。

○井堀委員 ついでにもう少し、国民保険、健康保険の中でも政府管掌と組合管掌保険と日雇い健康保険、船員保険、それから生保の関係、それと共済組合の関係、それを分類したものがありませんたら、一ぺん数字をこの際記録に残しておきたいと思ひます。

○森本政府委員 それではただいまの数字をもう少しこまかく申し上げます。

まず国民健康保険でございますが、増額が九十五億、患者負担が四十六億五千万、国庫負担が三十九億、それから次に政府管掌の健康保険が引き上げの総額六十九億五千万、患者の負担が十億五千万、国庫負担が三億、それから健康組合であります、増額の総額が四十四億、患者負担が六億、国庫負担が一億五千万、それから日雇い健康でございますが、増額の総額が六億、患者負担が一億、国庫負担の増額が二億、それから船員保険であります、引き上げの総額二億五千万、患者負担五千万、国庫負担五千万、患者負担五千万、国庫負担五千万でございます。これが保険関係でございます。

〔委員長退席、永山委員長代理着席〕
それから、それ以外の制度がござい、ます。たとえば生活保護、結核予防、精神衛生等がござい、ますが、これを一括して申し上げますと、それの医療費引き上げによる増加額が三十七億、患者負担が十一億三千万、それから

国庫補助額の増額分が二十八億という数字でございます。

それから今申しました各保険の数字が合いませんが、患者負担と国庫負担以外のものは、これは保険の負担になつておるわけでございます。以上でございます。

○井堀委員 そこで一つ、ついででありますから、ちよつと数字をお尋ねしますが、その保険の負担の金額をずつとあげてみて下さい。

○森本政府委員 国民保険以下全部保険者負担でございますが、九億五千万、それから政府管掌の保険が五十六億、健康保険の保険者負担三十三億、船員保険の保険者負担一億五千万、それからその他の制度におきましますものにつきましては、地方費の負担というのが九億でございます。

それから共済組合の資料は、これは厚生省の方でまとめておりませんので、正確なことを申し上げかねます。

○井堀委員 今厚生大臣お聞きのように、医療費の値上げ問題は、一〇%と見ての数字であります、医師会と自民党の三役との間の協定は、この前精神衛生法の審議の際明らかに私にいたしておきました。これは公文書でわが党が自民党に対して二つの医師会と協定を結んだ内容を明らかにいたしてもらつたわけであり、それにあります。と、どうして一〇%ではまかなえないというものがきわめて明確なものになつておるわけであり、この点については厚生大臣も、政党内閣の立場上、三役と医師会との約束を当然守らなければならぬような羽目に一方では、他方ではすでに法律案、予算

案は一応三十六年度のものも確定的なものにならうとしておるわけであり、す。この辺の關係は非常に私は政治問題としては重大な段階に当面したと思ふのであります。この点については、私どももいたくこの問題の解決に苦勞いたしておるわけであり、したがって、どうしてもこの問題の解決の見通しだけはこの際つけておかないと、この法案を審議する議員といたしましての最小限の責任として明確にしなければならぬことになつたと思ふのであります。といひますのは、今数字の上で明らかになりましたように、保険者側の負担というものは国民保険の場合、あるいは日雇い健康保険のような、要するにまだ基礎の脆弱な医療保険にとりましては、自己的にその負担をするといふことは、自給自足の至難なことだと思ひます。特に今健康保険法の改正の審議にあつておるわけであり、それが、われわれのところへ毎日連綿的に各市町村すなわち保険者側から、政令による二〇%の国庫負担金を少なくとも二五%程度には引き上げてもらいたいという電報による陳情、要請が来ているやうなわけであり、これは言ふまでもなく今の数字で察せられますところであり、赤字であります。団体はもちろんのこと、その他の団体においても非常な打撃であるからであらうと思ふのであります。この辺の解決ぐらゐは厚生省としては臨機応変にお考えにならなければならぬはずのものであると思ふのであります。その点に対する一つ責任ある厚生大臣の見解をこの際漏らしていただきたい。

○古井国務大臣 この国民健康保険のみならずでありますけれども、国民健

康保険についてみましても、だんだん利用度が高がつてきているのであります。これは一面では非常に慶賀すべきことであり、利用が多くなつたといふことは喜ぶべきことである。しかし反面それだけ医療費に対する保険団体の負担といふものはふえてくるわけであり、さういふわけで、医療費を引き上げませんでも、保険団体の負担する金額は利用度が高なるにつれて大きくなつておるのであります。そのため貧弱な国保団体などは国保経済に相当苦勞をしておるのであります。さらばといつて保険料を増徴できるかといふと、なかなかむずかしい、だから経済が苦しい、こういうことになつてきているのであります。この事情はよく知つております。いゝやうに医療費を引き上げますと、それだけまた保険団体の負担もふえてくる、こういうわけであり、さういふことがさういふ状況にあるところへ引き上げると、さういふ結果が起ります。でありますから医療費の引き上げの問題は、受け取る側の方からいへば上げの方がいいといふことになるかもしれないけれども、負担する側の団体側に対する手当が十分つきまされないと破産してしまふ。そこを一方考えないといけませんので、医療費の引き上げは結論を出し得ないものであります。手当がつくかつかぬかというように、この引き上げの問題は両面から考えなければならぬ、もともとさういふものであります。一方だけ話をしてみますものではないのであります、予算にきまつておる金額以上にも医療費を引き上げるといふならば、保険団体の立ち行かどかといふ点についての見通しも立て、手当も

するといふことを同時に考えなければならぬ、さうして結論を出さなければならぬ。さういふことであり、それから、さういふことでもいゝといふ考え方は持たぬのであります。さういふ方の手当のめどがつかなければならぬのであります。さういふふに考えていることはさつきも申し上げた通りでありますからして、その辺は十分考えたいと思ふのであります。

○井堀委員 しつこいようであり、ま、今国保と日雇い健康保険だけあげてみたのです。これは一〇%で、私は不確定なものをこの際取り上げて議論しようといふ考えはござい、ま、せんけれども、實際的には医師会との協定がどうあろうと全体の物価の上昇、所得の増加に伴つて医療費を上げていくことが必然の傾向で、それがどの程度でまゐるかといふことだけの問題である。上昇するといふことは必至だ。

そこでさう一つお尋ねをいたしてみたいと思ひますのは、昭和二十年以降被保険者一人当たりの医療給付費が一〇〇であつたものが、三十四年度は三七五に上昇してきているわけであり、だからさういふように一人当たりの療養給付費といふものが加算度的に高額なものになつてきているのであります。このことはある意味において従来貧困その他のゆゑによつて医療を受けることをちやうどしやしていた者がほとんど医療を受けられることになつたことであると思ひます。それから医療内容が充実し、あるいは多くの高貴薬などが使用されることなどによつて当然その処置料や医薬用品の使用料が増加するといふ部分もあると思ひ

のであります。いずれにいたしまして昭和二十年の一〇を三十四年三七五に、毎年統計を見ますとずつと順調なカーブが上つてきておる。ここでガクッと今度は医療費の値上げを大幅に行なわれるのでありますから、急カーブを切るわけでありませう。その辺が実は一向にないというところはまさに危険だと思つておる。厚生大臣の今の御答弁によると、国保と日雇い保険についての例だけでもしかるべき用意ができない際に、医療費の値上げはうかつにできないという意味のようにもとれますが、これとてやはり抵抗するには限度が生まれてきておるというよりも、政治問題としてすでに厚生省は苦境に立っているというのをわれわれは率直に認めておるのであります。でありますから、この辺の切りかえをどうするかというところは厚生大臣の手腕にかかっている、厚生行政の私は岐路に立っていると思ふ。何かそれに対する措置をお考えになつておられなければならぬと思ふのであります。私の今述べていることは何も私の意見ではありません。わが党の見解を披露しているわけでもありません。今明らかにになりました数字の上から判断してきて具体的な事柄になつてきておるものでありますから、これはわれわれも共同の責任があるのであります。厚生省は特にその衝にありますが、この点をどうなさるかというところはどうしても明らかにしなければならぬと思ふ。もう一回厚生大臣のこの点に対する御見解を伺つておきたい。

○古井国務大臣 繰り返して同じことを申し上げて恐縮であります。今日のこの予算にきまつた一〇%引き上げということに伴つての措置は一応講じたのであります。しかし国保財政等が苦しいのは、引き上げだけではなしに、さつきも申しましたように一回かかつておつた者が二度かかる、こういうことになればそれだけ国保団体が負担する金額もふえるのですから、そういうことで国保財政などが苦しくなつておる面もあるものであります。これは引き上げと直接関係はないわけでありませう。引き上げがなくても起こる問題であります。それは保険料をとれないから苦しいのですから、国がめんどうを見るはかないのであります。国がめんどうを見る、つまり国の負担する部分を引き上げるといふ問題に結局帰着してくるのであります。この問題は医療費の引き上げと関係のない一般的な事情に対しては、これは引き上げなくとも事情は事情ですから、すみやかにこの点をよく考えて措置をやつていきたいということが先ごろ来の問題であります。先刻来の国の負担を引き上げるという方向で努力したい。医療費の引き上げがさらに起こるといふときなら、それに関連するものは必ず並行的に考えなければならぬ。これは繰り返してよく申し上げておる。手当てをしなければならぬ、こういうことですから、お考えと同じことをいわざるを得ないのであります。

か、ちよつと聞いておきたいと思ひます。

○森本政府委員 人件費の値上げでございますが、国保で直接扱いますのは事務費でございます。これは先ほども申し上げましたように、昨年度からベイス・アップに伴ひまして公務員並みのスライド・アップをして今年度の単価をきめたわけでありませう。

〔永山委員長代理退席、委員長復席〕

それから医療費につきましては、これはまた別問題であります。事務費につきましても地方公務員並みと同様の人件費相当分をスライド・アップをして本年度の単価をきめたわけでありませう。

○井堀委員 地方公務員並みといふと、ベイス・アップの率は幾ら見込んでありますか。

○森本政府委員 昨年度百円でございますが、本年度百十円になつたわけでございます。一割でございますが、この事務費の中には物件費相当分と、それから人件費相当分がございます。その中で、人件費相当分につきましては、地方公務員並みの一・四割といふものを見込んでおるわけでございます。物件費については別でございます。この十円の中の物件費相当分は別でございますが、人件費相当分については一・四割のアップを見ただけであります。

ていくために改善を必要とする時期に来ておると思つておりました。この国会でも公務員法の問題に政府が手を染めようと思つておるから、関係が生じてくると思ひます。これは一・四割の上昇を見込んで予算は組んでおると言ひますが、その範囲内では職員の要求に応じて引き上げることができなわけでは、もしそれ以上の要求が起つた場合には、これは個々の場合は厚生省が責任を持つわけでしょう。どういふ扱い方になるでしょうか。

○森本政府委員 国が補助費として出します場合には、標準的な事務費を出されるわけでございます。従ひまして、個々の市町村について見ますと、非常に高い給与のところがございます。あるいは低いところがございます。一応標準的な市町村を想定いたしまして、それに対する公務員、これはいずれも職員は大部分は地方公務員でございますから、その標準的な市町村におけるところの公務員のベイス・アップといふものを想定して上げるわけでありませう。従ひまして、むちゃくちゃにたくさん上げるというところにおきましては、この標準的な事務費ではまかない切れないものがございませう。これはむしろそれぞれの市町村におきまして、その自前の財源でやつていく、こういうことではあります。

できる内容のものでありませうか、ちよつと伺つておきます。

○森本政府委員 この事務費の交付の方式でございますが、これは被保険者数五千、一万あるいは五万というように一つの型を作つておられます。ここにおきますところの被保険者一人当たりの基準が何らかの標準を作りまして、それによつて公平に標準的なものを交付されるわけでありませう。従ひまして、各市町村と厚生省の折衝は、そういうことにはないと思ひます。

○井堀委員 保険料のことについてちよつとお尋ねしてみたいと思ひます。保険料の納入成績がだんだんよくなつてきておられます、まことに慶賀にたえぬところでありますけれども、統計の上でわれわれに政府が資料として出されておるものと実際の間に——われわれが二、三の組合に當つての経験であります、市町村ではかなりこの保険料の徴収に苦心しておることは間違いない。そして今日の状態では、全国必ずしも同じ情勢で成長しておるとはいえない。非常に順調のところがあるかと思ふ、はなはだしくおくれしているところがある。こういう点で、実は資料は全国一つの平均を示したものであります、そのアンバランス、そういうようなものに対しては一体調整交付金などでかげんをするのであるか、あるいはさういふでございなどについては、一体どういふような方法でコントロールされるのであるか、この機会にちよつと伺つておきたい。

○森本政府委員 保険料の徴収でございますが、全国平均にすれば九二%という率でございます、他の社会保険

に比べますとやや低い、税金等の徴収率と比べますと若干低いという状況でございますが、逐次向上いたしてあります。それから各市町村ごとの徴収率は、それぞれ御指摘のように差異がございます。この点は、徴収率の悪いところはどのようにするかという措置は具体的にやっております。結局標準財政需要と財政力という標準的なものによって調整交付金を交付いたしますので、その際に徴収率というものは現在のところは特に勘定に入れておりません。

○井堀委員 最後の一つ厚生大臣に質問いたしまして、私の質問を終わろうと思ひます。先ほど来だんだん明らかになって参りましたように、ただいまのところでは国民保険の一番困難な時期に当面したということだと思ひます。この際抜本的な対策はとにかくとして、当面の危機を乗り切るための処置が望ましいと思つてお尋ねをしたのであります。それに対する準備もまだ十分でないというふうに私は受け取つたのであります。ぜひ一つこの機会に強くわれわれ要請をいたしておきたいと思ひます。それは、せっかく国民保険が全国的に普及をされて、これから伸びるか萎縮するかという一番大切な時期に私はあると思ひるのであります。ものにたとえれば、ちやうどやわらかな芽が出てきたところでありまして、非常に思ひ切つてあげなければならぬ時期だと思ひます。そのときに、非常な不幸なことでありますけれども、物価高やあるいはその他の所得増加に伴う医療費の値上げが大きな嵐となつて、今やわらかい、伸びかけている保険に対する大きな障害に取り組みむわけでありまして、これを保険の自力だけに

まかせるということでは、あまりにも乱暴だと思ひます。そういう意味で実はいろいろと各方面からお伺ひしたのでありますけれども、残念ながら私の質問に対する当局の御答弁では、どうもますます不安を感じる結果となつたので、はなはだ遺憾であります。しかし、ただ単にそうであるかというところで見過せるものではないと思ひます。一段と厚生当局も勇気をふるい起こして、一つには保険の場合における被保険者の医療費の負担増というものについては、最も近い機会にその負担増に伴わないようにするということでは、保険の成長を助ける厚生省の行政的の最小限の義務であると思ひます。であります。それから、数字の上では約七十三億以上の負担増が被保険者である患者にかけることになるわけでありまして、この問題の解決を一つすみやかにやるような措置を、できるならば暫定的にも国庫の負担に、要するに厚生大臣も述べておりますように、保険自身がこれを捻出する力がまだないという実情でありますから、やはり今の場合国庫が肩がかりする以外にないと思ひます。よいか悪いかという議論はいろいろあるにいたしまして、今日の場合、国庫に依存する以外にないのでありますから、ぜひ一つ補正予算なりあるいはそれにかかわるべき国庫の負担増によつて、この危機を突破するように工夫をこらしていただきたいと思います。それからもう一つは、先ほど申し上げたように、行政当局と被保険者の間のいろいろな折衝などがまだ今後ひんぱんに起こるだらうと思ひます。そういう場合にも、先ほどお尋ねいた

しましたように、今日の市町村はまだこういう社会保険を育成するだけの経済能力というものはもちろんありません。非常に赤字を続けておる地方自治体が多い実情でありますから、そういうものに過重な負担をかけないよう、しかるべき保険者に対する保護政策というものがとられるべきだと思ひます。

最後に、医師会との折衝が今後残されておるようでありまして、こういう保険団体、ことに被保険者、最も苦しい立場にありますが、被保険者の中でも患者に相当する人々の立場というものを十分保護のできるような措置をとるべきことを強く要請いたす次第であります。今日までの答弁では満足するものではございませんでしたけれども、一応このことについて要望いたしますとともに、厚生大臣のこの要望に対する御見解を伺つて私の質問を終わらうと思ひます。

○古井国務大臣 お話の点などを十分考えまして、御趣旨にはききわめて同感でありますから、最善を期したいと考えます。

○山本委員長 暫時休憩いたします。
午後六時四十四分休憩

午後七時二十五分開議

○山本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○滝井委員 さいせんいろいろと一円を相当上回る額の問題について質問をいたしました。政府の方としては、医薬品、衛生材料等が、どの程度一割引き上げた社会医療の四十六億の予算の中に入つておるか等の点について、

な政府で検討をしておるようでございます。これは資料で後ほど出していただくことで、ぜひ政府の方の誠意を示していただきたいと思います。

もう一つ、最後に簡単に御尋ねをしておきたいのは、今回の医療費の一割の引き上げにつれて、国民健康保険に十五億の特別療養給付費の補助金をお出しになつておられるわけですか。御説明によりますと、予算補助、こういうことになつておつたわけですか。森本さんは予算補助だという御答弁を永山委員にはされたんですが、これは療養給付費の補助なんですか。

○森本政府委員 療養給付費に対する予算補助でございます。

○滝井委員 そうしますと、ここに一つ疑問が出てくるのです。法律で療養給付費の二割というのを書いてあるわけですね。そのほかに予算で療養給付費の補助が自由自在にできるということになれば、法律で二割と、五分の調整交付金なんか書く必要はないのです。これは、私は会計検査上、あるいは国の大事な国民の税金を、国のお金を出す上においてやはり疑義があると思ひます。これは、大蔵省が来ておられますが、大蔵省は一体こういうふうなふしだらですが、こういうふうな出方ではないかと思ひます。言葉をかえり言えふしだらですが、こういうふうな出方ではないかと思ひます。

○岩尾説明員 十五億の特別療養給付費は、これは予算補助でございます。本来国民健康保険につきましても、二割の給付補助になっておまして、これは本則でございます。今回の特別療養給付費補助と申しますのは、医療

費の増高等によりまして負担のふえる保険者に対して、初年度でございまして、大体その六割程度を見ようというところで特別に出す補助金でございます。従ひまして、本来保険者に対して国が負担すべき二割という原則のものではなくて、本年たまたま医療費が上がるので、その分に対する負担をまかなう意味において国の方において出すというわけで、特に予算補助を出しておるわけでありまして。

○滝井委員 医療費が上がるのは、一割の総医療費の引き上げをやるというの、ことしだけではないわけですか。これが一割引き上げられたならば、来年も再来年もそのまゝ上がつていくわけですか。そうしますと、来年度以降については、これは二割の中に組み入れていく大蔵省としては方針なのか、それともまた来年もつまみ金のようなものをこしらへ出す方針なのか、そのこの方針はどうですか。

○岩尾説明員 本年の七月から医療費が一割上がるようになっておりますが、その影響はたして各保険者に対してどういうふうな影響を及ぼすかというところは、本年上がつてみなければわからないわけですね。従ひまして、来年の予算を算定する際に、そういう負担関係を見まして、どうしてもまた負担が過重であるために見なちやならぬというところであるならば、おそらく乗せることもございましょうし、あるいは現在の保険者の負担の中でまかなえるものならば、それを落していくというところも考えられるわけですね。それは今後の実際の状況を見た上で判断をいたしたい、かように考えております。

根本のものといたしましては、療養費の支給に對しては、療養の給付と同様な見方をしなければならぬという見方があると思います。これはやはり今回到に限らず、従来からの国保の制度の立て方の問題に入ってくると思うのであります。今後この療養費の支給というものに對する補助の仕方、負担の仕方をとるのかという問題が、他の給付率の引き上げその他の問題とからなしまして、やはり残つておる検討すべき問題であると考えております。

○滝井委員 二号の「療養費の支給に對する療養に要する費用」これは非常にややこしい書き方をしておるけれども、結局これは療養給付と同じなんです。ただその人が現金で払つて、

そしてあとで領収書を持っていて保険者に払って下さい、こういう場合の違いだけなんです。精神と結核についてはそれを同じ待遇にしておいて、そうして今度は総医療費になった場合には五割しか認めないというのは、理論的に筋が通らないのです。ただ今度の法案においては、結核と精神については前進したからいいと思うのですが、たまたま被保険者が、その地区に眼科の専門医がいなかった。だからやむを得ず隣の県に行つて見てもらった。ところが隣の県は、あれは各県単位に保険をやるのですから、見てもらつて現金を払つてきた。その領収書をもつてくると、保険者はその領収書を見て、保険の点数に直して半額を支払う、これが療養費払いであります。

従つて、その患者にしてみれば、百円なら百円を全部払つておるのでありますから、払つたことについては精神、結核と同じです。これは一つ今後考えていただきたい。患者の身になつてみれば、払つたことは事実なんですからね。しかもそれは被保険者でありますから、半額しか保険はどうせ払わないのでありますから、半額は患者が払つてきています。それを総医療費の中に見るべきだと言ひます。それを見ればどういふ結果が出るかといふと、二割の国庫負担がふえてくる、保険経済はそれだけ案になるのであります。国民健康保険というものはこういう小さいところが、大事なところがどうも抜けています。そういうものを寄せ集めると五億、十億はすぐ出てくる。五億、十億出てくれば、精神、結核は七割を家族まで広げることができる。こういう点がありますから、「賛成」と

呼ぶ者あり）賛成の声がありますから、その賛成の声にのつて次回には直すように御努力をお願いします。これで終わります。

○山本委員長 これにて本案についての質疑は終局いたしました。

○山本委員長 引き続き本案を討論に付するのであります。申し出もありませんので、直ちに採決いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

であります。しかしこれは、今までの既存の事業団やあるいは施策を若干寄せ集めてこられたのであります。まず最初にこの問題で一番論議しなければならぬ点は、雇用促進事業団の構想や施策で、これだけで現在の当面いたしておきまする雇用問題の解決はできない、こういうふうな思ひがあるのであります。だから、雇用促進事業団を進めて参ります際には、他の政府の施策を総合的に進めていかなければならない。

雇用促進事業団自体についても抜本的な検討を要することはもちろんであります。そういう点で、まず最初に労働大臣の方から今までの質問者に対していろいろな御答弁もあつたのであります。進めていく上において欠陥となるべき、将来政府のやる雇用政策の中で抜本的に改正しなければならぬそういう全体の構想について、私はそういう欠陥の面を主としていたしまして、大臣にお考えの点があれは一つ最初に御答弁をいただきたいと思ひます。

○石田国務大臣 現在の雇用情勢というものはよく御承知の通りでございますが、全体として好転はいたしておりますものの、その中に特定地域における失業、離職の集団発生、それから中高年層の就職難、技能者の不足といふようなものが強く、まことにむづかしい問題として出てくるわけであります。特にこの地域的なアンバランスの是正は、単に雇用政策あるいは労働の流動性を促進するといふことだけでは解決つかないものであります。これはやはり産業振興法とかあるいは特定不況地域振興の施策とか、つまりそういう

地域に対して産業条件の整備、新しい企業の融資といふものを行なつていかなければならない問題であると思つておる次第であります。

それから今日の労働力の需要は明らかに偏在しているものであります。これまたこのままでは雇用のアンバランスの是正は困難であります。従つてこれは他の面におきましては後進地域の開発といふ意味も含めまして、やはり工場その他の地方分散の計画を実施する必要がありますと思つておるわけであります。これは雇用促進事業団の仕事だけでは処理できない問題でございます。

それから中高年層の就職難という問題は、これはその背景に、あるいはわが国の終身雇用制あるいは年功序列賃金というふうなものもあるものでございまして、この問題の解決もまたこの雇用促進事業団が現在計画しておるのだけではとうてい処理できないと思つておるわけであります。さらに一段と積極的な施策が必要であると考えておる次第であります。

それから技能労働者、技術者の著しい不足、これはやはり学校教育その他と協力して参らなければならぬと思つておるわけであります。

この促進事業団は、先ほどお話しにありましたように、現在までやつております事業をここに集めたいと思つたほかに、今までやつて参りました諸計画を積極的にやつていこうと思つたのものでございまして、今日の段階では、職業訓練の面におきまして、あるいは広域職業紹介の面におきまして、も不十分な点がたくさんありますので、この法律の成立いたしました晩に

おきましては、その初年度の経験を土台といたしまして、さらに大きな発展を期して参りたいと思つております。

○大原委員 今般項目あげて石田労働大臣の御見解を明らかにされたわけですが、石田労働大臣は本会議の席上やあるいは当委員会の席上においてしばしばお話しになったのですが、日本の労働者の賃金は実質的には必ずしも低くない、こういう非常に巧妙な答弁をされた。しかし私は日本で雇われてる人がどういふ賃金あるいは雇用条件で雇われておるか、こういう問題を総合的に判断しなければならぬと思ひます。その中でもやはり一番大きな問題は、たとえば公務員でも一番下の賃金と上の賃金は十一倍くらいあるわけです。こんな賃金の開きというものは外国におきましてはないわけです。

それから大企業は五〇以下といふと、中小企業は五〇以下といふと、ふうな、そういう賃金の開きも、これは他の国にはないわけです。先進資本主義国におきましては、ほとんど七、八〇％には達しておるわけであります。だから平均賃金を基礎にいたしまして、国際的な購買力をよく労働大臣は例に出して巧妙な答弁をなさるわけですが、私には同じ企業内においても、あるいは違った企業間、違った産業間におきましても、賃金格差が非常に開いている。そういうことで、勤めても食えない賃金労働者が日々雇用その他の非常に不安定な雇用条件の中でたぐさいます。たとえば八千円以下の人々が四百万人以上いるといふこと、そういう日本の労働者の、いわゆる権利といふ労働条件、それが

ら賃金の格差、こういうことは非常に無視できない大きな問題であります。

私はこういう中で、政府施策の中で根本的に再検討を要する問題は、その一つは失対事業であらうと思ふのです。政府の雇用政策の中で、これは失対事業の面であり、問題は失対事業が地方自治体においても、あるいは社会問題といつても、戦後十数年たちました今日、非常に大きな問題になつておるのであります。それゆゑこの失対事業の問題について、私は根本的に政府の施策といつして、この際頭を切りかえて再検討をするときではないか、こういうふうに思ふのです。その点について労働大臣の現状認識と、もしお考えがあれば、将来における抜本的改善の方向、そういう問題について御見解を承りたいと思ふます。

○石田国務大臣 わが国の製造工業におきます賃金、それと諸外国の例とを比較いたしまして御説明を申し上げたことは事実でございますが、しかし私はその説明をいたした際にも常に申しておるのでありますが、それにもかかわらず日本の低賃金層の問題というものが無視されないものであり、きわめて重要であるというところは、これは忘れてはならないことだと思ひます。その低賃金層の問題の大きな重点は、一つは日雇いの問題、それから臨時工、社外工というような者の存在、それから規模別賃金格差の問題というようなことを一切ひっくるめた、いわゆる潜在失業者の存在、不完全就業者の存在、この問題の処理を行なわなければ、労働条件の向上、本質的な国際比較はできないのだというところは、私は

常にそのうらはらとして申しておるのであります。そこで御指摘のその中で最も低い層にある失対事業の現状について、私どもは満足しておりません。戦後きわめて長い期間にわたつて、いわば慣性的に続いて参りましたので、従つてその対象者の平均年齢といふものはかなり高くなつてきてゐるわけであり、そこで、私はまず第一に考えたいことは、ここに定着するという現状を何とかしてなくしたい。幸いにして雇用情勢も好転しておるわけであり、年令層につき得られるような施策を、年令層の若い人々に対して講じますことも、あらゆる機会に失対賃金等の上昇をはかつて参りたいと思つておるわけであり、他面地方財政との関連も考へまして、この失対対策事業は全般にわたつて本格的な再検討を行なうべき時期にきたと私は考へておる次第であります。

○大原委員 今失対事業に対する根本的な改正を検討するときにきています。これは地方自治体の現状その他を見まして、そのときにきてゐるということについては原則的に御了承になつたわけですが、一体どういふふうなお考へでこれを改正しようとするのか、大体そういう構想につきまして一つ御見解を明らかにしていただきたい。

○石田国務大臣 私は、こういう問題はやはり雇用審議会等、専門の方々の御協議を待つて、そして立案をいたしたいと考へておるわけであり、まして、私が先に具体的な問題を出しますことは、往々にしてこの種の審議会その他が政府の原案に非常に影響される

という非難のまた一つの原因ともなり、ますので、なるべくは差し控へたいと思つておるわけであり、やはり大方、専門家の御意見を尊重いたしましてやりたいと思つておるわけですが、根本的には年令層の高い人々には現在の条件を低下されることなく、あらゆる機会に上昇をはかつていきます。しかし若い人々、働ける人々には、新しい安定した雇用の状態につけるように諸般の施策を講じ、この失対対策事業の中で定着していくといふことを避けていきたい。他に転職その他が困難なあるいは不可能な人々に対しては、その状態のもとにおいて条件の向上をはかり、安んずる方法を検討いたしまして、これを安んずるというところへ移り得るようになつていくことが、根本的な私どもの考へ方でございます。

○大原委員 労働大臣は、自民党の中におきましては最高の労働政策道であるといわれておるのであります。自他ともに許しておられる。非常に積極的な、あらゆる問題について御見解や意見を發表されるわけであり、しかしこの失対事業の問題につきましては非常に抽象的な御意見であり、これは現実の問題といつして、だれに聞いてみても、与野党を問わず、中央地方を問わず聞いてみても、この問題はこのままでは放つて置けない。雇用審議会におかけになつていふことになりまして、やはり政府の施策なりその他の問題が要るわけであり、私はこの問題について端的にお尋ねするのですが、日雇いの賃金、失対労働者の賃金が五十一円ほど上がりました。それで日額は三

百八十六円。これは寒冷地手当も一円入つておると思うのですが三百八十六円であり、これを就業日数、失業保険等をかけまして月額どのくらい収入であるか、こういう点について一つどこかの平均的な例を出してお答え願ひたい。

○堀政府委員 ただいまのお話のごとき、全国平均いたしまして三百八十六円という基準になつておるわけでございます。それから就労日数は二十一・五日を確保する、こういう考へ方で進んでおるわけでございます。しかしこれらにつきましては、御承知のように各地域によりまして地域差がございます。また同じ地域におきましても、現在失対労働者の従事しておるこの作業によりまして格差があるわけでございます。そこで実際の程度の収入を得ておるかどうかということにつきまして、これは労働省で毎年失対労働者の実情調査を行なつておるわけでございますが、昭和三十五年の末におきまして調べましたところの調査が最近までとりました。それによりまして、これは六大都市を平均いたしまして、世帯収入が一万八千三百円ということになつております。そのうち本人の勤労収入が一萬九百円というふうな収入状況になつておるわけでございます。これは、ただし昨年のごときでございます。これに對しまして、ただいまお話をいたしましたように全国平均して五十二円、結局今までの一五・六％程度の失業保険の増加があるわけでございます。新年度におきましては、これよりも収入が増加しておることになるわけでございます。

○大原委員 六大都市について一萬九百円という賃金収入ですが、他の方は内職その他の収入といふことになり、すね。そこでこの失対の賃金をきめるきめ方は、PWがいつも問題になるわけであり、そのきめ方ですね。これは大蔵省見えておるわけだけれども、どういふ方式で今日までやられたかといふことを概括的に一つ簡単に話して下さい。

○堀政府委員 失対就労者の賃金につきまして、これは御承知のように緊急失対法に基づきまして、同一地域において同一職種に従事する労働者に通常支払われる賃金の額より低く定めるということになつておるわけであり、その施行規則によりまして、八割から九割といふところになつておるわけでございます。そこで労働省におきましては、毎年統計調査部において屋外労働者の職種別賃金調査を実施しております。これに基づきまして、各いろいろな職種につきまして賃金を調べ、そしてそれと同じような職種を選びまして、その八割から九割のところに基準を置きまして賃金を決定してきたわけでございますが、昨年の屋外労働者賃金調査の結果に基づいてPWを計算いたしました。このPWの中で重軽作業の比率がございまして、これは現状におきまして、なるべく最近の状況にかんがみまして、失対労働者に有利にするように重作業の比率といふものを高く置き、それから低賃金率につきましては従来八七・五％でありましたものを九〇％という最高限まで引き上げるといふようなことを考慮しつつ、今回の失対労働者の労務費の計算をしたわけでございます。

○大原委員 失対でありましたら、土
工人夫の賃金の大体八割から九割の間
を五段階くらいにわけて賃金をきめ
る、こういうことだと思ふのでありま
す。大体そういうことになっておるの
ですけれども、去年のPWの平均は幾
らなんでしょうか。

○大島政府委員 PWにつきましては
は、大原先生よく御承知の通り、十数
種の職種につきまして、各府県別の賃
金額を、先ほど安定局長から申し上げ
ましたように統計調査に基づきまして
算定いたしておりますので、全般の平
均を出しますことは無意味でもありま
すし、私どもの方では全体の平均と申
しますが、そういう数字は出してござ
いませぬが、全般的に申しまして大体
九割程度から一七・八割程度まで各種
の一年間の上昇率を示しております。
○大原委員 この賃金の参考にな
りました昨年のPWの平均賃金は出て
いないですか。

○大島政府委員 今申し上げましたよ
うに、各職種につきまして各府県別の
数字を出しておりますがPWでござ
いますので、その平均というものは出
しておりません。

○大原委員 私の手元には、昭和三十
二年四月に出しましたPWの平均賃金
が四百十四円、こういうことになって
おる。その調査は、三十一年の九月に
調査をしたのが出ています。大体十カ月
くらいおいて出てくるわけですね。
十カ月くらいおいた数字が出てくる
わけですよ。だから本年の、たとえば
六大都市でありましたら六大都市のが
出ておるはずですよ。六大都市のPW、
土工人夫につきまして賃金が出ていた
ら、それを一つ御説明願いたい。

○大島政府委員 今申ししますように、
各府県別の数字は具体的にPWとして
官報で公示をいたしておるのでありま
すが、その平均は出しておりませんの
で、ただいま具体的な数字を調べまし
て、後ほど御説明申し上げます。

○大原委員 私はこの問題を時間をか
けて質疑応答したいのですが、時間も
あまりありませんので——私が申し上げ
るのはいささか趣旨です、労働大
臣。PWは十カ月くらい前の現状に基
づいて四月に出すわけです。四月から
五月、六月と、そういうふうにしたし
まして、それによりまして、その八割
ないし九割を失対の賃金と定めるわけ
なんです。そういうきめ方について、
失業者の賃金政策として本質的に問題
があることは私が指摘するまでもな
い。これは労働基準法からいいますと
も、何条でありましたか、基準法自体
について疑問があるわけです。幾ら失
業対策といえども、政府が日々雇
用の形で責務を持って雇う労働者につ
いて、同一労働に同一の賃金を支給し
ないで、そして八割、九割を出すとい
うことに一つ大きな問題がある。そこ
で大体失業対策の賃金は、つまり一般
的には土工人夫といわれておる、これ
は政府の公共事業に直接間接に雇用さ
れる人間が非常に多いわけですよ。大
体五割から、あるいは間接的な政府の予
算関係その他から出るものは七割くら
いはあるだろうといわれておる。しか
し最近はどうだんと建築その他の事業
がふえて参りまして、その比率は最近
どうなっておるかかわからぬけれども、
とにかくその公共事業には、やはり
PWによりまして——これは御承知の
ように政府に対する不正手段による支

払請求の防止等に関する法律できまっ
ておるわけですね。その公共事業に雇
われる労働者の賃金がPWで規制を受
けた上に、さらに日雇いの労働者は八
割、九割で引き下げられる。こういう規
制を受けまして、またその現状が、そ
の年の夏ごろの実態に基づいて、一般民
間の職種別賃金の実態が出てくる、こ
ういうことでもあります。そしてその土
工人夫あるいは失対労働者のいわゆる
雇用条件というが、これがすべて日々
雇用の関係のように非常に無権利状態
である。日本の法律は、最低賃金と
か、その他雇用について最低の状況を
きめていない。そういう底が抜けておる
点からも無権利状態である。そして政
策的な賃金をきめられて、同一労働、
同一賃金の原則に反するそういう日々
雇用の形が十数年間も政府の施策の中
にある。こういう施策の中からは、私
は、労働大臣が言われましたけれど
も、今のようない賃金格差、低賃金、無
権利状態、非常に不安定な社会問題を解
決することはできないのじゃないかと
思う。ここに明らかに社会問題として

の失対問題や、失業対策事業の労働者
の問題や、日々雇用や、公共事業その他
の非常にふえている建設事業の日々雇用
の不安定な労働者の問題がある。もち
ろん農村その他で、農繁期等は働い
て、あとはそういうふうにして日雇
いをするというところもありますけれど
も、そういうことは理論的に考えても
政策的に考えても、今日の政府の
施策として雇用問題の中でまず政府が
やること自体において——これはいろ
いろな制度がある。臨時工とか、最低
賃金制とか、その他雇用形態の問題が

ございませぬけれども、こういう賃金の
きめ方、こういうものに本質的に一つ
問題があるのではないかと、こういうふ
うに思うのですが、労働大臣いかがで
すか。

○石田国務大臣 先ほどから申し上げ
ておりますように、わが国における低
賃金層存在の問題、低賃金層のまたそ
の中にある雇用関係におけるきわめて
不安定な状況というものの改善は、や
はり非常に重要な労働政策の柱として
これから実施しなければならぬ問題だ
と思っております。

そこでただいまのPWの問題であり
ますが、私はPWそれ自体の問題、そ
れからPWに基づいて失業対策事業の
賃金をきめる低賃金の原則の問題と、
問題が二つあると思ひます。前段の問
題、現在のPWの調査の仕方及びその
PWが調査の結果現われる、調査した
時期と、それが表に出される時期との時
間的ズレの問題、そのために現われ
たときの賃金と、その間に差が出てい
るという問題、つまりPW決定から
む諸問題があると思ひます。このPW
決定にからむ諸問題は、単に失業対策
事業の問題としてだけでなく、たとえ
ば政府の公共事業を行ないます場合の
予算単価の決定その他にも関連をいた
しまして検討をいたさなければならぬ
問題だ、これはもう私もそう思つて
おります。これはやはりこれ自体とし
て研究を要する問題だと存じている次
第であります。

○大原委員 この問題は、PWとい
うのは一般職種の民間の賃金であり
ますから、それは十幾つかに分けまし
てそういう賃金実態を政府が把握する
ことはいわゆる賃金政策、これをい
ろいろな日本の雇用条件、そういうもの
の実態に即して、どういふふうに政府の
政策として使うか。労働大臣が後段に
言われた問題です。こういう問題を
中心としてやはり日本の現状で、労働
大臣が先ほど実態を認められたけれど
も、格差の問題とか低賃金の問題を認
められたけれども、その問題を解決し
ようと思ふと、政府の施策自体を改め

なければならぬのじゃないか、こう私
が問題点を申し上げた点につきまして
は御答弁がないのです。

そこで私は時間の関係もありまする
ので、質問を進めて参ります。六
大都市、これは一番いい方でありま
す。一カ月に一万九百円、そういった
と、全国的に見て、あるいは六
大都市を中心として見まして、家族構
成、この実態はどうなっているのだ
か。

○石田国務大臣 今のあとの詳細な数
字は事務局からお答えいたします
が、低賃金問題の解決のために政府の
施策を考えていかなければならない、
その解決のための政府の施策自身も
それにあわせて考えなければならぬと
いうことは、私はお答え申し上げたは
ずであります。というのは、たとえば
PWの決定が十月月ずれることによつ
ての実際の差が出てくる。そういうよ
うな問題を十月月前のPWをそのまま
やることは正しいかどうかというよ
うなことについての問題、あるいは公
事業の予算編成にあつたての単価の問
題、そういうこともあわせて研究して
おかなければならぬとお答え申し上げ
た次第であります。

それから六大都市の平均のあれが一
万九百円というのは、今度五十二円を
上げない前の値段でありまして、五十
二円を上げますとこれ一五%くら
い上がっていると思ひます。そうす
ると千五百円くらい上がるわけです
から、一万二千五百円くらいになると
思ひます。

○堀政府委員 家族構成は大体平均
いたしまして三・五人程度であらうと考
えております。

○大原委員 実際に六大都市が一番ラ
ンクがいいわけですが、それで三・五
人の平均家族を持つていまして、た
えば家賃なんかどんどん上がるわけ
ですね。これは社会問題といつしまし
て、私が申し上げたいのは、政府の施
策の中において社会問題を解決する
ということを含まない政策というもの
は、これは建設的な具体的な問題を解
決する政策ではない、こういう観点か
ら申し上げておられるのです。いろいろ
政策、イデオロギーというものはあ
るでしょう。あるでしうけれども、社
会問題を解決しなければ、たとえは韓
国のような状況でしたら、幾ら政権が
変わったつて政局は安定しないので
す。民生安定です。それは毎日安心し
て働けるということ、それから賃金
を中心とする条件が、周囲を見渡し
て、人間として、自分としては自分の
働きにおいて適正であるかどうか、こ
ういふ点について、そういう基本的な
社会問題を解決しないならば、私は雇
用問題の解決はない。特に政府の施策
の中で今大問題となっているそういう失
対問題についても、この際根本的にそ
の中心を考慮するべきじゃないか。
三・五人の家族で一万二千四、五
百円、とてもじゃない、家賃を払つ
て食べていけないことは事実です。も
ちろん副収入その他の道もあるわけ
ですけれども、内職その他の方法もある
でしうけれども、これは爪に火をと
もすようにきつものなんです。その問題
を解決することが必要ある。特に失
対の実情等を見てみますと、四年、
五年、十年とずつと日々雇用の形で、
不安定の形で年末年始を迎えて、そ
うしてその赤字や生活苦が累積して

という実情が現実にあるわけなんです。
そういう問題から考えてみまして、日
々雇用という失業対策事業で数年間も停
滞するといふふうな、特に中高年層
の雇用条件の悪い現実において、この
問題はどうしても解決しなければなら
ぬ。もちろん自治体の他の差し追っ
た非常に困つた立場の要求もありま
すけれども、この問題を総合的に解決
することが日本の社会問題を解決する
一つの大きな道である。特に先ほど申
上げたように土工人夫といふふうな
労働者、土木事業等は日々雇用の形
が非常に多いわけなんです。しかも無
常雇、非常雇に多いわけなんです。だ
から不安定であるといふことであり
ます。それから日本の雇用問題、賃金
問題の非常に特殊な二重構造の現実が、
政府の施策の中から出てくる。基準
法の問題にいたしまして、PWをそのよ
うな政策で使うといふことは、ぐる
ぐる回つて悪循環を繰り返すといふ
ことは、今日では九〇%といふふう
に適用されて賃金の是正を考えた
というところは一つの進歩ではありま
すけれども、そういう点から考えてみ
まして非常に大きな問題があるのじ
ゃないか。そこでそういうふうにな
りますと、失業対策は生活保護と
並びまして非常に大きな社会保障で
あります。だから私はそういう観点で
なくして、国の経済成長全般のことも
ございまして、最低の賃金、

国が責任を持つて施策をする賃金はど
うあるべきなんだ、こういう現実の生
活の実態に即した賃金のきめ方を
することが必要じゃないか。生活保護の関
係その他も考えてみまして、その均
衡上の問題を考えてみまして、そのこと
が必要じゃないか、その施策を改める
べきじゃないか、こういう点について
一つの意見を申し上げたいのですが、
労働大臣、いかがですか。

○石田国務大臣 これは冒頭にも申
上げた通りでありまして、申すまでも
なく政治の根本的な目標は、国民の生
活の安定と向上への希望を与えること
であります。従つてその施策は一番低
い層、日の当たらない層に重点を向け
られるべきものと考えております。
し、私どもの労働行政の面から見ま
すと、そういう意味において失業対策事
業の対象の登録労働者の問題という
のを、合理的に、しかもその対象
人員、本人一人一人の生活が向上して
いくように考えるべきことは申すまでも
ないのであります。諸般の問題にわ
たつて再検討を加えたいと考えてお
る次第であります。

○大原委員 登録人員が最近減つた、
あるいはふえている、こういう問題も
あるでしうが、私はそういうやりと
りは端折つて参りますが、失対に対
して設定したております適格基準の
問題が一つあると思ひます。その適格
基準の問題で、一世帯について一人、主
たる家計の担当者、こういう制限があ
るわけなんです。これは局長の方から最初
お答えいただいたてけつこうであります
が、そういう一つの原則があるわけ
なんです。適格基準につきましては、お
そらく各県においてそれぞれ基準を設
けておられると思ひます。各県各
市におけるそういう基準の設定の仕
方、そういう仕方は大体同じような条
件なんですか。

○堀政府委員 失対事業に紹介いたし
ます適格者は、ただいまお話しした
ように、労働省において適格基準をきめて
おるわけでございます。これは緊急失
対法で御承知のように、失対事業は
労働大臣が橋立する計画手続に従いま
して実施し、それからそれに従事する
労働者は、その労働大臣の定める手続に
従ひまして紹介をする、こういうこと
になつております。そこで最も緊要度
の高い人に失対事業に就労してもら
うという観点から、失業者である、そ
れから家計の主たる担当者であるとい
う条件を具備したものを失対の労働者
として紹介する。それがさらに各府県
に参りますと、その各府県それぞれ
いろいろな地域的な特殊性もございま
すので、今の失業者であるとはどうい
うことであるかという問題につきま
して、さらにそれを具体化したしま
して、各道府県で基準をきめてお
るわけでございます。認定基準と申
しておりますが、きめておるわけござ
います。これに基づきまして、この要件
を具備する人を失対事業にお世話を
して参る、こういう形でやつておる
わけでございます。その他の人々につ
きましては、民間事業あるいは他の公
共事業等を選びましてそれを御紹介
し、あつせんする、こういう手続を
とつておるわけでございます。

○大原委員 各県の認定基準は、私
はいろいろな地方の実情によつて違
うと思ひます。うなずいておられる
わけでございます。

であります、その認定基準は、後ほど資料としてお出しただけです。私参考にとりお出しただけです。から……

○堀政府委員 府県または各地域におきましてそれぞれ異なる基準をきめておる場合も多いのでございまして、みんなお出しすることは非常に無理でございまして、後ほど、労働省で出しておきます基準の通達等につきましても資料は差し上げたいと思います。

○大原委員 認定基準は労働省がおそらく認可になっていっていると思います。従ってこれはその資料をお出ししたきたいたのですが、私は一つ当面むひ連営上も考えていただきたい点は、主たる家計の担当者というその解釈です。三・五人というのは夫婦と子供ということになるでしょう。まあ親もいるでしょうが、とにかくそういう人で、私は各県の認定基準やあるいは実際上行なわれていることについて一々は申し上げませんけれども、そういう点について私は若干——若干でなしに非常に適格基準に無理があるのじゃないか。三・五人というふうに平均家族をかかえておるといふことは、四人も五人も家族をかかえている人があるわけでありまして、一人の独身者の場合もあるわけですね。それを平均いたしまして三・五人でありますから、四人も五人もあるわけですね。そういう場合には、何名以上については、その同一世帯においても一人だけじゃないに、若干プラスする、そして適格条件に適合させて登録させる、こういう法律の運用の仕方というのは、失対事業から考えてみても、私は当然ではないかと思うのです。そういう点について、日々雇用の

関係で腰かけである、こういう原則で失対事業はなされておりますけれども、今日の実態から考えて、その点を運営上は正すべきではないか。法律について技術的な改正をやるということになればもちろんですけれども、できない場合といえども、法の運用においては正すべきではないか、こういうふうに思います。これはこまかい数字の問題ではありませんが、労働大臣いかがでしょうか。

○石田国務大臣 研究すべき問題だと思っております。ただその場合、一般民間の就労に政府は先に紹介して、そうしてその仕事口がないという場合に考慮すべき問題だと思えます。

○大原委員 たとえば福岡やその他の炭鉱地帯におきましても、緊急失対事業その他の条件などから考えてみまして、失対事業の方がやっぱり非常に希望者が多いし、実際上それに就労を希望するといふ賃金条件その他が、稼働日数その他から考えてみましてあるわけですね。やはり失対の問題は最低限でありますから、そういう問題で大臣から問題としては理解できた、だから研究すべき問題であるという御答弁でありまして、その点につきましても、実際上中年層、青年層は、あるいは雇用促進事業団がございまして——これから話して参りますが、総合訓練を受けようとも、その際に失対の賃金を出すあるいは失業保険を出す、こういうことも、年をとって家族をかかえておる人は次の就職場所の保障がないのです。そのことが私はこの雇用促進事業団のやはり一つの大きな不安であり、運営上の欠陥であると思うのです。だから私は最低限の政府の施策の中から

は、そういう点に対する合理的な——無理なことは長く続きませんから、合理的なそういうことをやること、失対事業から自分の力で立ち上がる、そういう力を養うということだ。失対事業でそれでもうほんとうに困ったら今度は生活保護をやればいじやないかというところになると、とことんまで落ちなければ——所得の制限、財産規制等がありますから、落ちなければこれは手を差し伸べないということになつてまいいますから、これはやっぱり悪循環です。だから現在この失対事業の中から立ち上がる、こういうことからいいます。不合理はそのこと自体で解決する、こういう点で私はこの適格基準の問題につきましても、合理的な解決策について一つ御検討をいただきたい。これは一つの具体的な要望であります。

それから就労日数とかいろいろな問題がございまして、私は思ふのですが、この有給休暇という制度は、失業保険その他の関係でむずかしいと思うのです。しかし具体的に一つでもいいから解決するといふ観点からすると、やはり今の年末とかあるいは盆とかその他におきましては、いろいろな慣習があるわけですね。だから労働基準法からいいますと、日々雇用の関係であつても相当数の実績が——条文については具体的に指導をいたしません——あれは、これは基準法を適用することになつておるわけですね。そういう観点からいたしまして、私は有給休暇の問題等も、これはこんなに長くやつておるわけでありまして、この問題につ

いても、当面のでき得る問題として考へべきではないか、こう思います。もちろん全面的に有給休暇ということになりますといふ問題があるでしょうが、まあ差し迫つたそういう年末とかあるいはお盆とかその他の場合等におきまして、考へべき余地はないだろうか、こう思います。いかがでしょうか。

○堀政府委員 失対事業の就労者につきましては、その性格が日々紹介という形をとつて、日々紹介されました労働者について雇用関係がそのつど成立するということになるわけでございます。基準法上の有給休暇は認められることは非常にむずかしいのではないかと、このように解釈しております。また休祝日を有給休暇として不就労にもかかわらず賃金を支払ふことは、補助金の適正な使用といふ観点からも問題がございします。これを認めることは非常に困難であると考えておるわけでございます。ただ、今お話しした年末等におきまして、いろいろ賃金増給のための措置をとるといふようなことは、前に国会におけるところの御決議の趣旨もありましたので、現在実施しておるところでございます。今後におきましても、この問題は一つの問題点として検討はするつもりでございますが、ただいまのような解釈をとつております。

○大原委員 具体的にこの雇用促進事業団の法案の中から一つ申し上げたいと思ひます。雇用促進事業団を全体的にうまく運営をしていくために、先般の委員会において吉村委員からも御質問になつたのですけれども、私からも重ねて申し上げたいと思ひます。雇用促進事業団全体の運営の中におきま

して、運営を民主的にやる、その一つといたしましては、たとえば理事なんかも民主的にやるために、ドイツじゃないけれども、やはり労働者の代表なんか入れてはどうですか。そういう立場を代表する人を入れて総合的な運営をしてはどうかですか。

○石田国務大臣 まだ法律も通つていませんので、だれをどういふふうにするといふようなことは現実的に考へておりませんが、法律の中にございまして、理事は、理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。という規定になつておりましたので、できましたら現在においては、でき得る限り本事業団の運営に適する人を御相談に応じていきたいと思つております。ただそういうふうなワケをはつきりきめられまして、理事の定員に限りがございまして、その中で労働界全体の代表をどうするかといふことになりまして、また他の社会からも出て参りますから、そういう意味で、できるだけ中立的なこの会の運営に適當な人を選ぶように心がけたいと思ひます。御趣旨は十分分して参りたいと思ひます。

○大原委員 制度的には理事の選任その他につきましても、そういう保証はないわけですね。しかし私どもの希望といたしましては、経営者側、資本家側、使用者側を代表するような人々もやはり雇用問題については、これは必要である。しかし労働者の立場を代表する人も必要ではないか。それを中心として学識経験者等を入れて総合的にやるのがいいのじゃないか。少なくとも、私は端的に言へば、法律を改正願ひたいのでありますけれども、でないにいたしまして、今までのいろいろな

○有馬説明員 定数はあるのでござい
ますが、適格者がいないために若干欠
員はございます。

○大原委員 だから、待遇が非常に悪
いというのです。職業訓練の制度は
いいけれども、やっぱり予算が不足し
ているという点と、施設の問題もある
けれども、入っている人の待遇がよく
ないということ。このことについて
改善をする必要や、あるいは努力を
する、そういう目標については確認な
さっておらぬのですか。

○有馬説明員 指導員の処遇の問題で
すが、経験年数その他から考えまし
て、現在の指導員の給与ベースは、ほ
かの同種の公務員の給与ベースと比較
しまして、必ずしも低くない、かよう
に考えております。ことしから指導員
に對しましては、七割の実習手当を支
給いたしております。また、将来の問
題といたしましては、教員と同じよう
な特別俸給表を考慮すべきではないか
というふうな見地から検討もいたして
おります。

○大原委員 それから、この雇用促進
事業団は、炭鉱離職者の援護会とか、
あるいは職業訓練所の関係とかその他
が寄り合い世帯になるわけです。であ
ります。この賃金は、おそらく公
務員に準じてなされると思うのです
ね。その中において、基準の具体的な
運用においてアンバランスがあるの
じゃないか。そういう問題は全体のス
ムーズな運営上考えるべきことであり
ますが、その点についてはこまかな
配慮をして是正をさるべきであると思
うが、いかがですか。

○堀政府委員 炭鉱離職者援護会関係
の職員につきましては、この炭鉱離職

者援護会が臨時措置法に基づき時限的
な機関であるというよりなこともあり
まして、若干一般の事業団もしくは会
等に比べまして高くなっておるよう
な面もあるわけでございます。このよう
な問題につきましては、やはりその業
務の性質に基づきまして若干の格差が
あることはいたし方ないと思ひます
けれども、今後統合の後における全体
としてのバランスというものを考える
ということについては、労務管理上の
面から今後十分検討して参りたいと
考えております。

○大原委員 もう一つ、この問題は小
さな問題ですが、やはり大切な問題
で、私が聞いた中では、ぜひ是正すべ
きだと思ひますが、厚生年金の適用
ですね、いわゆる公務員より既存の事
業団に移った者に対して恩給の通算の
特例があるわけですね。ただし昭和三
十二年七月一日現在の恩給法による公
務員に限られておるわけですね。その
後昭和三十四年十月年金法が改正され
て、その当時恩給法による公務員も
全面的に適用になっておる。そこで、
昭和三十二年七月一日、昭和三十四年
十月までの事業団に移った恩給法によ
らぬ公務員は適用されないのではない
か。たとえば職員とかそういう任官を
していない人々については、そういう
通算の適用がないのじゃないか、この
問題ですが、それなんかぜひ改
めるべきであると思ひますが、いか
がですか。

○堀政府委員 国家公務員共済組合法
の別途改正等によりまして、適切な措
置を講ずる予定にしております。

○大原委員 適切な措置を講ずるとい
うことですね。よろしいですね。

第一類第七号 社会労働委員会議録第三十三号 昭和三十六年五月十七日

○堀政府委員 さようでございます。

○大原委員 それで、一応また同僚の
質問もありませんから、私の方から一
わたり質問をいたしました。職業訓
練が六カ月で一人前の技術者にして、
そうして社会に出て完全に受け入れら
れる態勢をどうと思ひますと、社
会全体の施策がよくなければならぬと
いうこともある。特に中高年令層の場
合には非常に困難があるし、特にその
六カ月間においては、政府は責任を
持つて技術訓練をするようにしなけれ
ばいけない。そうしないと、せっかく
職業訓練所に入らうと思ひましても、
そういう問題が次から次へと発生いた
しますと、まあ最低が六カ月であり
ますが、そういう職業訓練所の運営
もできないのじゃないか。こういう面
におきまして、たくさん制度上の欠
陥があると思ひますが、これらの問題
につきましても鋭意克服されまして、
そして先ほど申し上げましたように政
府全体として雇用問題の施策をやると
いうことが一つ、そして具体的な問題
等につきましても、この質疑を待たな
いで、逐次労働者側の意見等を反映す
るようなそういうシステムを作ってい
ただいて、民主的な運営をされるよう
に希望いたします、私の質問を終わ
ります。

○石田国務大臣 御趣旨に沿うように
努力いたしたいと思ひます。

○山本委員長 多賀谷真穂君。

○多賀谷委員 昭和三十五年十月十二
日の雇用審議会から総理大臣あての答
申の各項について、次に質問いたしま
すことについてどういう措置を政府は
とられたか、御見解を承りたい。

第一点は、炭鉱離職者の登録制の採
用という点であります。これはどう
いうような立法化をされたのである
か、お聞かせ願ひたい。

○堀政府委員 雇用審議会の御答申の
中にあります登録制の採用の問題につ
きましては、各第一線の職安に連絡を
いたしまして、炭鉱の離職者の職安に
職を求めに來られた方々につきま
しては特別の求職表を作成いたしまし
て、他の一般の求職者と別途区分いた
しまして保管するようにいたしました。
これに基づきまして、第一線の職
業安定所におきましては、炭鉱離職者
の方々については他の一般の求職者と
区分いたしまして特別の取り扱いをす
るよう措置をしておるところでござ
います。

○多賀谷委員 そうしますと、一応産
炭地域から移住資金をもらつて産炭地
域外に出た者が、再び産炭地域に舞
戻つておられますけれども、この把握が
できておるかどうか、これをお聞かせ
願ひます。

○堀政府委員 これは最近の状況を調
査いたしておりますが、まだ最近の状
況が出ておりません。昭和三十四年度
につきまして、すなわち炭鉱離職者臨
時措置法が施行されましたから昨年
の三月末に至りますまでの広域紹介によ
りまして移動をされました離職者につ
きましての調査があるわけでございます
が、大体全体の広域紹介の対象者の
中の約三割強が転換いたしました職種
から離れまして、また産炭地に戻つて
おる、こういう調査が出ております。

○多賀谷委員 今三割という数字です
が、それはごく最近の短期的な移動で
すから、たとえばかつて労働省の方で

いろいろ骨を折られた伊豆の災害以降
の問題は、その数字には把握されてい
ないと私は思ひ、現実はかなりやはり
産炭地に残念ながら帰つておる。で
すから、動向を把握するということは、
単に一回就職すればそれで事終わり
ということではなくて、一応かなりの期
間その炭鉱離職者の動向を把握して
もらいたい。そうしますと、一時的な
状態だけを把握しておきますと、われ
われが十分審議をする上において不便
でございまして、その点を一つ考え
おいていただきたい。

○堀政府委員 御趣旨のよう措置す
ることが最も望ましいことと考えてお
りますので、目下いろいろ職安の第一線
の取扱者等とも連絡をいたしまして、
今後さらにこれを改善いたしますよう
に手続の改善について相談をいたして
おります。なるべく御趣旨に沿うよう
に今後取り計らいたいと思ひます。

○多賀谷委員 第二点は雇用機会の確
保の問題です。答申によりまして「職
業訓練終了者の受入れを可能ならしめ
るより一定の雇用義務を課し、事業ご
とに契約条項にこれを明示せしめ、そ
の履行確保について強力な措置を講ず
ること。」これはどういふように政策に
現れておるか。

○堀政府委員 この点につきまして
は、内閣に関係各省をもつて構成する
ところの炭鉱離職者雇用対策本部を設
置いたしました。これは労働省だけの問
題でございせんので、関係各省集ま
りましていろいろ検討をしておるわけ
でございます。このような御答申があ
りましたので、たとえば道路公団等
におきまして産炭地区付近の道路の計画
をいたしますような際におきまして、

一定率以上の炭鉱離職者を採用してもらうという措置を講じたいと考へまして、建設省当局におきましてもその点は異存がなく道路公園にも連絡した、こういう例がございます。なおそのほかの問題について、契約条項にこれを明示するというようなところにはまだ参つておりませんけれども、ただいま事実上の問題としてそのような措置をとったわけでありまして、今後におきましてさらにこの契約条項に明示する、あるいはそのほかの履行確保について強力な措置を講ずるというような点につきましては、ただいまこの対策本部におきましていろいろ検討中でございます。いろいろ関係各省の問題もありまして困難な点もありますが、私どももいたしましてはなるべくこのような審議会の答申の趣旨に沿った措置が実現できまうように、今後とも努力をいたす所存でございます。

○多賀谷委員 「財政投融資を受ける民間企業についても、同様に『一定の雇用義務を課する方策を検討する』これはどうですか。」

○堀政府委員 財政投融資を受ける民間企業についても方策を検討するといふ御答申がありました。雇用審議会に私も常時出席いたしまして御意見を聞いておりましたが、なかなかこれはむずかしい問題であるというような議論が内部でもなされたことを記憶しております。しかしとにかく積極的な意図を出す意味において方策を検討すべきである、こういう議論が多数を占めておりました。私どもはこの推進本部におきましてこの問題を出しまして各省で検討してもらつておりますが、この

財政投融資を受ける民間企業についての雇用義務を課するという点はまだ実現しておりません。今後におきまして、これは一つの宿題になっておりますので、さらに推進本部において検討をする考えであります。

○多賀谷委員 この雇用機会の確保の問題は、結局道路公園に連絡をしたところかあるいは内閣に設けられた対策委員会で協議をしたという程度にとどまつて、実現をしていないわけですね、率直に言つて。またなかなか実現が困難な状態にあるわけですね。それはどこに原因があるのか、これをまず私は問題にする必要があると思ふ。大臣が席を立たれましたので、この問題はあと大臣が見えてからかかります。

次に、炭鉱離職者の生活の確保という条項で、失業手当制度の創設というのがあります。現在の失業保険のほかに「単なる貧困救済のための扶助制度とは異なる基礎の上に立つた失業手当又は待期手当ともいふべき新たな制度の創設が必要である」。これは御存じのように西ドイツでやつておる制度ですね。失業保険を受けた後に、政府として、その失業者に対して次の就職までを待期期間として手当を出すことになつておる。この制度の検討はどうなつておるか、まずお尋ねしたい。

○堀政府委員 この点につきましてはいろいろ困難な問題があるわけでございます。その点はこの雇用審議会の席上においても申し述べたところでございますが、このような新しい制度の創設について検討に着手すべきであるといふような御答申がありましたので、現在労働省に置かれております職業安定審議会に對しまして、このような問

題について御意見を伺うように目下おかけをしておる段階でございます。

○多賀谷委員 かけておるのですか。

○堀政府委員 ええ。まだ結論は得ておりませんが、職業安定審議会に、この問題点を配りいたしまして、御検討をお願いしております。

○多賀谷委員 今度の雇用促進事業団の事業の内容は、炭鉱離職者援護会がやつておりました業務と福祉事業団がやつておりました業務のうち職業訓練に属する業務、これを合わせただけですね。ただ炭鉱離職者だけでなく他の離職者にも及ぶという点は、これは拡大ですけれども、内容はそれだけですね。

○堀政府委員 職業訓練につきましては、労働福祉事業団が従来やつておりました職業訓練に関する業務を、この雇用促進事業団において承継するわけでございます。炭鉱離職者援護会におきましては、御承知のように現在移住資金の支給であるとか、あるいは職業訓練手当の支給であるとかいふような、そういうような業務を行なつておるのであります。昨年以來、私どもその業務の方法を管理しております。痛切に感ぜられますことは、やはり離職者の住宅の建設が不十分であるといふことでございます。従いまし

貸し付ける、あるいは身元保証を行なうといふような問題も新しくつけ加えた問題でございます。それと、ただいま御指摘のありました炭鉱離職者だけではなしに、駐留軍の離職者等の離職にも範囲を拡大したい、こういう点が今までの援護会との主要な相違点でございます。

○多賀谷委員 わかりました。結局住宅の問題と必要な資金の貸付及び身元保証をするという点と、それから範囲の拡大と、まあこういう点だと思ひます。そこで、私は雇用促進事業団を作らなければ住宅が建たないという意図がわからない。なぜ雇用促進事業団を作らなければ住宅が建てられないのか。現実には援護会も建てておるでしょう。これはどういふわけですか。

○堀政府委員 住宅が建たないといふわけではございません。しかし、われわれがこの炭鉱離職者の援護会の業務の一年間の実施の経験等を通じて痛感いたしておりますことは、離職者の諸君が今の地域を離れて他地域に配置転換をしていただくような場合におきまして、とりあえずの住宅がない。そのために、せっかく求人がありますけれども、世帯を持った離職者の方々が円滑に移動ができない、こういう点が最も大きな隘路になつておつたことでございます。従いまして私どもは、これはただいま御指摘の通りに一般の住宅対策、それからさらに一般の住宅対策の中でも低所得者用の住宅、それから勤労者用の住宅、これに重点を置きました。建設省等において住宅計画を立てまして、これを推進していられるわけでございます。労働省といたしましては、これがさらに積極的に行なわれま

すように常時注文をつけておるわけでございます。しかしそれだけ待っておりましては、ただいま現実の、この一時の炭鉱離職者が配置転換をいたします際に落ちつく先もない、そのため求人と結びつかないという点を痛感したわけでございます。従いまして、広域職業紹介を行ないます際の裏づけといたしまして、雇用促進事業団におきまして一時的にこの離職者を収容するための宿舎を一定数はやはり建設して、そうして広域職業紹介とらばはら

の関係において運営をしていくことが必要である、このように感じましたわけでございます。これらの住宅に落ちつきました後に、さらに恒久的な定着をされるためには、一般の住宅政策をさらに今後労働者向けあるいは低所得者向けの点に重点を置いて、建設省当局においてやつてもらふことが必要であります。この点は法案の中にもその連絡を密にする旨を書いておきましたけれども、そういうような精神でやつていく。しかし今のような観点からいたしまして、一時離職者を収容するための住宅をまずから設置運営することは、広域職業紹介を行ないますためにやはり必要欠くべからざるものである、このように感じまして、雇用促進事業団において、一つの事業としてこれを行なうことといたしたわけでございます。

○多賀谷委員 私は職業紹介をし、または広域職業あつせんをする場合に、住宅という問題が最も大きい問題であるといふことは、よく承知しております。ところが今局長の答弁では、私が質問をしたことが全然納得できない。それは住宅の必要性はわかつておる。ことに昭和の初めから五、六年に至る

間相当の失業者が炭鉱地帯に出たのですけれども、失業問題はその地域全体として、現在のより慢性不況地域のよりな状態を呈しなかった。学校の子供の数も減り、人口も減ったけれども、そこには停滞をしないで、全国各地に職を求めて行った事実も知っている。ですから住宅問題が炭鉱離職者の対策としては最も大きい問題であるといふことはよく承知している。しかし私は、事業団がでなければ家が建たないといふ、この仕組みがわからぬ。現に援護会でも家を建てておるでしょう。それで、それだけ失業保険で流用する金があるならば、援護会を通じても流用できるわけですね。機構を作らなければできないといふ、そのものの考え方が私には納得できない、どうですか。

○逓政府委員 援護会におきまして、昨年度末にそのようなことを痛感いたしました。とりあえずテスト・ケース的な試みといたしまして、剰余金がございますので、これを一年度限りの措置といたしまして、名古屋等の各地に住宅を建設するといふようなことに着手したわけでございます。しかし、ただいまお話しのように、この炭鉱離職者臨時措置法に基づくところの援護会の現行法制のもとにおいては、これを永続的に行なっていくことは困難である、どうしてもこれを改正することが最小限度必要であるわけでございます。

それからその点に関連しまして、これは先日の委員会でも問題になったこととでございますが、労働福祉事業団において、御承知のように現在労災病院と職業訓練をやっておる。それから援

護会というものは炭鉱離職者の援護だけをやっておる。こういう状況よりも、むしろ最近の事情にかんがみまして、労災病院の経営は労働福祉事業団において専管するといふことにいたしますと同時に、今の職業訓練と離職者の流動性を促進することの対策をあらわすとして、新しい事業団でこれを始めたらどうか、こういう考え方で進めた次第でございます。従いまして、新しく援護会のはかに、さらに事業団を作ったわけではございませんで、現在まで二つありました団体を再編成いたしました一つの団体に、業務の能力が最も発揮できますように再編成をしたといふところに今回のねらいがあるわけでございます。

○多賀谷委員 私は、援護会でも業務の範囲という条件を一条入れればできるものであつて、別に機構を作つて、そのしてその仕事は機構を作らなければやれない性質のものではないと思ふのです。どうもこういうところに官僚的なにおいをわれわれは感ずる。私はこの法案に反対をしておりませんけれども、何か住宅を作るのだから雇用促進事業団が必要だといふようなものの考え方が、どうも私は非常なセクト主義だと思ふ。そうしてそのやる技術がきわめて官僚的である、オープンでない、こういう感じを受ける。この点について大臣はどういうふうにお考えですか。

○石田国務大臣 運営その他については官僚的という御批判を受けたいように十分注意していきたいと思つておりますが、その仕組みの問題ですが、家を作るために雇用促進事業団をいふわけではないのでありまして、炭鉱離職

者援護会でも、先ほど答弁をいたさされましたように、移動用の住宅を作つております。しかし移動用の住宅が必要なのは炭鉱離職者だけに限らないといふことと、それからもう一つは、その移動用の住宅は住宅公団その他で作つております産業労働住宅その他とは違ひまして、これは労働者が移動をして定着の家屋を見つづけるまでの家でありまして、従つてそれは広域職業紹介といふものと密接に結びついて運営される必要があるものであります。そういう意味において、この雇用促進事業団という炭鉱離職者以外のものを対象とする拡大されたものが必要であらうと考へたのでありまして、これがなければ家がでけないといふのではない、広域職業紹介事業と結びついた住宅を作ることに労働力の流動性をはからうとする意図があることを御了解願ひたいと思ひます。

○多賀谷委員 炭鉱離職者臨時措置法もやはり労働力の流動性をはからうと住宅を作つたのですから、これはそのシステムは全然同じなんです。ただ失業保険の金を使うのに、やはり雇用促進事業団といふのを作つて労働者に置いた方がより便利だ、私はあなた方の熱意を疑うわけではないのですけれども、こういう機械のいじり方というものがどうも官僚的だ、こういうふうに感ずる。そこで私は根本は、先ほど大臣が席を立たれたので質問できなかったのですが、公共投資による雇用の拡大をはかる場合には雇用義務を課する、あるいは財政投融資を受ける民間企業についても同様にやる、この答申がまだ目の目を見ない。私どももなかなか目の目を見にくいのでは

ないかと率直に思ふ。そこで、この雇用促進事業団に私たちが期待いたしました最も大きな問題は、この雇用促進事業団というのは、訓練をやりながら、しかもその訓練者をみずから雇用促進事業団が雇用して、一方において生活の保障をしながら訓練をやる、ここに雇用促進事業団の妙味があり、われわれの期待したものがあつた。しかし今日出されてきたものは、今まであつたものを寄せ集めたものにすぎない。そこで私はむしろ、今大臣さんが、現在の日雇い失業者の事業を再検討する必要があると言われたのと関連をして、新しく出る失業者、そしてこの失業者は必ずしも年令的には若い労働力ではありませんけれども、かなり労働意欲に燃えた失業者が出てくる。その場合に、これをほんとうに定着し、就職をさすためには、この雇用促進事業団で一応雇用して、そして訓練をしながらさらに実地をやる。たとえばこの雇用促進事業団が、ある訓練期間を終えた者についてはみずからこの労働者をかかえて、道路公団あるいは住宅公団の下請のある部分雇用促進事業団でやたらどうか、そうしないと、道路公団にしてもあるいは住宅公団にしても、これはいわば独立採算制で、そして労働費の補助といふものは考えられない。ところが雇用促進事業団でやりますと、私は労働費の補助といふものが考えられて、そこに訓練手当といふものが支給できる。そこで若干の生活保護の一部を行ないながら、さらにその下請をして、ほんとうの一人前の技能を持った労働者を作り得ることができるとは思ふ、こう考へる

のですが、これらに対する大臣の所見を承りたい。

○石田国務大臣 この事業団が直接雇用して、そして訓練をするといふ問題、それから政府関係機関のやり取り、事業の下請をするといふ問題、これは他の民間企業との関連も考えなければなりません、問題点が非常に数が多いと思ひます。ただ実際問題といたしまして、たとえばすでにあらかじめどこかの企業に雇用をあっせんをいたしまして、そしてそこから訓練所に通わせる、あるいはまた産業の進歩や経済の発展に従つて雇用の変動が予想される場合には、前の仕事に従事して、前のといふか、現在の仕事に従事して、前のから新しい仕事に移る訓練を受けるといふような制度上の検討、こういうことはいたしたいと思つております。

○多賀谷委員 私は今ただ下請のお話だけをしたので、若干誤解があつたかもしれませんが、みずから干拓事業な干拓事業をやつてもいいと思ふ。そして干拓事業をやる場合には、あるいは農民、漁民との関係もありますけれども、雇用促進事業団でやつた干拓事業の農地の造成については、これはその雇用促進事業団に働いた者がその農地をもち、こういうシステムもできるのではないかと思ふのです。そういたしませんと、私は単に職業訓練をして、それをどんどん社会にほうり出すだけでは問題が解決してない。現実最近における筑豊の各所において、職業訓練所が定員に満たない事実がある、これは一体どういふふうにお考えですか。

○石田国務大臣 決して訓練をして社会にそのままほうり出すといふのでは

なくて、やはり当然就職のあつていないものを目ざしておるわけでありまして、現在の成績は九七〇程度に上つております。それから筑豊だけでなくて、各地域において定員に満たない科目がある。あるといふことは事実であります。これにはいろいろな原因があげられると思ひます。それは訓練を受けなくても就職の機会が割にある場合もありますし、また年令が高い人たちは若い人たちと一緒に働くのは困るといふような問題もございまして、そのほか現実には訓練期間中に失業保険の給付期間が延長になることとか、あるいは訓練手当が支給せられるといふようなことを知らない人々もあります。あるいは訓練所の位置が遠隔の場所にあるといふように、いろいろの原因が考えられると思ひます。

それから前段お話しした点は今にわかにお返事を申し上げかねる問題でありますので、研究をさせていただきたいと思ひます。

○多賀谷委員 私は雇用促進事業団が新しい訓練の場として、また再就職を確保する意味においても、このことは十分考える必要があると思ひます。そうしないと國庫点増を欠くところか、やはり大きな柱が一本どうも雇用促進事業団にはないような気がしてなりません。ですから訓練が短い関係もありますので、ぜひ一つこの点は考慮を願ひたい、かように思ひ次第でございます。

次に、現実の扱い方について二、三お尋ねをいたしますが、炭鉱離職者臨時措置法の中で二十三条の七号、独立して事業を行おうとする炭鉱離職者に対して生業資金の借入のあつてを行ふこと」とありますが、一体この七号

を履行したことがあるかどうか、その成果はどういう状態になつておるのか御承知でありますならばお伺ひいたします。

○堀政府委員 この点は先般、先ほども申し上げました通りに、内閣に設置いたしました炭鉱離職者雇用対策本部におきまして関係各省と打ち合わせをいたしまして、炭鉱離職者の方々が国民金融公庫あるいは中小企業金融公庫その他の金融機関から借り入れを希望いたします際に、この炭鉱離職者援護会が相談相手となりまして、それに対していろいろ助言等もいたします。これならば見込みがあると思はれるような事業につきましては、推薦状等をつけてまして申請をするといふことになつております。そうしてそういうものにつきましては、金融機関におきまして好意的な取り扱いをする、こういうことでやつております。

それから同時にまた一番問題になりました、離職者が自営業のために借り入れを行ないます際に利率が高過ぎる、一般の利率ではなかなか借りることが困難であるといふような問題につきましては、福岡、熊本、両県の当局にもお話しをいたしまして、利子補給等の制度も実施していただいております。

それから炭鉱離職者援護会は御相談に応じていろいろな助言をいたしまして、推薦状を付して金融機関に申請をする、それについては積極的に扱ひ、こういう取り扱ひをしております。これに基づいて現在いろいろな相談業務がございまして、この中の見込みのあるようなものにつぎまして事実上積極的な援助を行なうことになつてまいりました。

○多賀谷委員 どうも人のふんどしで相撲をとつたような答弁ですが、あつせんをして——離職をされたのは県です、県が独自でおやりになつたのだから、援護会がやつたわけでもないし、労働省がやつたわけでもない。

○堀政府委員 ちょっと誤解があるようにございまして、あつせんをいたしたわけではございません。これは前段の御答弁に申し上げましたように、内容をいろいろ御相談に應じまして、この点はこうしたらどうかといふような助言等もいたしまして推薦をする、こういうようなことをやることになつてまいりました。これがまさにあつせんでありま

す。

それからそのついでに、利子が高過ぎるから何とかしてもらいたいといふ一般の御要望があります。これは一朝一夕にはなかなかいかな問題でござい

ますから、とりあえず県の当局にも御相談をいたしまして、好意的な協力をいただいておりますことを申し上げたのでございまして。

○多賀谷委員 そういたしますと、今度の雇用促進事業団にはこの条項はなくて、さらに今のお話では積極的にやるのだといふことですが、積極的にやるというものが業務の範囲の中に入らないのですか。

○堀政府委員 この点につきまして

は、事業団法の附則第九条の付帯業務として一般離職者に対しては行ないたいと思つておりますが、炭鉱離職者の方々については今までの実績もありま

するし、本法の附則のたしか第三十六

条におきまして、ただいま御指摘のよ

うな業務に引き続きこの雇用促進事業

団で行なうということにいたしました

た。従ひましてそのまゝ生きてくるこ

とになります。

○多賀谷委員 それはやはりあつせん

しかやらないのですか。

○堀政府委員 さようでございまして。

○多賀谷委員 積極的にやるというこ

とですが、少なくとも業務の内容の中

に、あるいは附則でもつけようですけ

れども、やはり生業資金について何ら

かのもう少し前進をした法文の書き方

があつたと思うのです。この点どう

ですか。

○堀政府委員 問題は、これをさらに

積極的にいたしますとすれば、みづか

ら資金の貸付等の金融業務を行なう

ということが一番積極的な前進になる

と思ひます。しかしこれはただいまの金

融系統の問題と関連いたしまして今回は実現をしないわけでございます。従ひましてそうなりますと、やはりごあつせんをするといふことにならざるを得ない。私の申し上げましたのは雇用促進事業団に発展をいたし、内容も整理するわけでございますから、このあつせんするといふ条項をさらに積極的に運営するようにして参りたい、こういう考えで申し上げたのでございまして。

○多賀谷委員 就職者には必要な資金の貸付という条項があるといふことですが、実際高年令者といふのはなかなか再就職がむずかしいといふことはしばしば言われておる通りです。ですからその点、十九条八号のような規定が

むしろ自立経営をする人にもはしかつたと思ひます。この点どうですか。

○堀政府委員 この点につきましてはいろいろ議論があつたのでございまして、今回は実現をいたしませんでして、そこで今後の問題といたしまして、ただいまのような希望は私ども現実に何つておるわけではございません。運営協議会等におきまして今後十分またこれらの点は大きな問題点として御検討いただまして、その結論を待つて、さらに大臣も申し上げましたように、今後の事業団の業務を進展させる際に、今後の宿題といたしまして十分検討努力をいたしたいと考えてござい

ます。

○多賀谷委員 私は具体的な事例を二、三聞きたい。三池の離職者の問題がどういふようにその後なつたのでしょうか、これを伺ひます。

○石田国務大臣 これは詳細を安定局長よりお答えいたします。

○堀政府委員 三池の離職者の問題につきましては、先ほど申し上げました内閣の離職者対策推進本部を中心にいろいろ案を練りまして、特に問題となります九・九退職者一千六百六十二名の方々につきましていろいろなお世話を特に申し上げたわけでございますが、まず第一に現地に於いてこの一月から毎月現地相談を行なつております。その結果、この四回の相談を通じて大体延べ千五百人程度の相談があつたわけでございます。そしてそれ

れに基づきまして廃城職業紹介によりまして他府県にお世話をいたしました。決定をいたしました者が百三十三名でございまして、そのほか失業保険の移管手続をとりまして他府県に転出

するし、本法の附則のたしか第三十六

されました方が百三十六名でございます。合わせまして約二百七十名の方々はすでに他府県に転出をしておられるわけでございます。そのほか子弟につきましては、約百人程度の就職のあつせんを他府県に対していたしました。それから職業訓練所には荒尾の職業訓練所を中心に二百三名の方々をすでに入所させております。それからさらに訓練所に入所を希望しております方が二百四十一人に及んでおられるわけでございます。従いまして、私どもといたしましては、今後は訓練所の修了生につきまして就職を確保するということが最も大事なことでありと考へまして、目下努力をしておるわけでございます。その他の自営業希望の方々につきましてはいろいろなお世話をいたしまして、たとえば福岡においてタクシー業を営みたいというようないくつかありました方々についてはすでに認可がおりまして、全部が間近に迫っておりますわけでございます。以上のようなことになっております。

○多賀谷委員 私は労働省が非常な熱意で三池の離職者の就職あつせんについて努力されたことはよく承知し、感謝しております。ところが、それにもかかわらず現実にはなかなかきびしくてうまくいかない。たとえば荒尾の訓練所の建物はなかなか足りずでありまして、けれども、その自動車のコースが第一間違つておるといふ、試験に合格しないというコースを設けてやっていると申す。これは、これはまことにナンセンスだ。一体どういふことであらうか。○堀政府委員 荒尾の訓練所の自動車コースにつきましては、建設にかかりましたのが新道路交通法の出る前でございます。その間における連絡等が十分な点もありまして、新道路交通法に即さないようなコースができたわけでございます。そこで現地警察当局等と連絡をとりまして最小限の手直しをいたしました。そうして県の警察当局の方では、このコースでよろしいという事になりました。

それからお多少先回りした御答弁をしますが、一括して申し上げますと、それにつきましては要するに免許の試験の問題でございますが、現地でそのコースに、訓練所に出張をしてくれまして、そうして試験を行なうということになりました。従いまして、そのコースを使って試験を受けられる道が開けたわけでございます。が、ただいまその免許の促進を心がけておる次第であります。

○多賀谷委員 コースは直したわけですね。コースは少し直した。しかもそれはどこにも通用するコースでないのです。熊本警察署からそこへ来て特別試験をしてみようという、ところがその試験が、トラックの方は合格したのですが、自動車の方は全部落ちています。十七名のうちゼロですね。合格者なし。こういう状態ですね。そこでよく調べてみると、その訓練しておいた自動車はボロ自動車だ。そこへ試験に来た自動車はきわめて新しい自動車だったもので、それから、まるきりやり方が違つて、全員不合格になった。こういう状態でありまして、(議員会館でやつてくれと呼ぶ者あり)委員会においてやる必要はないかとは、何を言いか。六月の五日か六日まで会期を延長するに、きょうこんな

時間に上げる必要はない。僕は割合簡単に要点だけを話をしておる。しかも雇用問題についてはなかなか大きな問題で、議員会館でやれというより無礼なことがある。しかも前労働次官がそんなことを言うなんて、君、退席したまえ。

そこで私は、この教材というものが非常に費用も少ないし、実際親切でないですね。修理をする整備工の連中に新しい自動車やブルドーザーを持っていくても、これは整備をする連中はむしろ古い方がいいです。どうもやつていくことが必ずしも現在の訓練生に適応していないところに問題があるじゃないか。ことに非常に遺憾に思いましたのは教材費ですね。わずかな教材費を節約をして、熔接工あたりでも間着様ですか、これが一日四本程度しか使用できない。ですからほとんど遊んでおるといふ形です。ですから、期間が短いのですから、教材を多く与えて充実した訓練をやるべきではないか。最もPRした荒尾の訓練所がその通りですから、全国をあげて私はおしなべて推察することができるといふわけですね。この点についてどういふふうにお考えですか、伺いたい。

○堀政府委員 荒尾訓練所の自動車の関係につきましては、御指摘のような面もあるわけでございます。ただ、これはいろいろな御意見もありましたので、現地に労働省から担当課長も派遣いたしました詳細に調査をいたし、今後の対策も立てて参つたわけでございます。一時は試験に受からなかつた方も相当あつたわけでございますが、その後毎週試験を実施してもらひまして、現在まで二十八名の方がすでに免許を取得されまして、さらに九名の方は近く免許をとられる予定になつておるわけでございます。

それから試験を受けます際に、ただいまお話し、古い自動車を使っておつたために新しい車で試験されて工合が悪かつたといふことは、福岡へ参られた方のことであつたと思ひます。荒尾において試験をいたしました際には、その古い車で試験を受けたのであります。そんなような事情もありませんが、これは現地において担当課長が十分視察をいたしまして、今後における改善についても十分検討して参りましたので、だんだんと御趣旨に沿えるようになると考へております。

○多賀谷委員 私はこの教材費の問題、あるいはなぜ訓練所に入所する者が少ないかという問題を十分検討する必要があらうと思ひます。今労働省では訓練所の定員が満たないといふのはどういふ点に隘路があるといふようにお考えですか。これは局長でけっこうです。

○堀政府委員 これにつきましては、要するに、職種によりまして希望者が殺到するといふものもありますし、それから職種によつてPR等が不十分であるために満たないといふような職種もあるわけでございます。全体としてならしてみますと、これは最近調査が出て参りましたが、昭和三十五年度を通じて炭鉱離職者の専門の訓練所における募集人員が四千六百名程度でありまして、それに対して応募者が四千九百名といふことになつておりますので、全体として見ますれば応募者が上回つておるわけでございます。従つて応募されても入れない方もあるといふことになりまして、ただ、職種にならしてみますと、そういうような点が出てくる、これが一つの問題であらうと思ひます。それからもう一つは夜間訓練等につきまして、やはり通勤するものが非常に不便なためにあまり希望者がなく、こういうようなことも問題であらうと思ひます。今後におきまして、私どもはただいまの職種をならしていく。そしてPR等も十分にいたしまして、訓練を希望する方々に対する指導、相談を十分にいたしまして、ほんとうに需要のあるような職種に多くの方に来ていただくといふことに十分努めると同時に、夜間訓練等のやり方にもいたしました十分に改善、検討を加えることが必要であらうと考へております。

○多賀谷委員 総合して四千六百に対して四千九百の応募があつた、こういうことですが、私はここに問題があると思ひます。それでなお足らない職種があるといふところにむしろ問題がある。それで最初ばかりはいくわけですが、そのうちに長続きがしない者がかなりあるわけですね。そこで問題は、私は失業保険と訓練手当の関係ではないかと思ひます。訓練手当は失業保険受給者には全然おやりにならないのかどうか、それをお聞かせ願ひたい。

○堀政府委員 御承知のように、当初は訓練中の方々に對しましては失業保険の支給をいたさなかつたわけでございます。そこで職業訓練手当といふものを炭鉱離職者臨時措置法に基づきまして支給できるようにいたしましたわけでございます。その後におきまして失

業保険法の改正がありまして、訓練を受けている方々に対しましては、失業保険を支給する道が開けたわけでございます。そういう関係でございまして、失業保険を受けておられる方々に対しては、職業訓練手当は支給しない、こういうことになっております。ただし失業保険が職業訓練手当の額に満たないような方々に対しましては、もとより差額は支給するという措置を講じておるわけでございます。

○多賀谷委員 その失業保険がかなり額の達している労働者はいいのですけれども、これがみな平均賃金の六割という形になっている。ところが最近の炭鉱地帯の平均賃金というのが、小山においては緊急就労よりも低いという現実がある。これが現状です。そこで今炭鉱地帯では、ある部分では、中小炭鉱においては募集をしておる。というのは、賃金が低い、災害が多いものですから、鉱夫はだれも行かない。そういうところで失業する人は、その六割ですから、これはとてもやっていけないのです。それは訓練手当以下のものは訓練手当までいくという話はありませんけれども、それにしても、やはり何か若干補助をしてやらなければいけないのじゃないか。訓練手当まるまるというものは無理でしょうけれども、訓練手当の一部の支給というものがどうしても必要ではないか、こう考えるのですが、これをお答え願いたい。

○堀政府委員 先ほど御答弁いたしましたような筋、建前からいたしまして、現在併給するということは非常に困難でございます。職業訓練手当につきましては、昨午が二百三十円でございまして、これを三百円に増額する措置を講じたところでございます。なおさらに不十分というような御要望もありませんので、検討はいたしたいと思っておりますが、現状では困難でございます。しかし検討はいたします。

○多賀谷委員 このたび産炭地域振興法案が出て、やはり単に広域職業紹介だけでは停滯をする失業者の吸収ができない、こういうところで法律案が出たのですが、新しい産業が吸収をする労働者と、炭鉱から出ていく労働者の質が必ずしも合わない。こういう点が、今後産炭地域振興法案が実施をされ、かなり成果を見ても、非常に起こるだろうと思うのです。そこで長い間炭鉱におった者はやはり炭鉱の仕事が一番適していることは申すまでもない。そこで一番ネックになっているのは炭鉱問題であります。これは通産大臣に言うことですけれども、国務大臣としての労働大臣に一つ考えてもらいたいのですけれども、炭鉱が眠つておる。その炭鉱は、その当該会社からいいうならばそれほどやる必要はない。他に多くの炭鉱を持ち、現在開発しておるいは操業してありますから、その必要はないのでしようけれども、しかし地域住民またはその失業率にとつては、その炭鉱の開発をしてもらえばいいぶん助かるというのが各地において見られるわけです。この点一つ何らかの形で、そういうことも雇用の吸収という面から考えていたいただきたい。これは単に商業ベースでものを考えれば、今からこんな金の寝る企業を高い利子の金を借りてやろうとする人はいないだろうけれども、しかし雇用面から見ると、一人の失業者を一年間養うには相当の金が必要でしよう。二十五日稼働

と考えて緊急就労と考へましても、一日千円から一千五百円ですから、その三百日ですと三十万円要するわけですね。それだけ緊急就労をして、そして補償をするならば、もう少し私は国の政策があるのではないかと、こういうふうに考へる。これを最後にお答えを願いたい。

○石田国務大臣 石炭の炭鉱の問題については、これは私は所管でもございませぬし知識もございませぬので、私からその問題について直接にお答えすることは差し控えたいと思つてます。ただ失業保険で支払っている金額が非常に多いことにかんがみ、さらにまた石炭関係、特に石炭関係の離職者の地域的な定着性ということにも関連いたしまして、やはり同じ失業保険金を使うにいたしまして、また同じ失業対策事業をいたすにいたしまして、もっと有効な、集約的な使用の方法を考へなければならぬ、こう考へておる次第であります。

○山本委員 よろしいですか。――

○滝井委員 雇用促進事業団に関連をして少し基本的な問題を尋ねたいと思つたのですが、時間がございませぬので要点的にだけお尋ねしますから、要領よくお答え願いたいと思つてます。

まず第一に、私たちが雇用の問題を考へるときには、やはり日本の経済という背景を無視して雇用問題を論ずることはできないと思つてます。今度のこの法案を見ても、雇用促進事業団と、「促進」ということが入っているけれども、この内容は職業訓練をして、移動をうまくするために住宅を建

てるくらいしかないので。こういうことでは、所得倍増計画における一番大きな問題は人の問題ですが、この人の問題を解決できないじゃないか。従つてこの法案は今後の雇用問題を解決する一里塚である、こういう認識に私は立つたわけですね。そこでこの一里塚をさらに推進していくためには、この一里塚の基盤という背景というものが、それをもう少しはっきりしたお互いの、政府、与党、野党が共通の認識の上に立つて推進をしていく以外にない。従つてこの足場に立ちながら、少し雇用の基本問題について政府の見解をただすことが必要だろうと思つてます。そこでその背景を考へてみますと、まず日本の人口の増加が非常に低下をし始めておるということですね。これはわれわれが雇用の問題を考へる場合に一つの大きな無視することのできない第一の問題点です。それから第二の問題点は、一部に労働力の不足が現われ始めたということですね。これはやはり見のがすことのできない雇用問題の第二の点です。そして第三の点は、そのうちで経済がぐんぐん伸びておる。九割の経済の伸びをこれから三カ年間続けていくんだとおっしゃるのだから、これはその世界にさらにある例じゃないわけですね。そういう中で、もっと詳しく言つてみれば、しかし設備投資も昭和四十五年のものがもうすでに三十六年度で達成されるという状態です。

「委員長退席、柳谷委員長代理着席」

因際収支は赤字になりつつありますけれども、とにかく設備投資はそういう状態です。同時にもう一つ、経済の伸びておる中で輸出が停滯をして、輸入は、設備投資がふえたのだから、これは当然増加しなければならぬ形が出てきている。物価は上がつておる。卸売物価は上がらぬといつておつたけれども、卸売物価の中でも一番大事な鉄とか、あるいは木材などという、こういう基礎的な資材の値上がり卸売物価でも始まつておる。もう一つ米が万般的な豊作の状態だ。やはり米の問題は労働者の賃金の問題に関連してくるのです。まあ経済が伸びて、豊作で、そして労働力の不足が現われて、人口の増加が停滯したという、こういう条件は、やはり私たちが雇用問題を論議する場合に見落としてならぬ一番の問題点じゃないかと思つてます。

そこで私は政府にお尋ねをしたいのは、労働力の不足というものが、今まで、二、三年前までは日本は過剰人口だ、こう言つておつたのです。ところが突如として去年くらいから、所得倍増計画が論議をせられるころから、労働力の不足の問題が非常に宣伝されてきた、強く言われてきたのですが、労働力の不足の原因というのは一体どこにあるのですか。

○石田国務大臣 一つには経済の急速な発展であらうと思つてます。もう一つには、やはり新規労働人口の伸びがこの数年ずっととまつてきた。ちょうど太平洋戦争の末期に出生した、出生率の非常に低かったときの人々が今新規労働人口になって現われてきた。その両方の作用であらうと思つてます。それからもう一つには、やはり賃金問題あるいは技術革新に対する即応の速度の問題その他から、どうしても若年労働に雇用が集中したというふうなことが

ておる中で輸出が停滯をして、輸入は、設備投資がふえたのだから、これは当然増加しなければならぬ形が出てきている。物価は上がつておる。卸売物価は上がらぬといつておつたけれども、卸売物価の中でも一番大事な鉄とか、あるいは木材などという、こういう基礎的な資材の値上がり卸売物価でも始まつておる。もう一つ米が万般的な豊作の状態だ。やはり米の問題は労働者の賃金の問題に関連してくるのです。まあ経済が伸びて、豊作で、そして労働力の不足が現われて、人口の増加が停滯したという、こういう条件は、やはり私たちが雇用問題を論議する場合に見落としてならぬ一番の問題点じゃないかと思つてます。

○石田国務大臣 一つには経済の急速な発展であらうと思つてます。もう一つには、やはり新規労働人口の伸びがこの数年ずっととまつてきた。ちょうど太平洋戦争の末期に出生した、出生率の非常に低かったときの人々が今新規労働人口になって現われてきた。その両方の作用であらうと思つてます。それからもう一つには、やはり賃金問題あるいは技術革新に対する即応の速度の問題その他から、どうしても若年労働に雇用が集中したというふうなことが

ておる中で輸出が停滯をして、輸入は、設備投資がふえたのだから、これは当然増加しなければならぬ形が出てきている。物価は上がつておる。卸売物価は上がらぬといつておつたけれども、卸売物価の中でも一番大事な鉄とか、あるいは木材などという、こういう基礎的な資材の値上がり卸売物価でも始まつておる。もう一つ米が万般的な豊作の状態だ。やはり米の問題は労働者の賃金の問題に関連してくるのです。まあ経済が伸びて、豊作で、そして労働力の不足が現われて、人口の増加が停滯したという、こういう条件は、やはり私たちが雇用問題を論議する場合に見落としてならぬ一番の問題点じゃないかと思つてます。

ておる中で輸出が停滯をして、輸入は、設備投資がふえたのだから、これは当然増加しなければならぬ形が出てきている。物価は上がつておる。卸売物価は上がらぬといつておつたけれども、卸売物価の中でも一番大事な鉄とか、あるいは木材などという、こういう基礎的な資材の値上がり卸売物価でも始まつておる。もう一つ米が万般的な豊作の状態だ。やはり米の問題は労働者の賃金の問題に関連してくるのです。まあ経済が伸びて、豊作で、そして労働力の不足が現われて、人口の増加が停滯したという、こういう条件は、やはり私たちが雇用問題を論議する場合に見落としてならぬ一番の問題点じゃないかと思つてます。

が、新規労働人口に対する労働力不足の問題であらうと存じます。

○滝井委員 経済が進展をして、新しい労働力の増加が減つてきておる。それから出生率の減少、賃金の問題なんかもあるようですが、その問題は経済が進展をしていくとどういふことが起こるかという、結局みんな学校によけいにいくわけですね。進学率が高くなるという事は、これは結局、中学校を卒業してすぐに高等学校にいくのが多くなれば、それだけ中学を卒業した就業が減ることになるのですが、これは経済がよくなったということにもなるのだらうと思います。そういう中に含まれるのだらうと思います。そうしますと、そういうふうに経済がよくなつて、新しく生まれてくる子供が少なくなる、そして新規の労働力が不足したというけれども、日本の生産年齢人口というやつは、これは前古未曾有の状態であつたといふわけですね。生産年齢人口といふ働き手はふえつたわけですね。とにかく新しく高等学校を出る人は、これは今は少ないけれども、もうしばらくすると、ピークになつてくるのですから、多くなつてくるのです。そうすると、十五才から五十九才までの生産年齢人口といふものは非常にふえてくることになるのです。こういう中で労働力が不足なんですから、そうすると、これは何かどこかに間違いがなければ、二、三年前までは余つた余つたといつておつたものが、経済がふくれて、生産年齢人口といふものは、しかし一方においては未曾有の増加を示しておるという中で、不足という現象が出てきておる。だから私は人間は不足してないと思

うのです。働き手は不足してない。不足しているものは一体何なのか。結局、産業に見合うその質を備えた労働力が不足しておるのじゃないのですか。この点はどうですか。

○石田国務大臣 ですから、不足をいたしておるものは、先ほども申しましたように、新規労働人口、年少労働者、それから技能労働者、そういう意味では要求する産業に見合う労働力というところは確かにそうなんです。それは技能の面では確かにそうなんです。それから年少者を求めるというものは、これはやはり一つには技術革新に即応しやうかといふことも一つの条件でしょうけれども、もう一つは、やはり新しい労働力は安い。しかもいろいろな技術、機械等の発達によりまして、今までのような熟練と勤といふようなものによつて度合いが非常に少なくなつたといふことが言えると思います。余つていふ面はやはりほかにたくさんあるわけですから、私は、不足という現象はむしろ技能労働者と年少労働者の不足といつた方が正しいと思います。

○滝井委員 まさにその通りだと思ひます。新規労働力の減少、技能労働者の不足。そうすると新しい労働力が減少しておるという事、これを今すぐにはどうやら補つていかねばいけません。これはもう何せ働く人間になるためには、おぎやあと生まれた赤ちゃん、十五年かかるといふわけですから、これはいかに天才が現れても、これをすぐによつとすることはできない。といふことになりまして、結局新規の労働力に見合うものをどこからか作つてこなければならぬといふことが一つです。それから技能労働者が不足しておるな

らば、これは何かわれわれ人間の創意と工夫によつて技能労働者といふものを作ることが出来るのです。そうしますと、一体新規の労働力に代替するもの、技能労働者を作るといふ、この二つの問題が出てくるわけですね。これを一体どこに求めるか、その代替をする人間は一体どこにいるかと、こういうことなんです。この代替する人間がどこにおつて、それを今度は若年労働に置きかえる、技術労働に置きかえる政策といふものがここに出てこなければならぬと思ひます。それは一体政府はどこに重点を置くかとするのか、といふことです。

○石田国務大臣 それは結局は中年、中年といふと語弊がありますが、いわゆる新規労働力でない層、その層を訓練し、あるいは労働力の配置の面において、中年高年齢で十分充足し得るものにつまましては、これは中年高年齢を使つてもうよりよくなるというふうに行なつていくことが必要であらうと思つておられます。

○滝井委員 これで大体問題点がはつきり浮き彫りされてきたわけですね。われわれが望むものは新しい労働力と、そして技術を持つておる労働力、しかしそれは今急速にすぐには作ることができない、これをどこから持つてこなければならぬ、それは中年高年齢層、中年高年齢層をそれにかえるためには、職業訓練をやつて技術を身につけさせる、同時に、従つてこれは配置がえをやらなければならぬと、こういうことになるわけですね。これだけ問題点がはつきりしてきますと、これから先は、技術上のテクニックの問題になつてくると思ひますが、そこで、政府

としては一体こういう形のを理想的な形態に持つていこうとするならば、現在の日本の雇用の構造といふものを一体どこからどういふ工合に変える方針なのかといふことです。これは経済企画庁の大來さんの方かと思ひますが、これを一つ変えてもらひましようか、どういふ工合に変えるか、ですね。

○大來政府委員 雇用の構造の変化につまましては、一つは産業別の労働人口の構成の変化、つまり第一次、第二次、第三次産業に従事いたします労働力の分布を変える、大部分は変わるということが正しいかと思ひますが、その面でもより生産性の低い仕事からより生産性の高い仕事に移動していくといふことが起こるだらうと予想されるわけでごさいます。その低生産性の部分の一つといつたしましては、第一次産業がごさいます。また、第二次、第三次産業の中にも生産性の低い仕事がごさいますので、この両方からだんだんと高い生産性の方に労働力が移動して参る、そのこと自体が経済成長に役立つわけでごさいますし、同時に所得が高まつてくるというふうに予想いたしておられます。その結果、産業別の労働力の分布も、第一次産業が現在四〇%近くありますのが、大体十年後は二五%程度に低下する、その分が第二次、第三次で増大するといふような見通しを一応立てておるわけでごさいます。

○滝井委員 結局、そうしますと、四割程度の第一次産業から三割五分程度の第一次産業に減つていくことになるわけですね。大体一割五分程度の農林漁

業人口、原始産業が減つてくることになるわけですね。

そうしますと、もう一つの問題点は、雇用の近代化をやるためには、こ

ういふより第一次から第二次、第三次産業への民族移動が始まらなければならぬですが、そのほかにもう一つ、雇用の近代化のためには自営業——自営業といつたら、第一次だけでなく、中小企業も入つてくるわけですが、自営業と、それから家族従事者、これらのものが近代的な雇用労働者になつてこなければならぬわけですね。その関係は一体どういふ形になりますか。これは結局第一次、第二次、第三次の關係とらへらる關係になつてくると思ひ

○大來政府委員 ただいま滝井先生の御指摘のように、雇用の近代化の一つの指標と考えられますのは、雇用者比率、全就業率の中における雇用者の比率が上昇して参ることでありまして、この点も増進計画の中で、基準年次には就業率を一〇〇%といつたしまして、その中で雇用者の占める割合が、たゞいま申しました産業間の移動、それから同じ産業の中でも雇用者に変化していくといふことを含めまして、目標年次、昭和四十五年度には雇用者比率が六六・四%まで上昇するといふことを見込んでおるわけでごさいます。

○滝井委員 そうしますと、これで大体一番減少していくのは農業からといふことがわかつてきたわけですね。すなわち、新しい労働力あるといふ技術を持った労働力を補充するところといふのは、第一次産業から補充をされてく

る。これははつきりしてきたわけですね。そうしますと、今後の雇用を促進する重点というものは、当然これは駐留軍とか、あるいは炭鉱等の、世にいわれておる終陽産業というのですか、斜陽部門、こういうところからのものと、それから何と云ってもその大宗というものは農村、こういう形になるわけですね。これはいろいろ池田さんが切り捨てるとか、切り捨てないとかいう論がある。社会党は切り捨てるといつておるけれども、国民所得の倍増計画の中を読んでみますと、とりわけ農家人口の大規模な移動を促進し、農工間の所得不均衡を是正する上において云々ということがあるわけですね。だから、とにかく農家人口の大規模の移動を促進しなければならぬ。とにかく一割五分行くということになると、これはどのくらいになるかと思いますが、おそく十カ年間で第一次産業から五百万くらい移動しますね。農業でなくて、第一次産業全般から見ると、五百万くらい減少するのではないですか。

○石田国務大臣 計数上のあれは、私が間違っておれば、あとで大衆君から御訂正願いたいと思いますが、所得倍増計画では、三十五年度における第一次産業の就業人口を大きくばに千六百万、それが目標年次、昭和四十五年には千五百万、その差四百五十万、しかしその中で大きくばに三百五十万程度は離退や死亡、百五十万程度が新規学校卒業者として第一次の産業へ参加、差引二百三十三、四十万、出発の年次が三十五年度でありますから、十一年間ですから、年間いたしますと二十二、三万、こういうものが二次産業、

三次産業へ移動する。われわれはそれに見合った計画を立てておるわけですね。三三三。

○滝井委員 そりすると、千六百万程度のものが四十五年に千五百万というふうになりますと、死亡したり何しものがあるとしても、四百五十万のものが一応農地から離れるということですね。農家の戸数が必ずしもその通り減るとは限りませんが、農業から離れる。そうしますと、やはり雇用問題というものは農業から二百三十三、四十万のものを。そうして出てきた人は同時に、これは今の状態を率直に見てみますと、所得の低い農業から所得の高いであろう都市に移動をしてきたけれども、現実は大して農家にあったときと変わらぬように都市の低所得階層を構成してあるのです。これが東京あたりでは国民健康保険の掌握に一番障害になっている。移動が激しくて掌握できない。いわゆる都市の低所得階層に農村から出てきた人が転落してきておる。都市の立場から転落しておる。農業からいへば、それは所得が幾分いか同じくらいで都市に沈着する。実態を調べれば、こういう形をたどって都市の貧困大衆を作っている。そういう形があります。これはやはり農村から出てきた人のいわゆる所得を上げなければ、雇用の状態をよくしたとは言えないし、また貧富の格差を縮小したとも言えない。だからこの面が一つ。それから、出てきたことによって残った農村の所得が上がる姿ができてこなければならぬという面があるわけですね。そこでまず第一に、出てきた側のものを一体どういう形で受け入れようとするかということです。出てきた者を

臨時工が社外工か、都市のいわゆるルンペン的な状態に陥れているというのが今日の状態ですね。これは技術を持たない。だからこれを技術を持った形にするためには、農村から都市に来る前の段階で、その農村自体の中でやっぱ職業訓練というものが行なわれなければならぬわけですね。こういう政策というものが一体具体的にどうとられるかということが一つの問題点として出てくるのです。

それから同時にもう一つの問題は、残った農村、千百万になるであろう農村の問題を一体どうしていくか。これは農林省の大政部長さんに今度は答えてもらわなければいかぬ。実はわれわれは農業基本法で連合審査を申し入れたのだけれども、やってくれない。この一番大事な、日本のいわゆる労働力を補てんしなければならぬ局面、その残った部分が何とやらわからねで話にならぬ。個々の所得が上がる政策というものを、あんな農業基本法のような抽象的なことではななく、現実今日この日出してこなければならぬ。従ってこの局面も一体どう具体的にしていくのか。この二点を一つお答え願いたいと思います。

○石田国務大臣 後段の問題は農林省が答えるのが適当だろうと思います。

前段は、先ほどお答えしましたように、大体二十万から二十二、三万というものが平均した年間の一次産業から二次産業への移動であります。現在までも公共職業訓練所で約六万人、それから事業内訓練所におきまして約七万人訓練をいたしております。それだけの約半分が各年次における一次産業出身者であります。しかし公共訓練所

の位置、これは大体地方におきまして、地方の都市部に設けられております。そこで、それだけではなお不十分でございますので、昨年度からより農村に近いところに農家の子弟のための訓練所を――子弟と申しまして、若い者のみを対象にいたしておるわけではございませんが、設置を始めました。昨年度十四カ所、本年度は十八カ所新設の予算措置をとっております次第であります。二次産業、三次産業へ移る数が二十二、三万と申しまして、三次産業では運輸、通信関係を除きまして、いわゆる職業訓練、技術訓練というものをその直接的に必要といたしませんので、現在の計画ではもちろんまだ不十分であります。特にこれからは、より農村に近いところに訓練所を増設をしていくということ、それからその教科課程におきまして、年令層が違うために訓練を受けたいような状態を排除していくというようなことを通じまして、技術を持って二次産業、三次産業へ移る。技術がよければ必要でないといいたした場合におきましては、職業安定所等を通じて、新しい職場における雇用の安定の度合いを高めていくというように重点を置いていきたいと思っております次第であります。

○大口説明員 ただいま国会に御審議を願っております農業基本法案の基本的な考え方といたしましては、最近の傾向といたしまして、農業の就業人口が国民経済の急速な発展に伴いまして、農業から逐次他の産業に移動しておる傾向が見られるのでございまして、それども、農業の就業人口が減少いたしまして、従来と同様またはそれ以上の農業

所得を上げることによりまして、結果的には残った農業就業者の一人当たりの所得を向上していく。この目的を達成いたしますためには、農業経営の構造の改善あるいは機械化その他によりまして農業の近代化をはかりまして、農業所得全般の向上をはかって参るといふことを、今後の農業政策の基本的な方向といたしておるのでございませう。

○滝井委員 農業の構造の改革と近代化を、そういう抽象的なごまかしではだめなんです。僕も農業問題を勉強していただきます。農業経済はずつと学生ときからやっておりますから、もう少し雇用問題の具体的なときは具体的に言わなければならぬ。じゃ私は具体的に尋ねる。それならば千五百万に農民がなったときに、現在五百万五千万、六百万町歩の農地がありますから、この農地は一体どういう形になりますか。残った農業の構造が近代化されて、そして経営が近代化されていく。こういうためには、農地を近代化していかなければだめですね。それは一体千五百万人の人口にどういう工合に農地が再編成されていきますか。そのときの農地の再編成……

○大口説明員 就業人口が逐次減って参りまして、先ほど農業の近代化というのを抽象的に申し上げたわけでございますけれども、将来の農業の姿といたしましては、日本の農業の根本的な宿命的な問題でありますところの零細な日本農業の経営規模というものが逐次拡大をいたし、また協業の促進によりまして、経営規模の拡大と同様な効果をねらいまして、逐次農業経営の

生産性の向上をはかって参ることに考
えておるのでございます。

○滝井委員 協業をやったり需要の多
い農産物を選択して、そうして収入を
多くしていくということはその通りだ
と思うのです。具体的にこれは所得倍
増計画の中を見ても、あるいは今度の農
業基本法のいろいろの説明を見てもま
しても、問題はやはり農業に従事する
人も、これは一個の労働者なんですか
ら、従って雇用促進をしていくという
ことは、一方においては不足する日本
の産業労働者を出す、残った者がや
はりそれ以上の生活水準を保っていく
という状態がきちんと出てこないとい
話にならないわけです。だから雇用の促
進の問題は、うらはらとして今度農業
の問題というものが必然的に出てくる
のだから、これは大來さんが説明した
通り、第一次産業以外には今のところ
補うところはないのです。そうします
と、その第一次産業から補った、出
ていく人は、協業するとかあるいは土
地を農協に信託するといったって、そ
の信託した土地の運命というものがど
うなるのだということを教えてもらわ
なければ出ていかぬですよ。これを
出ていく人にはつきりしてもらわなけ
れば出ていかぬ。うしろ髪を引かれ
る。だからこれは大事なんです。ただ
これは雇用の問題だから、農業のそん
なものは言う必要がないと言いかもし
れないけれども、出ていく人が安心し
て出ていく姿を作らなければだめで
す。この前の日本の軍国主義が、勝つ
てくるぞと勇ましく出ていって、あと
は心配するなといったって、みな心配
する状態と同じです。少なくとも日本
産業を、池田さんの言うように九割の

経済成長をやるためのいわゆる日本の
産業全体として出ていくためには、あ
とに残った親兄弟が安心して農業を営
める姿を作ってもらわなければいか
ぬ。そうすると農協に信託するときに
は、それは一体幾らの信託料をわれわ
れに払うのか、そうしてその土地の運
命は、臨時工でもう飯が食えなくなつ
たら、帰ってまた農業をやることがで
きるのかどうか、こういうことがはっ
きりしないと、これは出ていきません
よ。だからそこあたりははつきり雇
用問題と無関係ではない、大いに関係
があるのです。

○大口説明員 ただいまのお尋ねの信
託の問題でございますが、現在国会に
提案をいたしております農業協同組合
法の一部改正によりまして、農地の信
託制度を新たに設けることにいたして
おりますが、その農地の信託の内容と
いたしましては、農地を売却するため
の信託あるいは農地を貸し付けるた
めの信託、二通りに分れるわけござい
ますけれども、農地を売却いたします
場合の信託の売却の価格は、農地の価
格であり、貸付の場合の信託は、現在
の小作料統制のもとにおきますところ
の統制小作料によって貸し付けるとい
うことを考えておるのであります。

○滝井委員 問題は二つ出てきたので
すが、農地の売却と貸付、売却は現在
の農地の時価ということになります
と、これは十五万とか二十万するで
す。そうしますと、その金だけでも、
あなたの方のこういう計画でいきます
と、約四百五十万の人がとにかく農業
を離れることになるのですが、そうす
ると、百五十万ヘクタールくらいの農地
が移動しなければならぬことになつて

しまりのです。一ヘクタール二十万円
と見ても三千億円ですよ。こういう三
千億円の金を、こんな雇用促進事業団
に政府はたつた一億円しか金を出さぬ
のですよ。あとはみんな失業保険の金
やら、それから援護会からもらつてく
る金やらでやつてしまふ。一般会計か
ら出す金は一億円です。あとは労働者
の積んでおる失業保険の金から持つて
くるんだ。だからそういうけちなこと
をやっている政府だから――農地の信
託に三千億円の金を出しますか。

○大口説明員 ただいまの滝井先生の
御質問の、今後の具体的な農村から離
れていく人口の数に基づいて、一定の
地域の、一定の面積の農地を今後毎年
どういうふうに移転を考へていくかと
いう具体的な計画を現在持ち合わせて
いるわけではないのであります。目
下国会で御審議を願つております農業
基本法が成立をいたしました後におき
まして、農地の信託制度を充実し、今
後の農地の移動の実態に應じまして、
農地の移動並びに経営規模の拡大が円
滑に参るような施策を講じて参りた
い、かように農林省として考えてお
るのであります。

○滝井委員 そうしますと、御存じの
通り昭和三十五年度は多分四十万出て
おりますね。その前は三十万くらいで
す。これは平均したら二十何万になる
わけです。ここ一、二年は相当多いで
すよ。そうしますと、私、現在福岡県
ですが、福岡県でどういふ形が起こつ
ておるかという、一町二、三反、八
反、こういう中堅の農家がみんな分解
しつつあります。そうして三反か五反
になる。一方二町くらいがふえてい
る。両極がふえて、中堅農家がなくな

りつつある。それはみんな売って出て
いっています。そういう形なんです。
従つて新しく今度政府の政策としてお
取り上げになるのには、そういうもの
がはつきりしないとこれは大へんで
す。

もう一つやはり同じ問題があるんで
す。さいせんは農業所得よりか、出て
いった労働者の所得が高くなければな
らぬと言つた。これも最低賃金制度が
ないから、臨時工とか社外工で、これ
はその日暮らしの形で、必ずしも安定
してはいない。農村におつたと同じ
ような不安定な状態です。これは直接
的にはあなたの方の問題よりか、石田
さんの方の問題です。しかしあなた
の方の問題に関連をする問題は、農林省
としては、今度は農家から近代的な都
市の労働者になつてもらうんですか
ら、そのためにはやはり住宅といふも
のを農林省もつと積極的に考へなけ
ればいかぬです。そうしますと、大体
十カ年間の所要住宅といふものは一千
万戸です。農家から昨年は四十万くら
い出ておりますが、二十万か三十万平
均して出ていくものとしても、ちよう
ど移民をやる場合に練習農場で世話を
するうちに、やはり出ていく人につい
ても、農林省は労働者と提携しなが
ら、住宅の世話をしななければいか
ぬと思ふのです。それはどうしてか
という、自分の持つてゐる土地を信
託したり、あるいは信託を通じて売却
をしたりしていくんですから、だから
やはり出ていくからには、住宅くらい
は一つ自分の方から労働省にいつて、
世話しましよ、こういう形が出てこ
ないとうそなんです。そうしますと、
大体十カ年で、所要住宅は千万戸ぐら

い要りますが、十カ年間で、公団住
宅、公庫住宅でできるのは百万戸で
す。一割ちよつとです。百万戸建て
るためには、一兆三千億の金がかか
る。ところが、農業投資は十カ年間で
一兆三千億でしよ。そうすると、あ
なたの方の農業所得の中から幾分か
も――結局その土地の売買その他にも
いろいろやるでしよ。あるいは農地
の改修工事その他にも持つていくの
でしよ、やはりそういう金が、何か
農民に身につけて、住宅の問題その他
の敷金になったり、あるいは住まい自
分の家を持つための、少なくとも宅地
の買収費に充てられるぐらゐのもの
が、何とか農林省でも幾分めんどろを
見るといふ形が作られなければならぬ
と思ふ。たとえば今こういう雇用促進
事業団ができた、援護会ができて移
住資金といふものを出してあるでしよ
う。ああいう制度を農林省はやはりと
らなければならぬと思ふ。今後農民に
出てもらふといふならば、そういう具
体的なものが出てこなければ、農民
は行つたつて住宅がない。今言つたよ
うに、これから十カ年間に千万戸の住
宅が日本では必要だ。ところが建設は
百万戸しかない。そしてその百万戸
に殺到していくおまなものはだれか
という農林省だ。そうすると農民には
何にも裏づけがなく、無一物の者が
都会に出ていつたつてだれも住宅を貸
してくれない。それならば雇用促進事
業団が建ててくれる合宿におられるか
という、そうはいかぬといふところ
が出てくる。一家をかまえて農村で
りっぱに土地を持つて生産をしておつ
たその農民が、都会に出てきて合宿住
まいというわけにはいかぬと思ふ。こ

うい政策が今後やはりはつきりしてこなければいぬと思ひますが、そういう点はあなたの方はどうお考えになっておられるのですか。

○大口説明員 私どもが農業から他産業に就業人口が移動する形と申しますのは、必ずしも全部が農村地帯から都市付近に移住する状態で離農が行なわれていくとは考えておらないのでありまして、やはり農業の就業構造の改善を最終的にはかりますためには、あるいは近代産業の工場を地方に分散するとかいうような政策と相待ちまして、離農が円滑に行なわれるのではな

いかという状態を予想いたしておるのではありません。従いまして、ただいまの滝井先生のお話のように、離農する人間がすべて新しい住宅を必要とするという事態は、必ずしも将来の姿としてはいま考えられておらないのでござ

いますけれども、しかし御質問の御趣旨のように、農林省といたしましては、他の産業に就職をするために都市に出かけていく者等についての施策というものは、やはり関係各省と十分連携をとりまして、安んじて他の産業に就職できるように政策を逐次とつて参る必要があると考えておるのであります。

○滝井委員 あまり農業のことをやっておると時間がなくなるからやめま

す。だんだんと農業人口が減少すれば、残った農民の所得が増加するといふ、この道筋がどうも実ははつきりしないのです。そこで、やはりそこらあたりをもう少しはつきりしてもらわぬといふかと思ひます。農業基本法

じやないからこれ以上言いませんが、すみやかにもう少しはつきりしていた

だいて、日本の農民に安心をさせてもらいたいと思ひます。これで農林省はけつこうです。

次は、さいぜん大來さんから御説明いただいたような雇用構造、産業構造が変つていった場合における日本の有業率といふものは高くなりますか、低くなりますか。

○大來政府委員 有業率は一応増倍計画の場合には現状よりやや低下すると思ひます。これは非農業の面では一部有業率は高まる可能性がありま

す。特に婦人労働力等について、だんだんと余裕が出てくる。そういう婦人労働力が有業人口化するという可能性はあるわけですが、ここの間は、日本の場合は非常に婦人の有業率の高い農業の人口が総体的に減

少して参りますものだから、この農業及び水産業における家族従業者の減少が予想されます過程におきましては、ある程度全体の人口としては有業率の低下が起るだらうといふふうに

予想をいたしておるわけでありま

す。○滝井委員 そうしますと、日本の有業率は結局現在より下がつてくる、こ

ういふことになりまして、ヒトラーじやないけれども、婦人は家庭に帰れ、こ

うい問題です。そこでそれに入る前に、もう一つちよつと心配なことがあるのです。それは最近における日本の地域的な人口の偏在の問題です。昭和三十年の国勢調査から五年後における昭和三十五年の国勢調査、これの状態を見ると、四

十六都道府県の中で二十六県については人口が減少している、そして特に市町村の中で四分の三は人口が減少して

いる。そして人口が増加したのは二十万以上の都市に人口が増加している。特に太平洋ベルト地帯の中でも四大工

業地帯のうち北九州工業地帯はあまり増加していない。関東それから名古屋、大阪、京浜、阪神、こ

ういところには増加をしていない。それから地方的な特殊なところの幾分増加をして

いる。そうしますと、問題はここにある。この雇用促進事業団が重点を入

れて住宅その他を造るところはどこかというところ、今までの状態を見ると、み

んなこの太平洋ベルト地帯の特に三大工業地帯に作つておる。ところが一方

政府は、こ

うい地帯に人口が過大にふくれるといふことは大へんだ、こ

ういことをいつておる。そしてこれをどこかへ分散させなければならぬとい

ふので、低開発地の開発とか、あるいは都市の分散政策をとり始めてい

る。もう東京といふものは千万をこえた大へんだ、なるほどこの前も僕

はこ

こ

こ

な

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

いうものを集約的に行なつていかなければならぬと思ひます。これについては政府はただいま国会に關係法案を提出いたしまして御審議を願つてゐるところであります。ただその開発が進行いたしまして、都市への過度の集中が漸次鈍化をいたしまして、そうして地方がまたそれぞれの発展を示すことが望ましいのであります。それに對する産業立地条件の整備、その他の振興をいたして参ります過程に、現に特定工業地帯における労働力の著しい不足が見られます。その充足はやっぱりしていかなければなりません。不足なところへ充足するというだけではなく、同時に片一方に余つておる労働力、職のない人々に職を、現実にきょうから、あすから与えなければならぬ。そのうち、そういう現実の要求に即応するための訓練なりあるいは住宅の建設なりを、この雇用促進事業団がやつて参ろうと思つております。国全体の方向としては御指摘の通り地方の産業立地条件の整備、そうして地方の開発ということ、特に特定地域、産業地帯についての集約的な強力な施策の実行がぜひ必要であると考えておる次第であります。

〔柳谷委員長代理退席、委員長着席〕

○滝井委員 政策の必要性が具体的に予算その他一向に現れてこないという事です。今から三千万四千万の金を出して、産業地の振興の調査をやる、それが二年間かかつて、それからやる、こういうことなんですか、その間に炭鉱はみなつぶれてしまふ。二年間かかれば三十八年です。三十八年になつたときには、千二百円の

炭価を引き下げておかなければならぬわけですから……。それで、やはり緊急を要するのだから、非常の事態には非常措置というものがとられなければならぬと思ふのです。それがとられなために、結局駐留軍の労働者にして炭鉱労働者にしても、そうして、これはやがて日本の毎年二十三万ずつ移動するであろう農民にも同じ運命の種がまかれつつあるわけですよ。資本主義というものはそういう弱肉強食、勇者が勝つて弱者が負けるような仕組みではあつても、それと云わなければならぬし、また政治がないと言わなければならぬのです。それで、もう少しそういう点については明確な政策を打ち出して、どしどし国家的な資金を投じていただかなければ、幾ら雇用促進事業団を作つたところで、これは話にならぬといふことになつてくるわけですよ。喜び勇んでいなかの産業地帯から都会にやつてきた。しかし三年したらまた今度はいかに追い追はれる。政府の政策で、今度は人口の地方分散、低開墾地に行けといつて追い追はれることになるんじゃないや。もう炭鉱をやめて、今度行くときにはこれ一回で、一つは安住の地を求めたいといふことを、農民にしてもあるいは炭鉱から出てくる労働者にしても、みんなそれを願つて出てくるわけですか、来たところが、また三年したらもとのどこかいかなかに行かなければいかぬといふことでは困るのです。そういうことのないように、一つぜひお願いをいたします。

次は、今度はいよいよ技術の問題になつてくるわけですよ。今農民の問題と

地域の問題をちよつと触れたのです。が、今度は技術の問題をちよつとお尋ねいたします。これから文部省と科学技術庁になるわけですが、今までわれわれの日本におきましては、あり余つた労働力を、どうして一体雇用の機会を作ることかというのが私たちの問題だったのです。しかし今の中心的な課題は、各産業や企業に有能な技術を持つてゐる働き手をどういう工合に供給していくかといふことが、今の問題になつてきた。今までは全く違つてきてゐた。人口が減つて、老人人口が増えてきてゐるのですから、量の制約が現れてきてゐる。同時に質の制約が現れてきてゐる。いわゆる熟練工がいなくて、量と質の制約が同時に現れてきてゐるのです。この対策といふものがとられなければならぬ。そのとられるものとして、中高年齢が登場してくるわけですが、問題は質の問題です。質の問題では、所得倍増計画その他を見ても、工業高校程度の技能者の卒業不足が四十五年になれば四十万、それから今度は、技能の訓練によつて充足されなければならぬ者が百六十万、再訓練をすべき者が百八十万、こういうふうに所得倍増には出ておられます。そこで、工業高校程度の技術者が四十四万不足しておるのだらう、これを一体文部省は十年間にどういう計画で充足をしていく方針なのか、こういうことなんですか。

○岩間説明員 ただいま滝井先生の御指摘の通り、四十五年までに約四十四万人の中堅技術者の不足がございますので、文部省はとりあえず、本年度から工業高等学校の生徒を一人増加する計画を立てておりますが、今後逐年一人ないし二人の増加を計画いたしまして、七年間におきまして約八万五千人を養成いたしまして、四十五年度までに約四十万人程度の技術者の不足を補う、そういう年次計画を立てておるよりな次第でございます。

○滝井委員 今文部省は、これは予算委員会で一応尋ねたことで、それでいいと思ふのですが、四十五年までに四十万人程度にしたい。そうするに、四万人そこそこ不足になるのです。ところが、これは四十四万では足りなくなるのです。と申しますのは、設備投資が、昭和四十五年のものを三十六年に達成しちやうのです。この三十六年です。すでに四十五年のこの計画の三兆六千億あるいは三兆八千億を、三十六年度に達成してしまふのですから、そうしますと、生産は拡大するから、この四十四万というものは狂つていなければならぬ。これは一体どういふ計算になるのです。これは大來さんの方で、所得倍増計画をやりかえるといふことが最近出ておりますから、やりかえると、まず第一に、この四十四万の中堅技術者がとにかくややかえられなければならぬと思ふのです。

○大來政府委員 実はやりかえるかどうかはまだはっきりいたしません。総合部会で、現状と倍増計画の想定いたしました経済構造との比較をやつておるわけでございます。それが、現状が長期的な趨勢から見てもやや変わつておるか、あるいは長期的な趨勢がこゝで一段変化をしたのかという見きわ

めはまだはっきりつかないのであります。倍増計画は一応この十年間の姿を描きまして、これが、まあ三兆六千億といふのはそのまますつと投資が上がつていくかどうか、かなり私どもは疑問に思つておるわけでございます。いすれにせよ、条件がよければ十年倍増といふのが九年間、あるいはもう少し条件がよければ八年ぐらいい、その目標が達せられるという可能性は考えられるわけでございます。この人の訓練計画につきましては、一応第二次産業等の伸びを基準にいたしまして、それからリブレイスその他の關係を考へまして、基準をはじいておるわけでございます。それから、経済の成長が幾分早まれば、その労働力の需要もある程度促進されるというふうに考へられるわけでありまして、ただ、現状だけの勢いをそのまま引き伸ばすといふわけにはいかないのじゃないや。長期的な趨勢といふのは、やはりある程度急速に伸びるときも比較的にゆるいときもございまして、な

らして見れば、この倍増計画でいってるところより幾分早めになるにいたしまして、根本的な見直しも大き

く違つてくるか、またそれに関連して、いろいろはじきました十年先の数字が大きき動いてくるかどうか、これは私も目下検討中でございますけれども、今の情勢をそのまま伸ばす、そうして大きく狂つてくるというふうには、ちよつと判断いたし得ないといふふうに思つておるわけでございます。

○滝井委員 四十五年に達成する目標が四十二年とか四十四年と、一年か二年か繰り上がつて早く達成されるといふことは、どういふことを意味するか

という、第一年度、第二年度、第三年度における技術者の数がよけいに早く要することを意味するわけですが、よけいに早く要するということは、すなわち学校の計画というものがこれについていけないのである。経済成長に日本の技術者の養成がついていけないことを意味する。これは同時に、今度はどういふ作用になってくるかという、結局経済成長が人間の面からいわれるチェックされる、抑制されるという、こゝろ問題が逆に出てくるわけですが、今度はその問題は一体どうなるかという、いわゆる理工科系の高級技術者が十七万不足です。大体大学の卒業者は、こゝろ、二年は十八万くらい卒業します。そしてこれが三十九年、四十年くらいになると、二十万台、二十一、二万台にすつとなっていくので

す。御存じの通り日本は文科系統が多いのですから、理工科系はせいぜい三割くらいでしょう。そうすると五、六万くらいずつしか出ていかないのです。これではとても十七万を充足することはできないのです。そうすると、今後の雇用を拡大して日本の生産力を上げていくとするならば、やはり高度の技術者がおつて、そして重化学工業における設備その他を総合的な見地から指導をしていく高級の技術者と、そしてその下で働く中堅の技術者と、その下で働く技能労働者というものが必要になってくるわけです。そして、もうほかの者は大して要らないのです。これは発電所を見てもあるいは道路の状況を見ても、今まで何百人という日雇労働者の諸君が働いておったのが、

今日ブルドーザーを三台も持つてきたら何百人分というものを一ぺんにやっつけてしまふ。従つてこういう状態を考えると、そういうピラミッド型の技術系統というものは、すつと一貫して体系的に職場の中で構成されていなければならぬわけですね。そうすると一番上の大脳に当たるこの十七万の技術者の充足というものができないと、大来さんの方の経済の計画というものが、資金と物の計画が立つておつても、人間の計画が立たない話にならなくなる。この十七万の計画はどうですか。四十万の方は、所得倍増計画の進行が早いとそこを来たす、この問題ははつきりしてきただけです。その問題と大学の問題は、どういふ形で十七万の理工科系の不足の充足をやるのですか。

○大丸説明員 高等教育卒業程度の技術者の不足は、ただいま御指摘がございまして、今後所得倍増期間中の不足は十七万と推定しております。これに對しまして文部省におきましては、理工系の大学短期大学の募集人員を一万六千人増募する、こういう計画を立てております。この増募をかりに所得倍増期間中に平均的な速度で進めて参るといたしますれば、この倍増期間中の累計の数と申しますのは約七万というよりなことになるまして、十七万よりは、半数以下というよりなことになるまして、これは一つには大学の定員の規模の拡大というものが、特にその教員の確保という点で非常にむずかしい点がございまして、その実際の可能性を考えまして、最小限度必要な量を満たすというところで、その一万六千人計画、十年間には七万人を満たすという

計画を立てたものであります。もちろんそれではまだ十七万人全部を満たすことはできないわけがございましてけれども、ただこれはただいま御指摘がございまして、設備投資が非常に早く行なわれておるといふようなこともありますが、できるだけ早くこの一万六千人の増募を達成することによりまして、この累計の数字は十七万に近づけていくことができるわけがございまして、それで文部省といたしましては、この一万六千人の増募計画を可能な限り早く追いついて達成していくというところに努めていきたいと思つております。

○斎井委員 法案を上げること急にして、真実の政治の道が歩めぬといふことは困ることですから、少しは夜がふけますけれども、九千万の国民の職業の問題であり、食糧の問題であり、運命の問題でありまして、しばらくがまんを願いたいと思ひます。今の文部省の御説明で、大体大学は七万、相当無理をしても十萬だ、そこでどういふ状態なものでしょうか、設備投資等をよけいにやつた日経連を中心とする資本家陣営も、近ごろ非常なあせりを感じ始めた。そしてあせり始めた結果どういふことになったかといふと、まず第一に鉄鋼業界がこの技術不足に業を煮やして、学校教育法による短期大学を作るという計画を打ち出したのです。鉄鋼連盟でできた開設計画によると、学科では機械科二百十人、電気科百四十人、冶金科七十人の三科で、合計六クラス四百二十人の定員、そして修業年限を二年にする、そしてこれは主として八幡製鉄とか富士鉄とか日本鋼管等の、大小六十三社の従業員の中から、高等学校出を選抜してこれに入れる。ところがそういう形の学校形態はないのです。だから文部省は難色を示している。一般から募集しなければならぬのじゃないか、こういう形が出ておる。これは結局何を意味するかという、日本の教育制度が経済成長の路線からはずれておるといふ具体的な現われです。日本の教育制度に対する不信感が財界から起こつてきておる。だからそれにこたえるためにどうなわ式に、きょうも通つた、ゆうべあなた方が徹夜したといわれるいわゆる五年制高専というやうな、こういう無理をやらなければならぬことになつてきた。これは単に鉄鋼連盟だけじゃないのです。厚生省に關係のある食品関係でも、東洋食品が工業短期大学を定員五十名で作つて、これもやはり業界だけから入れようとしたんだが、文部省がそれはまかりならぬといふので一般募集をやつておる。ところがこんなものは、一般募集をやるやうな形はとるけれども、業界からとつてしまふので、こゝろいふに石田さんの職業訓練ではもはや役に立つ人間ができておつたのではありませんか、文部省の学校教育にたよつておつたのはいつ人間ができるかわからぬ。だから金のある日経連はみづからこれをやろうと乗り出したので、これをいけばこれは石田さんの職業訓練行政に対する不信、文部省の学校教育制度に対する不信、これは結局言へば池田内閣の文教政策と労働政策に対する一つの不信感としてこゝろいふ形が現われてきている。昔星一さんが星薬科大学を作つたときは違ひです。そ

れは同じ一つの業界が作ったものだけれども、今作ろうとするこれはまさに業を煮やして作ったものなのです。科学技術庁来てますか——だから結局科学技術庁が出なければならぬことになるのです。文部省ももうたよりにならぬ、石田さんの方の技能者養成のあれではもう役に立たない。そうすると技術革新という見地から、科学技術庁一つものを言つてくれという形が、池田正之輔さんがあつたことを言わなければならぬことなのです。一休科学技術庁としては、この段階でこゝろ技術者の不足を前にして、具体的にどういふふうにするのか、具体的なことは大臣に求めてもらわなければならぬところなんだけれども、十一時になるからお氣の毒ですが、これを一体どうするか、遠慮なく答えていただきます。

○高橋説明員 この問題につきましては、先ほどからお話しのうちに、十七万人の不足を生ずる。これに對しまして、ただいま文部省の御計画によりまして、七万というやうな数字をお出しになりました。その間につきまして長官からも報告が出たことにつきましては、すでに御承知の通りであります。さらに三十六年度におきましては、入学生定員の設定をいたしました後、約十一大学につきましてさらに定員増募というやうな話もございました。その点などにつきまして、文部省におきましては御調査なさつておるやうであります。そのやうな傾向をよく見定めまして、さらに当庁といたしまして対策を練る、こゝろいふやうな考えでございます。

これは同じ一つの業界が作ったものだけれども、今作ろうとするこれはまさに業を煮やして作ったものなのです。科学技術庁来てますか——だから結局科学技術庁が出なければならぬことになるのです。文部省ももうたよりにならぬ、石田さんの方の技能者養成のあれではもう役に立たない。そうすると技術革新という見地から、科学技術庁一つものを言つてくれという形が、池田正之輔さんがあつたことを言わなければならぬことなのです。一休科学技術庁としては、この段階でこゝろ技術者の不足を前にして、具体的にどういふふうにするのか、具体的なことは大臣に求めてもらわなければならぬところなんだけれども、十一時になるからお氣の毒ですが、これを一体どうするか、遠慮なく答えていただきます。

これは同じ一つの業界が作ったものだけれども、今作ろうとするこれはまさに業を煮やして作ったものなのです。科学技術庁来てますか——だから結局科学技術庁が出なければならぬことになるのです。文部省ももうたよりにならぬ、石田さんの方の技能者養成のあれではもう役に立たない。そうすると技術革新という見地から、科学技術庁一つものを言つてくれという形が、池田正之輔さんがあつたことを言わなければならぬことなのです。一休科学技術庁としては、この段階でこゝろ技術者の不足を前にして、具体的にどういふふうにするのか、具体的なことは大臣に求めてもらわなければならぬところなんだけれども、十一時になるからお氣の毒ですが、これを一体どうするか、遠慮なく答えていただきます。

革新というものがどういう方向に向くかということ、文部省ではわからないのです。文部省は教育をやっている。現在工業学校の卒業生が現場に使われたときに役に立たぬという意見が出てきておることは、科学技術庁は御承知だと思ふのです。たしか池田さんもそういう発言をしておったと思う。私も何かでそういうことを再三読んでおるのです。そうしますと、企業における技術革新というものが、一体どう

いう形の技術者、技能者を必要としておるかということば、やはり技術の専門家の集まりであるあなたの方が一番よく知っておると思うのです。だから、あなたの方はこの際思い切つて、こういう形の技術のものを大幅に増加する必要がある、そのためにはこれだけの金をつぎ込みなさいということば、やはり第三者の立場で、高いところから日本の工業の趨勢、鋳工業の発展の趨勢を見て言う必要がある。高等工業一校作るのに、少し設備をよくすると五億円もかかるのです。これから四十四万人不足の者を充足していこうとす

るならば、少なくとも各都道府県に三つ、四つは高等工業を作らなければ、とても充足ができない。そうすると、これは今の日本の状態では、とてもこんなところに金を出さぬですよ。口で言うだけです。必要だ必要だと口で言うだけです。そうして農民を引き上げてきて、安く使つていって、労働力のダンピングでガット三十五条のおしかりを受けるくらいが関の山なんです。だからこういふ点については、もう少し技術者がおるところが、技術者の養成については、きちんとした政策と方

ていただきたいと思ひのです。

○石田國務大臣　政治の目標は、要は
いかなることをやるにも、結局國民の
生活の安定と向上を期することにあり
わけでありますから、やはり人の問題を
常に考へていかなければならぬと思ひ
ます。それから經濟の興隆をはかつて
いくにいたしたしても、たゞいそれが
設備があり、資材があり、原料があり
ましても、人がこれに力を加えなければ
は經濟的価値を生じないのであります

から、やはりこの面から見ても、人を中心に考えていかなければならぬと思つておられますし、そういう考え方に立つた労政をやつておるつもりでありますし、経済政策全般の推進に当たりまして、常に人の問題を先行せしめるように発言をいたしておるつもりであります。現下の経済情勢の中で、ただいま雇用促進事業団法を提案して御審議を願つておりますのも、やはり人の問題を優先的に考えようとする一つの現われでございますので、一つなされるべく早く御可決あらんことを希望しておきたいと思ひます。

○端井委員 経済企画庁、文部省、科学技術庁はけっこうです。どうもありがとうございました。

そこで、あとは石田さんのところに参りますが、そうしますと、あとは結局中高年令層を、今度は新規若年労働と技能者に置きかえる問題になってきます。で、中高年令層をそういう形で置きかえていくためには、これはちつとやそつとの努力ではできない。当然そこに長期の基本的な計画が立てられなければならぬと思うのです。これは十力年間における所得倍增計画の中の

題として、この制度が検討されつつありまして、非常な改善を見られつつあるわけであります。ただこれを法制的措置としてどう行なうべきか、あるいは行なうのが適当であるかどうか、これは検討を要する問題であると思っております。しかし現実生命がみんな延びておるわけでありまして、特に新規労働力がなかなかつかめないというような状態におきまして、たとえば五十五才で一たん定年になっておるとこ

ろでも、それが今度は新しい別の条件のもとに、やはり同じような雇用関係が続けて働いてもらつておるといふことも非常にふえてきております。それから第二の適職の問題であります。これはすでに調査を終わりました、約百二十種指定をいたしております。これも行政指導によつて、あるいは各方面で何と申しますか、ムードを作ることによつて、自発的にやつていただくように今努力をしておりますが、しかしこれはなかなかそれだけでは成果が上がりますので、職業安定所等のあつせんの際に、やはりそれら

の職種に対しましては中高年令層があつて、若年層を振り向けるよりなことではないというところまで将来は考えなければならぬと思つております。

それから訓練所に相当の年令層の人々も喜んで入れるようにいたしますためには、やはり今の訓練所の科目の編成等につきまして検討を加えていく必要があると思います。たとえば現在の職業に勤めている人が、その雇用の変動を予想されるような場合、夜間訓練を受けられるように、あるいは年令の高

第一卷 第一章 社會主義主義

す。このことは、本法案に対してわれわれ

のかに、珍今に認らねるのかと、かたがた

の労働力の移転に文する力なきは被害を

申のと思ふのであります。これは再産

職しようとする者に対する必要な知識、技能を修得させるというのでありますから再訓練であります。だからこゝういう関係というものは、この法案の持つ重大な意義をつかさどる仕事のひとつだと私は思ふのであります。この一項だけを取り上げてみても、私は十分な説明を伺わなければならぬに賛否を決することのできない内容のものであるとも判断できるのであります。

第八の問題は、これまた問題があると思うのであります。必要な資金の貸付を職業安定所の紹介によつて行なうのであります。この資金の貸付も前々項六項と同じように機械的な資金の取次をやるというのでないことは説明でも明らかになっております。ここにも政策があります。次に新しいこととありますが、身元の保証をするというところになっておる。この身元の保証は事業団が法人として身元保証するということが可能であらうかどうか。でないとするならば理事長とか理事とかいうような人々が保証するのであらうかというようなことについては、保証を受けようとする方からいいますならばかなりいろいろな要求が盛り込まれるに違ひない。その要求を満たすことなくしては保証の意義をなさぬのであります。そういう意味からいいますならば、法人が保証をするということは意味をなさぬのではないか、意味をなすとするならば、もっと高い広い責任を事業団がとるといふ結果になるのではないか。もしも理事長がその団体の代表者という形で保証をする場合においては、法律のないいろいろな問題が生じてくると思ふのであります。そういうもの

の規定がこれの中には現れておりません。

第九の適応性その他職業の安定に関する調査研究であります。またその資料の整備を行なうというので、こゝういう事業をやらなければならぬ、またやらせたいというわれわれの希望はありますが、そういたしますならば、これに必要な経費なり事業団の構成なりというものについては、相当多くの人的な整備やあるいは予算的な裏打ちが必要になってくるのではないかと、これは将来のものとであるならば、将来こゝういう意図であるならば、どういふ内容でどのくらいの期間にこゝういふものをやろうとするのであるか。これは政府の雇用政策に対する一つの見通しを知る上に非常に重要だと思ひますので、これらの点についてお答えをいただきたいと思ふのであります。

あとまた次に続けたいと思ひますが、時間の都合上簡単に御尋ねいたします。

○堀政府委員 お答えいたします。

第一の職業訓練所の設置運営につきましては、労働省に新設されます職業訓練局におきまして、全体的な総合的な職業訓練計画に基づきまして管理監督をいたします。

それから事業内職業訓練の援助につきましては、訓練施設の利用、職業訓練指導員の派遣、教材の提供等の便益を提供することにいたしております。

訓練手当につきましては、職安が訓練を受けるように指示すると同時に、その裏づけの生活保護保障をいたしまして、手当を支給するわけでございます。

して、面々一体となって仕事を進めて参るのであります。

職業訓練を受ける者のための宿泊施設につきましては、これは訓練生だけの施設として考えておりますけれども、もとよりこれは全体の職業訓練計画の一環といたしまして、それに適した場所に設置するようにいたしたいと思つております。

それから就職者のための宿泊所の設置、運営でございますけれども、この場所、それから設置、運営等につきましては、労働大臣に業務方法書等の認可を求めたい。労働大臣としてはお話のような総合的な観点から認可をいたしたいと考えております。

それから次の簡易宿泊施設等につきましては、日雇いの労働者が現在まで中心になっておりますが、日雇いのみに限らず、他の方面へ行けない雇の労働者のためにも施設の利用をさせたいと考えております。

移転就職者に対する移転費の支給も、同様に、広域職業紹介を支持するとともにその裏づけとして移転費を支給するという形で、総合的な計画の一環として行なつて参りたい。

それから職業訓練につきましては、これは職業訓練までいきません短期の職業講習を考へております。

それから必要な資金の貸付でございますが、これは身体障害者、遺家族、日雇いの労働者というよりハンディキャップのある労働者を対象とした身許保証につきましては法人としての事業団がその身元保証をいたします。これは業務方法書等の認可を得てやります。

それから調査研究資料の整備につきましては、さしあたり中央訓練所等に調査研究部を設けます。それと同時に、本部におきましてもこのような調査活動を活発に行ないたいと思ひます。これはお話のように漸を追うて拡大していきたくて考えております。

○井堀委員 きわめて重大な御答弁をいただいたわけでありまして、これについては詳細な点をお伺いしませんが、われわれにわかにこの法案に対して態度を決することができたいのであります。しかしお約束もあることであります。しかしそれを補充する意味でぜひ一つ、この法案にも規定してありますように労働大臣の許可、認可ももちろんありますが、業務方法によつて一応の規定が作られるようになるのであります。業務方法の内容を、方法書に規定するべき内容を、この際文書によつて一つ御提出を願ひたいと思ふのであります。都合によりましては、またさういふものに対する要望をいられる余地を一つ留保いたしておきたいと思つております。

それから労働大臣にこの機会に、今御答弁がございましたことと関連をしてありますが、われわれが非常に重大に思つておりますのは、最近事業団、公団、公庫などのいわゆる行政が、いろいろに形を変えて分離されつつあるというこの行き方は、ひとり内閣や政党的政策だけにまかせるわけにはいかぬのではないかと。私は以前に文書によりまして、内閣の公団及び公庫、事業団に対する公式質問をいたしましたのでありますが、これにも多くの疑問があります。この際これを明らかにすること

によつて賛否を決するのがわれわれの当然の任務だと思ひましたが、いろいろな事情がありまして、このことについて十分お尋ねすべき時間がありません。今後かかる無理な審議をなされないように、一つ与党の諸君にも希望しておきます。

労働大臣に、この機会に一つ明確に御答弁をいただきたいのは、この事業団を運営いたします役員、すなわち理事長、理事、さらに職員の問題については多くの問題がございます。その中で一番大きな問題となるべきものは、かかる政策の中でも、単に労働政策、雇用政策に限定されるのでなく、その成否は、日本の経済全体に及ぼす、あるいは社会労働問題に及ぼす影響がきわめて甚大であります。でありますから、この事業団の将来というものは、私にはかかる意味において決して軽視できないと思ふのであります。でありますから、この点に対する労働大臣の明確な御意見を一つ伺つておきたいことは、かかる行政、ことに三公社のように企業体としてその行政分野を受け持たせるのと異なりまして、多くの政策を遂行していく一つの母体としてこれが発展成長する性質が明らかであります。でありますだけに、こゝういふものを作つて、あつたがどのよう

に成長発展を遂げるかということについては、非常に大きな関係をもたらします。この際労働大臣の御答弁をわすれられない。もし答弁で満足できぬようでありましたならば、私どもは賛否の意見を保留して、党の態度を別にいたしたいと思ふほどの重要な問題でありますから、一つできるだ

け了解できるように御答弁いただきたい。

○石田国務大臣 この事業団の理事長以下の人事の人事にあたりましては、この事業団の目的及びその任務の重大性にかんがみまして、慎重にかつみずからの良心に顧みて恥じないようなりっぱな人を選いたす決意であります。

○井堀委員 最後に一点お尋ねしておきます。この職員の問題であります。が、職員については、この法律の規定はごく簡単にしかいたしておりません。しかしこの職員は、その身分は公務員でないことは明らかであります。公務員に準ずるという程度の規定にはかならぬのでありまして、質問書にも、政府が答弁しておりますように、たとえ労働法規ほどの法規が適用されるかという点に対しては、一般の労働三法が適用される職員であるということが明らかになっている。そういった点と、この職員の労働条件などにつきましては、理事長との間に身分関係が雇用、被雇用の形をとるのであります。ところがこの法律によりますと、労働大臣の許可、認可の限界というものは、その労働条件を束縛する基本的な認可、許可権を握っておるのであります。この点は将来私は重大な問題になると思っておりますので、この点に対する政府の見解をただしておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 職員に対する労使関係は、一般の公団、事業団等と同様に取り扱って参るのであります。が、しかしその精神においては労使間の正常なものを阻害しないようにする決意であります。

○山本委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○山本委員長 引き続き本案を討論に付するのでございますが、申し出もありませんので、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

雇用促進事業団法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立議員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

○山本委員長 この際、澁谷直蔵君、小林進君及び井堀繁雄君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。澁谷直蔵君。

雇用促進事業団法案に対する附帯決議

一、経済の成長発展に伴う産業構造、就業構造の急激な変化に対処し、完全雇用に関する総合的、基本的政策を樹立するため、政府はすみやかに雇用基本法の制定に努めること。

二、雇用促進事業団に、その業務運営の円滑適正を期する目的をもつて、主要事項につき協議するたため、労使を含む関係者等をもつて構成する運営協議会を設置すること。

三、政府は、雇用促進事業団に対し、第十九条第一項の業務に相当

な金額を一般会計より支出することを目途としてその交付金を増額することに努めること。

四、政府は、産炭地その他失業者多発地域においては、離職者等の営業の自立をはかるため、生業資金の貸付その他金融措置の万全を期すること。

○澁谷委員 雇用促進事業団法案に対し附帯決議を付するの動議を提出いたします。

附帯決議案の内容は、お手元に配りましたものによつてごらんいただきましたと思います。すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○山本委員長 本動議について採決いたします。本動議の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって本案は、澁谷直蔵君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付するに決しました。

この際、労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。石田労働大臣。

○石田国務大臣 附帯決議の趣旨につきましては、これを完全に尊重いたしまして努力をいたしたいと存じます。

○山本委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

次会は明十八日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後十一時五十七分散会

〔参照〕

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)に関する報告書

雇用促進事業団法案(内閣提出第八〇号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年五月二十五日印刷

昭和三十六年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局